

第1回大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会

別添資料

①循環型社会推進計画	1
②循環型社会推進計画について（答申）（抜粋）	11
③大阪 21 世紀の新環境総合計画（概要）	35
④次期環境総合計画の策定にあたっての基本的事項に関する検討状況について（環境総合計画部会資料）	37
⑤第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）	39
⑥東京都 資源循環・廃棄物処理計画（概要）	57
⑦ゼロエミッション東京戦略（概要）	59
⑧都道府県における一般廃棄物の目標に関する状況	67
⑨主要都道府県の廃棄物処理計画	69
⑩市町村の一般廃棄物処理計画	71
⑪プラスチック資源循環戦略（概要）	73
⑫日本のプラスチック マテリアルフロー図	75
⑬日本のプラスチックくずの輸出量	77
⑭おおさかプラスチックごみゼロ宣言	79
⑮食品ロスの削減の推進に関する法律（概要）	81
⑯「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」骨子案	83
⑰大阪府と市町村における食品ロス削減の取組み	87

大阪府循環型社会推進計画

平成28(2016)年6月

大阪府

はじめに

私たちが目指す循環型社会では、全ての物を資源として循環的に利用することが基本で、再生された資源が原料として利用されることが当たり前のこととなっています。

現在、私たちは、さまざまな物を利用して豊かで快適な生活を送っていますが、それらの物を製造、使用する際に多くの天然資源を利用し、また使用後は多くの物を廃棄しています。

人類の貴重な財産である限りある資源を長期にわたって活用することで、次世代に健康で豊かな社会を引き継いでいく責務があります。資源の無駄遣いをなくし、有効利用を進めるために、さらに、社会経済活動自体を循環型のシステムに変えていく必要があります。

目指すべき循環型社会の構築に向け、府民、事業者、行政が連携、協働し行動していくことが必要です。本計画の推進により、各主体の3Rに対する認識が深まり、自主的な取組みがより一層進展するよう、みなさまと力を合わせて取り組んでいきます。

取り巻く状況

一般廃棄物は、前計画策定時において、1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量が全国ワースト1でありましたが、1人1日当たりの排出量及び再生利用率は前計画期間中にワースト1から脱却したものの、依然全国平均を下回る水準にあり、最終処分量は全国ワースト1です。産業廃棄物については、最終処分量は減少しているものの、近年、排出量は増加傾向、再生利用率は横ばいです。

このため、今後とも循環型社会の構築に向け、さらなる取組みが求められています。また、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害発生時における廃棄物の適正処理について平時から備える必要があります。

その他、今後予測される以下のような社会情勢の変化に対しても、本計画期間中から留意することが必要です。

- 人口減少、高齢化の進行、ごみの排出形態等の変化への対応
- 府域で排出される廃棄物は最終的には最終処分場に埋立処分されていますが、その容量には限りがあること
- 高度経済成長期に建てられた多数の建築物等が更新時期を迎えることから、解体廃棄物が増加する可能性があること

計画の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく「廃棄物の減量その他の適正な処理」に加え、循環型社会形成推進基本法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府環境基本条例や大阪21世紀の新環境総合計画（以下、「新環境総合計画」という。）等に基づく、いわゆる「循環型社会の構築」を見据えたものとします。なお、東日本大震災の教訓を踏まえて廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項についても含んでいます。

また、3Rと適正処理に関連する事項について広く捉えるとともに、「低炭素社会の構築」へ配慮します。

- 法律等に基づく位置づけ
- 上位計画である「新環境総合計画」の分野ごとの実行計画
- 「廃棄物処理法」第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画
- 「大阪府循環型社会形成推進条例」第6条に基づく基本方針
- 「大阪府循環型社会形成推進条例」第8条に基づく行動指針

目次

はじめに	1
計画の基本的事項	2
計画の目標	3
成果を実感できる指標	3
循環型社会の構築に向けた主な施策と各主体の行動指針	4
○ 循環型社会の構築に向けた施策（詳細）	5
< 関係資料 >	
府域における廃棄物の状況	7
目標の立て方	9

計画の基本的事項

計画期間

本計画は、循環型社会の将来像（長期的視点）を見据えつつ、今後5年間の計画として、

- ・平成32年度の廃棄物排出量等の目標
- ・循環型社会の構築に向けた施策等

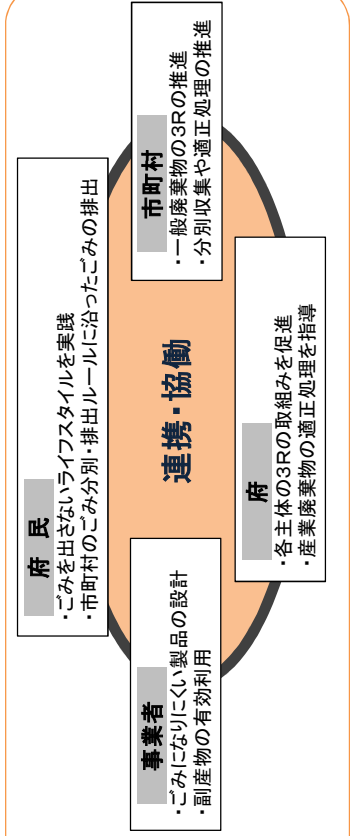
をとりまとめたものです。

なお、目標年度である平成32年度は上位計画である新環境総合計画や、国の基本方針※の目標年度となっています。

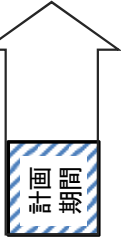
※ 廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月告示）

実施主体

循環型社会の構築のためには、各主体がそれぞれの果たすべき役割を認識した上で、連携・協働して、3Rや適正処理に取り組んで行くことが必要です。



平成28年 平成32年 長期の視点
(2016年) (2020年) (概ね2050年)



目指すべき将来像（長期的視点）

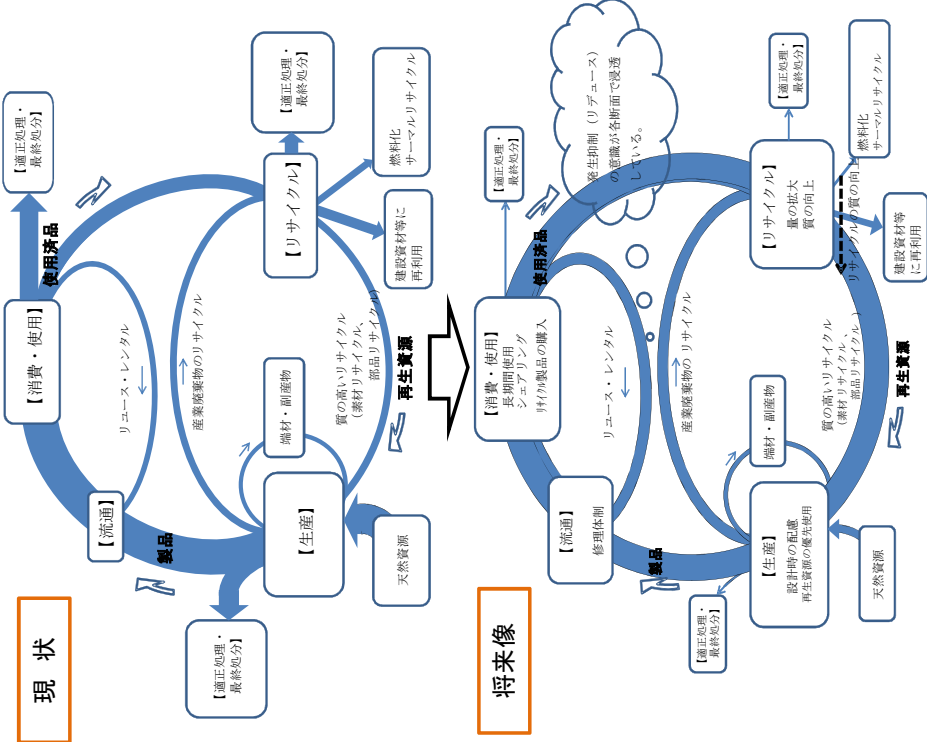
○ 概ね2050年の将来像（新環境総合計画）

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることにより循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

○ 社会のイメージ

循環型社会の将来像（長期的視点）を目指して、物の製造から廃棄に至る過程における生活様式、事業活動、適正処理の視点での社会の具体像をイメージしました。

<循環型社会における資源循環の流れ>



※図における線の太さが物の流れの「量」を表しています。

生活様式

■ 物の購入
物の購入時には、ごみになりにくく、使用後のリサイクルが容易なものを、長期間使用できる製品のほか、再生資源を用いたリサイクル製品が優先的に購入されている。

■ 物の使用
修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）による長期間使用や、交換を促したリユースの考え方が広く普及している。

■ 物の廃棄
家庭でのごみの減量化のほか、廃棄する際には、適切な分別を行いリサイクルに積極的に取り組んでいる。



相大ごみで捨てられた家具のリユース
(出典：東北環境整備施設組合HP)

事業活動

■ 製品の設計
原材料には、再生資源や再生可能な資源等が選択されている。ごみになりにくく、使用後のリサイクルが容易な設計、長寿命化への配慮が徹底されている。

■ 長期間使用
販売した製品の長期間使用をサポートするため、修理（リペア）や機能追加、改修の体制が整備されている。

■ 使用済み製品のリサイクル
リース、レンタルに加え、拡大生産者責任の考え方に基づく、製造事業者による使用済み製品の回収、再生利用が広く普及している。循環資源にかかる情報の開示・データベース化により業種を越えた効率的なリサイクルシステムが整備されている。



使用後のリサイクルを考慮した製品の例

適正処理

■ 適正処理の徹底
排出者による適正処理の徹底、関係機関による監視網の整備、土地所有者による自主管理の徹底、廃棄物処理業者の優良化などにより社会全体に不適正処理を許さない機運が醸成し、不法投棄や不適正保管は未然に防止されている。

■ リサイクル、熱利用
廃棄物の処理施設では、資源化施設が設置され、再使用、再生利用した後の素材としてリサイクルできないものは、焼却時に熱利用が行われている。

■ 最終処分量の削減
経済活動で使用されたものは、様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がされており、どうしてもリサイクルできないものだけが、最終的に廃棄物として処分されている。



発電施設を併設した焼却施設

計画の目標

本計画では、目標年度を平成32年度とし、3Rの進捗状況を総合的に表す、排出量、再生利用率、最終処分率、1人1日当たりの生活系ごみ排出量を計画の目標として設定しました。排出量、最終処分率、1人1日当たりの生活系ごみ排出量については、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目指すこととして設定しました。また、再生利用率の目標については、府域の特性等を踏まえて設定しました。目標設定についての詳細はP9「目標の立て方」を参照してください。

目標を設定する項目	一般廃棄物		産業廃棄物	
	H32年度目標	H26年度実績	H32年度目標	H26年度実績
排出量 : 廃棄物として排出されるものの全体量(総排出量)	278万トン	318万トン	1,534万トン	1,518万トン
再生利用率 : 排出量のうち再生利用される量の割合	15.8%	13.7%	32.2%	31.8%
最終処分率 : 焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量	32万トン	39万トン	37万トン	38万トン
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 : 家庭から排出される生活系ごみのうち、集団回収量と資源ごみを除き、1人1日当たりの排出量として表した量	403g/人・日	461g/人・日	—	—

(目標設定の考え方)

排出量抑制の取組み	一般廃棄物	産業廃棄物
再生利用量の増加の取組み	一般廃棄物	産業廃棄物

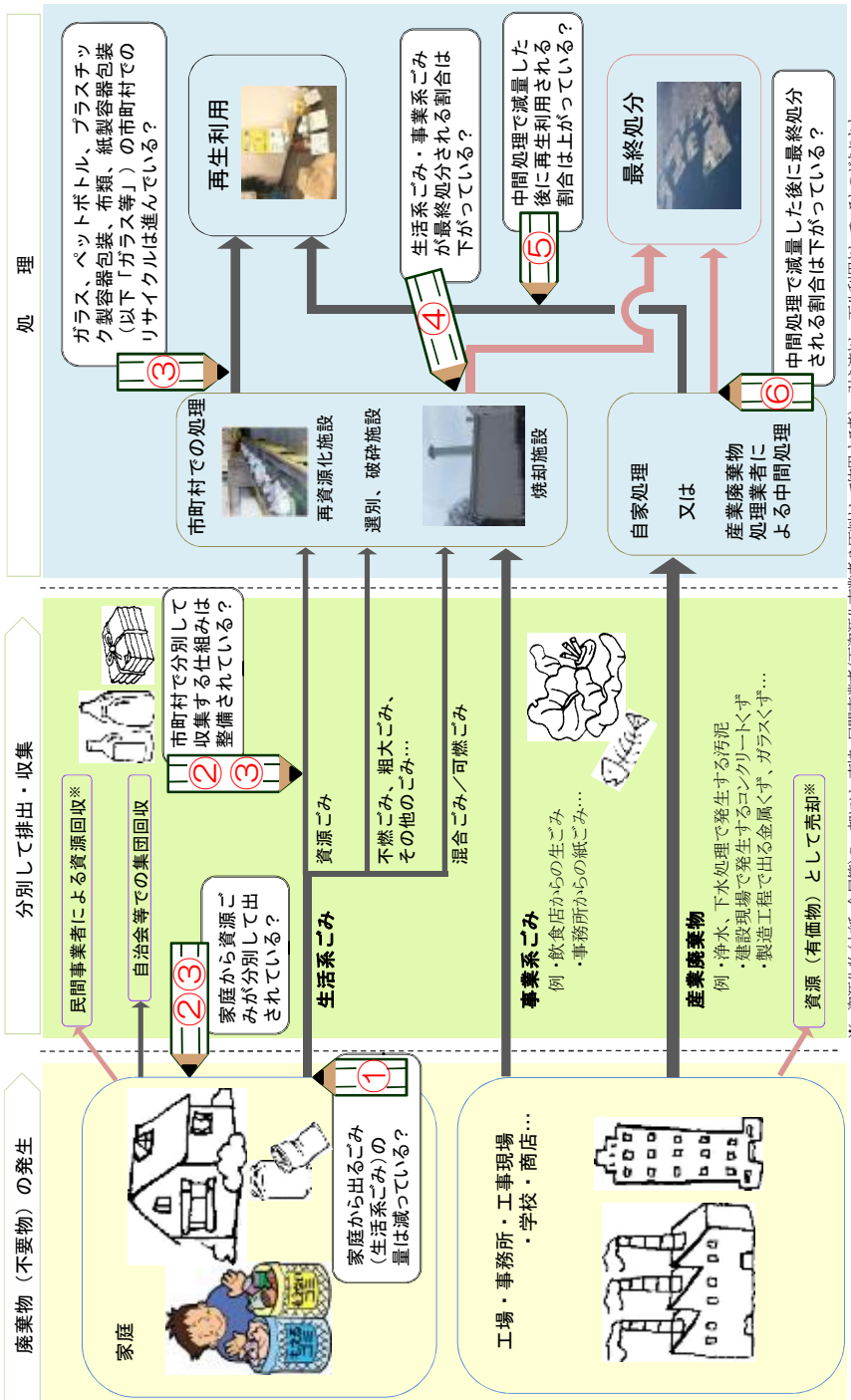
- 排出量抑制の取組み
 - ・手つかず食品の排出量を15%削減(生活系)
 - ・資源化可能な紙ごみの混入を15%削減(事業系)
 - ・産業廃棄物(プラスチック類)の混入を15%削減(事業系)
- 再生利用量の増加の取組み
 - ・燃えるごみに含まれる資源化可能な紙ごみの15%を資源ごみに分別(生活系)
 - ・燃えるごみに含まれるプラスチック製容器包装の15%を資源ごみに分別(生活系)
 - ・建設廃棄物を分別排出し、建設混合廃棄物発生率を6.0%以下に抑制
 - ・事業系ごみに混入している産業廃棄物の混入削減による、排出量及び再生利用量の増加

※：建設混合廃棄物発生率(%) = (建設混合廃棄物排出量 ÷ 建設廃棄物量) × 100

成果を実感できる指標

3Rの進捗状況を総合的に表す上記の目標に加え、府民、事業者、市町村といった各主体がそれぞれの取組みの成果を実感できる指標を設定しました。指標については、平成32年度目標を設定しますが、施策や行動指針による取組みの成果を確認し、指標の推移をホームページに公表するなど、本指標を活用することで、各主体の取組みをさらに促進していきます。

○ 廃棄物の発生から処理までのフローと指標の考え方



※：資源化物(古紙、金属等)の一部は、直接、民間事業者(再資源化事業者や原料として使用する者)へ引き渡され、再生利用されているものがああります。

○ 指標と算出式

左図中の のマークは、6つの指標を確認する箇所です。
 中の数字が指標番号を表しています。

①	一般廃棄物 1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量(g/人・日) = $\frac{\text{生活系ごみ(資源ごみを含む)排出量}}{\text{人口}} \times \text{日数}$ H26 : 515g/人・日
②	生活系ごみ分別排出率(%) = $\frac{\text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}}{\text{生活系混合・可燃ごみ排出量} + \text{生活系資源ごみ} + \text{集団回収量}} \times 100$ H26 : 22.5%
③	ガラス等(主に行政により分別収集が行われている品目)のみの再生利用率(%) = $\frac{\text{ガラス等の再生利用量}}{\text{総排出量} - (\text{ガラス等以外の再生利用量})} \times 100$ H26 : 4.9%
④	最終処分率(%) = $\frac{\text{最終処分量}}{\text{生活系ごみ総排出量} + \text{事業系ごみ総排出量}} \times 100$ H26 : 12.3%
⑤	産業廃棄物 排出量から減量化量を除いた再生利用率(%) = $\frac{\text{再生利用量}}{(\text{排出量} - \text{減量化量})} \times 100$ H26 : 92.7%
⑥	排出量から減量化量を除いた最終処分率(%) = $\frac{\text{最終処分量}}{(\text{排出量} - \text{減量化量})} \times 100$ H26 : 7.3%

循環型社会の構築に向けた主な施策と各主体の行動指針

主な施策

食品ロスの削減

- 期限表示の理解の促進等により、手つかずのまま廃棄される食品や食べ残しといった「食品ロス」を削減



消費期限？
賞味期限？

事業系ごみの削減

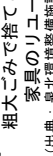
- 先進的な取組事例の情報共有等により、市町村による事業者の排出抑制の取組を促進
- 「焼却ごみに混入している資源化可能な紙ごみ等を削減



粗大ごみで捨てられた家具のリユース
(出典：東北環境整備施設組合HP)

リユースの促進

- 使用済みとなった物であつても再使用可能な物は交換会などを通じて、繰り返し使用



事業者の排出抑制の効果的な事例を情報提供し、広く事業者の取組を促進



効果的な事例を提供

産業廃棄物の削減

- 事業者の排出抑制の効果的な事例を情報提供し、広く事業者の取組を促進



効果的な事例を提供

分別収集の促進

- 家庭から出るプラスチック製容器包装や資源化可能な紙ごみなどの分別を促進



ペットボトルの選別施設

建設混合廃棄物の発生抑制

- 工事現場における分別事例等を広く情報提供することにより、建設混合廃棄物の発生を抑制



※建設混合廃棄物：工事現場から排出される工事で複数の種類の産業廃棄物が混じった状態の廃棄物のこと

質の高いリサイクルの促進

- 環境保全や経済性の観点もふまえて、できる限り素材へのリサイクルを優先
- 「なにわエコ良品ネクス」の認定を進め、繰返してリサイクルされる製品を普及



リデュースとリユースの推進

リサイクルの質の高いリサイクルの推進

適正処理の推進

非常災害時の備えの適正処理

留意事項

みんなで取り組もう（行動指針）

府民	事業者	市町村	府
<ul style="list-style-type: none"> 詰替え商品、簡易包装の商品を選択する。 必要なものを必要な量だけ購入する。 賞味期限等の期限表示を理解する。 作り過ぎや食べ残しを削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみになにくい商品やデザイン、製造する。 資源化可能な紙類などを焼却ごみから分別する。 製造工程で発生する副産物を有効利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 交換掲示板の活用やイベントにおける交換会などにより、リユースを推進する。 住民、事業者による環境に配慮した消費行動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内での紙類の削減や、机・椅子等の物品、文房具等の消耗品のリユースに取り組む。 食品の期限表示の理解を促進する。 各主体の自主的な取組を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村のごみ分別・排出ルールに沿ったごみの排出に取り組む。 紙類等の集団回収に積極的に取り組む。 使用済家電、自動車は適正にリサイクルする。 購入時は、リサイクル製品を選択する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料には可能な限り再生資源を利用する。 工事現場での分別を徹底し、混合廃棄物の発生量を削減する。 より資源ロスを減らすため、排出段階での分別を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装等の分別収集を拡充する。  <p>(出典：大阪市HP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に再生品を利用する。 市町村によるリサイクルの取組が適正かつ効果的に行われるよう情報交換する。 各主体の自主的な取組を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村のごみ分別区分を再確認するとともに、ルールに沿ったごみの排出を実践する。 自らの敷地内に不法投棄されないよう管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物を委託処理するときは、契約を締結しモニタリングシートを交付する。 有害物質を含む廃棄物は、他の廃棄物と混ざらずに適正に処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の適正な中間処理及び最終処分を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設への立入検査を継続して実施する。 事業者に対して適正処理に関する情報提供、指導を実施する。 市町村のごみ処理広域化の調整をする。
<ul style="list-style-type: none"> 災害時に退避ごみを排出しないよう、平時から留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理に関連する事業者は、平時から処理技術の集約、検証、継承を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画を策定する。 災害対応視点から処理施設を整備する。 関係機関・団体との連携体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な対応のための円滑な連携といった観点から関係機関・団体との連携体制を構築する。

進行管理

- 計画の着実な推進を図るために、施策の実施状況等について毎年把握し公表するなど、計画の進行管理を行い、各主体の取組を促進します。
- 一般廃棄物については、目標値とともに、各主体の取組の成果を実感できるように設定した指標により、市町村ごとに取組み状況の推移を確認し、公表します。

低炭素社会・自然共生社会への配慮

- 二酸化炭素の排出削減につながるプラスチック類のリサイクルを温暖化防止の観点からも推進

人口減少・高齢化の進展

- 人口、世帯数、年齢構成の動向と、排出されるごみの関係把握

各主体の取組を促進

- 3Rの普及啓発や環境教育等に関する情報提供により、各主体の自主的な取組をさらに促進

技術の蓄積と人材の育成

- 迅速に処理するための技術、ノウハウの蓄積に加え、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材を育成



大量に発生した災害廃棄物
(東日本大震災)

一般廃棄物の処理

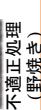
- ごみ焼却施設や尿処理施設の長寿命化対策や建替えを計画的に行い、ごみや尿の適正処理を引き続き確保



ごみ焼却施設

適正処理の徹底

- 産業廃棄物の排出事業者に対し、適正なマニフェストの交付等に係る指導を徹底
- パトロールを実施し、不法投棄等を早期発見、是正



不適正処理
(野焼き)

有害廃棄物の処理

- 廃石棉や水銀廃棄物等の有害物質を含む廃棄物が、適切に区分して排出されるよう事業者への指導を徹底



石綿含有建材

最終処分場の確保

- 既存の処分場をできる限り長く使うとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うための最終処分場を確保



フェニックス処分場

循環型社会の構築に向けた施策（詳細）

リデュースとリユースの推進

■ ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進

- ・ 代替商品等を選択することなど、ごみを出さないライフスタイルが定着する必要があります。
- ・ また、事業者は、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計など、ごみの排出を抑えた商品の製造・販売を基本とする事業活動に取り組み必要があります。
- ・ このため、環境にやさしい買い物キャンペーンの実施など、豊かな環境づくり大阪府民会議と連携を図りながら、府民や事業者による環境に配慮した消費行動や事業活動を促進します。

■ 生活系ごみの排出抑制の促進

- ・ 「1人1日当たりの資源ごみを含む生活系ごみ排出量」の指標を活用し、府民、市町村の各主体が生活系ごみの排出抑制の成果を実感できるようにするとともに、各主体のさらなる取組みを促進します。
- ・ 賞味期限・消費期限表示の理解の促進などの普及啓発により、手つかずのまま廃棄される食品や食べ残しといった食品ロスの削減に取り組みます。
- ・ また、国や市町村における食品ロスや生ごみ削減に係る取組み事例について、府内市町村と情報共有を図り、市町村における取組みを促進します。

■ 生活系ごみの有料化の促進

- ・ 国の「一般廃棄物の有料化の手引き」において、一般廃棄物処理を有料化することにより、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できるとされています。
- ・ 有料化の導入にあたっては、住民の理解を得ることに加え、導入後いったん減少したごみの量が元に戻りにくい制度設計や、排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充に配慮することが必要です。
- ・ このため、市町村における有料化の実施状況を把握するとともに、市町村に対し、市町村の取組み状況や府内外の先進的な取組み事例等の情報提供を行います。

■ リユースの促進

- ・ 使用済みとなったものでも、再使用可能なものを繰り返し使用するリユースの取組みを促進するため、市町村に対し、掲示板の活用や交換会の開催など、リユースに関する取組み事例の情報提供を行います。

■ 事業系ごみの排出抑制の促進

- ・ 事業系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて多く、事業系ごみには資源化可能な紙類や産業廃棄物であるプラスチック類が混入しています。
- ・ 資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めるため、市町村に対し府内外の先進的な取組み事例の情報提供を行い、市町村による事業者への排出抑制の取組みを促進します。

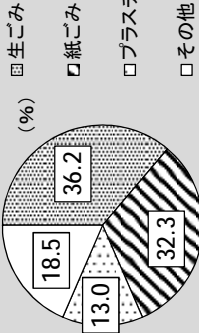
■ 事業者による産業廃棄物の排出抑制の促進

- ・ 産業廃棄物を多量に排出する事業者に対し、排出抑制の取組みや排出量の見込みなどを記載した処理計画書の公表や指導助言等を通じて、事業者による排出抑制の取組みを促進します。
- ・ また、多量排出事業者だけでなく、広く排出事業者における排出抑制を促進するため、多量排出事業者などが行っている先進的、効果的な端材・副産物の発生抑制事例等について情報提供を行います。

■ 建築物等の長寿命化の促進

- ・ 今後、高度経済成長期に建築された建築物等が更新の時期を迎えることにより、建設廃棄物の排出量が増加する可能性が指摘されています。
- ・ 府が施設等の適切な維持管理を行い、計画的な改修を実施することにより、良質なストックとして長期的に活用します。
- ・ 建築物の長期間使用を促進するためには、設計段階から長寿命化について配慮することも必要です。建築物の環境性能を評価し格付けする手法を活用し、廃棄物の発生抑制の取組みを推進します。

生活系ごみ※の組成



（※第58回大阪府産業廃棄物等推進審議会資料より作成）
※大阪市の収集区分（普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）のうち分別処理する普通ごみの組成

リサイクル（質の高いリサイクル）の推進

■ リサイクルのための分別収集の促進

- ・ 「生活系ごみ分別排出率」や「ガラス等（主に行政により分別収集が行われている品目）のみの再生利用率」の指標を活用し、府民、市町村がごみの分別や再生利用に関する成果を実感できるよう、府と市が情報交換することなど、さらなる取組みを促進します。

■ 各種リサイクル法に基づくリサイクルの促進

- ・ 大阪府分別収集促進計画に沿って、市町村における容器包装廃棄物の発生抑制及び分別収集を促進するとともに、国の動向把握や市町村への情報提供を行います。
- ・ 市町村における小型電子機器等の適正なリサイクルの取組みを促進するため、国の動向の把握や市町村への情報提供を行います。
- ・ 使用済み家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を適正にリサイクルする方法などについて周知に努めます。
- ・ 食品廃棄物の適正なリサイクルが実施されるよう、国の動向把握や府民、事業者、市町村への情報提供を行います。
- ・ 建設廃棄物の適正なリサイクルを促進するため、分別解体や再資源化に関する周知や指導を行います。
- ・ 使用済み自動車の適正な処理及びリサイクルを促進するため、使用済み自動車の解体業者等に対して立入検査等を通じた指導を徹底します。

■ 質の高いリサイクル（素材へのリサイクル）の促進

- ・ 省資源・資源循環のためには、リサイクルの際に、環境保全や経済性等を踏まえた実行可能性を踏まえつつ、できる限り素材へのリサイクルが優先されることが必要です。そのために、素材リサイクルに関する取組み事例のほか、産業廃棄物の排出事業者に対しては、再生利用状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報などを提供します。
- ・ コンクリート類はそのほとんどが舗装路盤材用の再生砕石として利用されていますが、品質や経済性、法令、供給状況を踏まえながら、再生骨材コンクリートへの利用など、コンクリート塊の先進的な再生利用に関する事例などを収集し、さらなる利用を検討します。

■ 産業廃棄物のリサイクルの促進

- ・ 産業廃棄物のリサイクルは、関連法の制定や排出事業者の取組みなどにより一定進展してきましたが、費用や需要等の面からの課題もあります。今後とも取組みの継続が必要であることから、上下水道事業者、建設業者、製造業者といった排出事業者への周知啓発、情報提供により、取組みを促進します。
- ・ 資源循環における資源ロスを少なくするために、排出段階での取組みが重要です。多量排出事業者による分別排出、自社内再生利用に関する取組み事例及び再生利用を行う処理業者等に関する情報提供を行い、排出段階での排出事業者による取組みを促進します。

■ 建設混合廃棄物の発生抑制の促進

- ・ 建築物等の新築・解体現場での分別努力により、建設混合廃棄物を減らすことが必要です。工事現場における建設廃棄物の分別事例等を広く建設業者、発注者に情報提供し、取組みを促進します。

■ 大阪府エコタウンプランの推進

- ・ 新技術、新システムを導入したリサイクル施設の整備促進等を目的とした「大阪府エコタウンプラン」を推進するため、エコタウンに関する情報発信や関係自治体等との交流・連携に努めます。

■ リサイクル製品認定制度の普及

- ・ 府内で発生した循環資源を利用して製造されたリサイクル製品のうち、品ごとの認定基準を満たしたものを「大阪府認定リサイクル製品」として認定し、その普及に努めます。
- ・ また、平成27年度に新たに創設した「繰返しリサイクルされる製品」について、「なにわエコ良品ノックスト」として認定を進めるとともに、認定された製品の普及に努めます。

循環型社会の構築に向けた施策（詳細）

適正処理の推進

■ 一般廃棄物処理施設における廃棄物の適正処理の推進

- ・市町村や一部事務組合では、ダイオキシン類の測定結果を公表する等、ごみ焼却施設等の一般廃棄物処理施設の維持管理に努めます。
- ・一般廃棄物が処理施設で適正に処理されるよう、立入検査を継続して実施するとともに必要に応じて技術的な助言を行います。

■ ごみ処理の広域化の推進

- ・老朽化が進んでいるごみ処理施設は、計画的に長寿命化や建替えによる施設整備を実施する必要があります。また、3Rを推進しつつ、広域的かつ集約的な施設の整備が図られるよう市町村や一部事務組合に対し、情報提供や技術的な助言を行います。

■ し尿及び浄化槽汚泥の適正処理と資源化の促進

- ・生活排水の100%適正処理を早期に達成するには、地域の実情に適した生活排水処理施設の整備が重要です。このうち浄化槽整備は、市町村が設置、管理運営を行う「浄化槽市町村整備推進事業」による計画的な面的整備を推進しています。
- ・浄化槽の整備を進めるには、浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保が重要です。そのため、老朽化が進んでいるし尿処理施設については、現有施設の長寿命化や将来の広域処理については、市町村等での検討が進むよう、府がコーディネートとなり、積極的に促進します。
- ・し尿処理施設の施設整備等にあたっては、し尿処理由来の汚泥の有効活用が進展するよう、循環型社会形成推進交付金制度の活用等により、資源化設備の整備を推進します。

■ 最終処分場の確保

- ・既存の処分場をできる限り長く使うとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うための最終処分場を確保します。
- ・大阪湾フェニックス事業の推進に当たっても、以上の考え方に立つとともに、瀬戸内法に基づく埋立の基本方針に十分配慮しながら関係機関と連携し、次期処分場整備の具体化に取り組みます。

■ 排出事業者への指導等による産業廃棄物適正処理の徹底

- ・排出事業者に対して適正な処理費用の負担、契約締結等に係る法令等の周知を徹底し、引き続き排出事業者による適正処理を指導していきます。また、電子マニフェストの普及を図ります。
- ・適正処理事業案に対する監視パトロールや土地所有者への土地管理の啓発などにより、不適正処理の未然防止、早期発見、是正に努めます。

■ 産業廃棄物処理業者の育成・指導

- ・産業廃棄物処理業者における適正な処理を確保するため、引き続き立入検査等による指導を徹底します。
- ・優良認定制度のメリットについて情報提供を行い、処理業者の優良認定取得への意識を高めるとともに、排出事業者に対し優良認定及び優良認定産業廃棄物処理業者についての情報提供を行います。

■ 有害物質を含む廃棄物の適正処理

- ・廃石綿や石綿含有建材は適切に区分して排出されるよう、関係法令の所管行政庁と連携し、立入検査や関係パンフレットの窓口配布などにより、適正処理を徹底します。
- ・水銀に関する水俣条約を踏まえ、廃水銀等が特別管理廃棄物に指定されるなど政省令が改正されたことから、法の処理基準等が遵守されるよう指導します。
- ・改正PCB特別措置法の成立（平成28年4月）を受け、PCB廃棄物の種類毎に定められた計画的処理期限（高濃度PCB廃棄物：平成33年度末、低濃度PCB廃棄物：平成38年度末）より前までに全てのPCB廃棄物の処理が完了できるように、PCB廃棄物を保有する事業者に対して文書や立入検査等により届出や適正保管・早期処理等を指導します。
- ・また、届出が行われていないPCB廃棄物等を把握するための掘り起こし調査や、広報誌などを利用したPCB廃棄物の処理等に関する周知に努めます。

大規模災害発生時の適正処理の備え

■ 災害時の適正処理体制の構築

- ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、市町村間の相互支援や広域支援などの体制整備に加え、仮置き場の確保等、平時から災害を想定した具体的な対応について情報共有を図るなど体制の拡充を図ります。
- ・特に大規模災害発生時においては、国、都道府県、市町村、民間事業者が一丸となって取り組む必要があり、広域的な連携体制の充実を図ります。

留意事項

■ 普及啓発や情報提供、環境教育による自主的な取り組みの促進

- ・3Rの普及啓発や環境教育の取組みなど、府民・事業者・市町村といった各主体の取組み状況に関する情報提供を行い、自主的な取組みをさらに促進するとともに、府内の廃棄物の処理状況について、指標も活用した情報提供を行うことで、各主体がその取組みの成果を実感できるようにします。
- ・また、ホームページなどで環境教育に関する情報提供を行うとともに、大阪府環境教育等行動計画に基づき、環境学習等を推進します。

■ 低炭素社会、自然共生社会に向けた施策への配慮

- ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの推進やプラスチック類の焼却量削減は二酸化炭素の排出削減につながるものであり、地球温暖化防止の観点からも積極的に推進します。
- ・また、廃棄物の焼却時の余熱を利用するごみ発電や廃熱利用は、地球温暖化対策として有効であり、引き続き推進します。
- ・最終処分場の設置にあたっては、動植物等に影響を与えることも考えられることから、計画段階において、自然環境保全に十分配慮します。

■ 技術の蓄積と人材の育成

- ・大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するために、できるだけ早い段階からの分別等に着手できるよう、過去の災害等の事例や教訓から、災害廃棄物処理の技術やノウハウを蓄積するとともに、それら技術を伝承するための、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図ります。

■ 人口減少・高齢化の進展等によるごみ排出形態への影響

- ・大阪府では長期的には人口減少や単独世帯数の増加が予測されています。また、世帯構成により、ごみの排出実態が異なり、単独世帯や高齢者世帯は1人当たりのごみ排出量が多くなる傾向があります。
- ・今後、市町村と情報交換を行い、人口・世帯・年齢構成の動向と排出されるごみの動向の関係について把握できるよう努めます。

■ 大阪府の率先行動

- ・大阪府は、自身が大きな事業者であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組み、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めます。
- ・引き続き、3Rの推進のため、両面コピー等によるコピー用紙の使用抑制や資源ごみ等の分別に取り組みとともに、庁内ウェブページに設置された掲示板などを活用し、物品や消耗品のリユースに努めます。

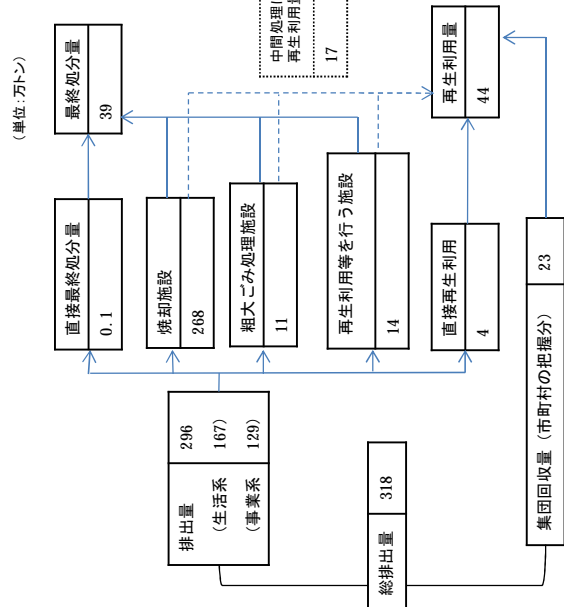
府域における廃棄物の状況

廃棄物の発生・処理状況（一般廃棄物）

○ 生活系ごみ・事業系ごみ

■ 処理フロー（平成26年度）

平成26年度に排出された一般廃棄物の総排出量は318万トンとなり、焼却等の中間処理を経て、39万トンが最終処分されています。また、再生利用量と集団回収量を合わせた44万トンが再生利用されています。

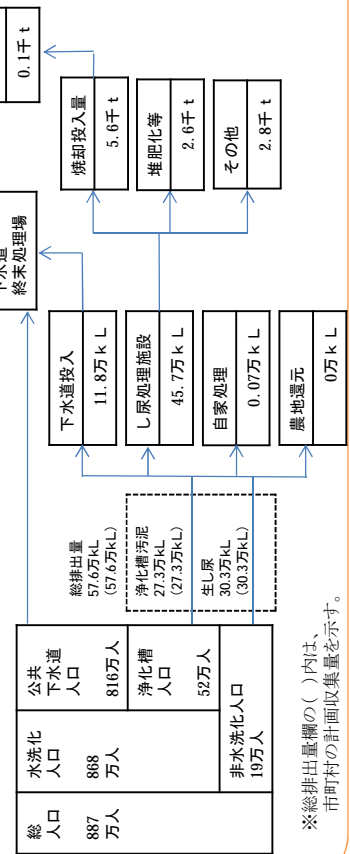


市町村が関与しない資源化物

○ し尿

■ 処理フロー（平成26年度）

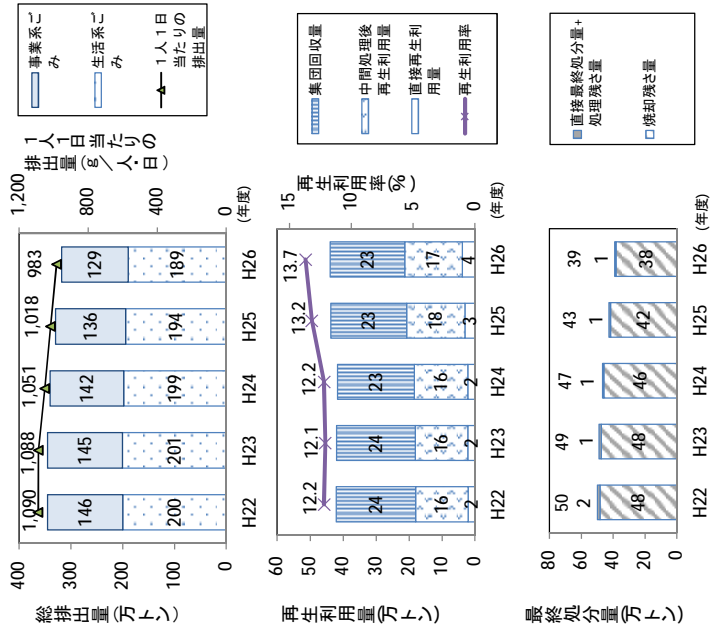
平成26年度のし尿総排出量は約58万kLとなり、そのうち約80%がし尿処理施設で処理されています。



※総排出量欄の()内は、市町村の計画収集量を示す。

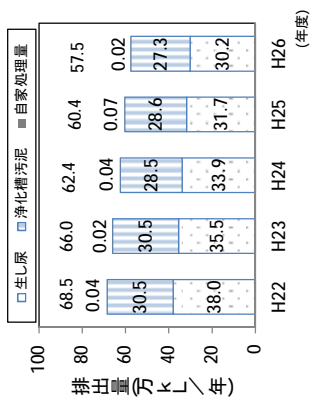
■ 総排出量、再生利用量、最終処分量の推移

経年的に見ると、総排出量は減少、再生利用量は微増となっています。その結果、最終処分量は減少しています。



■ 排出量の推移

経年的に、し尿の排出量は減少しています。



■ 市町村別の処理状況（平成26年度）

平成26年度における府内各市町村の総排出量、再生利用量は以下のとおりです。

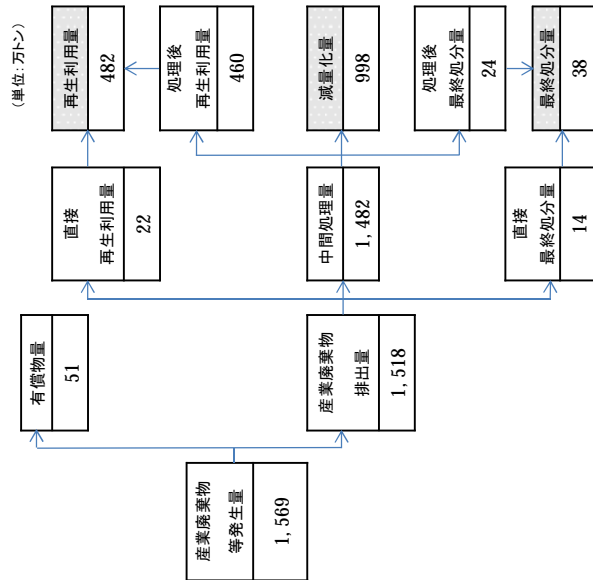
市町村	総排出量 (生活系・事業系)		生活系総排出量		事業系総排出量		再生利用量			再生利用率 (%)
	総排出量 (t)	1人1日当りの排出量 (g/人/日)	総排出量 (t)	1人1日当りの排出量 (g/人/日)	総排出量 (t)	1人1日当りの排出量 (g/人/日)	再生利用量 (t)	再生利用量 (g/人/日)	再生利用率 (%)	
大田市	1,053,318	1,004	461,389	473	571,919	567	96,440	96	44	9.3
堺市	324,529	1,048	210,381	680	118,948	398	62,000	212	90	18.9
岸和田市	75,474	1,032	44,784	612	30,680	424	11,405	156	88	15.0
豊中市	119,800	819	78,287	535	41,513	284	16,125	110	46	13.5
池田市	32,197	858	22,608	603	9,571	258	3,867	103	48	12.0
吹田市	113,141	857	78,133	502	35,008	265	18,920	143	74	16.7
東大阪市	28,942	908	15,318	554	11,624	419	3,620	141	94	14.6
高槻市	119,132	918	82,161	633	36,971	285	15,618	120	94	13.1
貝塚市	36,830	1,123	22,355	681	14,465	442	4,518	138	77	12.3
守口市	44,142	832	28,033	526	16,109	304	9,554	173	78	20.8
枚方市	127,531	858	94,007	632	33,494	225	27,901	167	125	21.9
茨木市	112,227	1,104	61,741	607	50,485	498	24,325	239	101	21.7
八尾市	85,815	872	63,744	648	22,071	224	12,683	129	95	14.8
泉佐野市	47,114	1,272	17,988	464	29,026	808	3,054	83	21	6.5
富田町	40,188	948	34,692	819	5,494	133	6,616	156	101	16.5
豊田町	76,823	875	57,285	632	19,588	228	16,773	191	81	21.9
河内長野市	35,688	879	28,009	604	7,669	188	9,195	227	105	25.8
松原市	37,971	846	29,394	654	8,607	192	7,658	157	77	18.6
大東市	40,173	884	30,607	675	9,596	211	5,106	113	68	12.7
和歌山市	61,132	894	41,732	610	19,400	284	7,966	116	61	13.0
箕面市	47,243	934	30,629	622	16,614	337	6,377	129	85	13.5
柏原市	23,638	897	19,164	727	4,465	178	1,886	72	37	8.0
羽曳野市	40,016	951	30,578	727	9,438	224	4,311	102	74	11.0
門真市	47,785	1,038	28,288	611	19,466	421	6,138	133	68	12.8
堺市	31,196	1,004	18,193	585	13,003	418	4,386	148	94	14.7
高石市	18,237	855	12,624	564	6,213	201	2,823	132	104	15.5
藤井寺市	24,831	1,023	15,498	638	9,333	384	1,757	72	43	7.1
東大阪市	203,511	1,116	119,921	641	88,390	475	20,803	114	76	10.2
泉南市	22,539	948	13,932	595	8,607	374	2,774	119	43	12.3
四條邨市	16,648	805	13,533	635	3,095	154	2,755	133	81	16.6
交野市	20,989	734	16,994	596	4,005	141	3,889	137	55	18.6
大飯町	19,704	898	16,131	764	3,633	172	3,300	101	113	16.6
阪南市	18,708	838	13,610	654	5,088	245	3,467	167	68	18.6
島本町	8,390	747	7,324	633	1,066	94	1,292	115	68	15.4
豊能町	6,865	877	5,825	744	1,040	133	2,697	288	105	30.6
能勢町	3,637	883	2,275	533	1,362	331	689	170	62	19.2
忠通町	6,047	925	4,900	748	1,147	175	934	143	94	16.4
船場町	13,379	838	9,714	596	3,665	226	1,809	115	44	14.0
田原町	2,830	891	1,948	613	882	278	185	38	1	6.5
岬町	7,089	1,154	5,338	808	1,751	285	1,633	171	21	15.5
太子町	3,648	712	3,462	676	186	38	639	125	64	17.5
河野町	5,238	897	4,418	754	840	149	1,008	172	115	19.2
千早赤阪村	2,002	947	1,880	894	113	33	414	196	130	20.6
大坂府計	3,184,536	983	1,891,683	583	1,293,851	398	438,421	133	70	13.7

府域における廃棄物の状況

廃棄物の発生・処理状況（産業廃棄物）

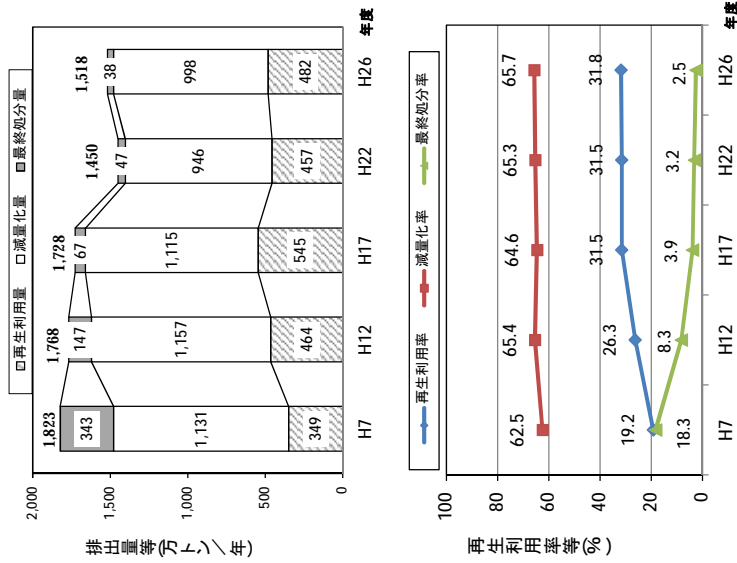
■ 処理フロー（平成26年度）

平成26年度に排出された産業廃棄物1,518万トンのうち、998万トン（65%）が中間処理により減量化、482万トン（31.8%）が再生利用され、その結果、38万トン（2.5%）が最終処分されています。



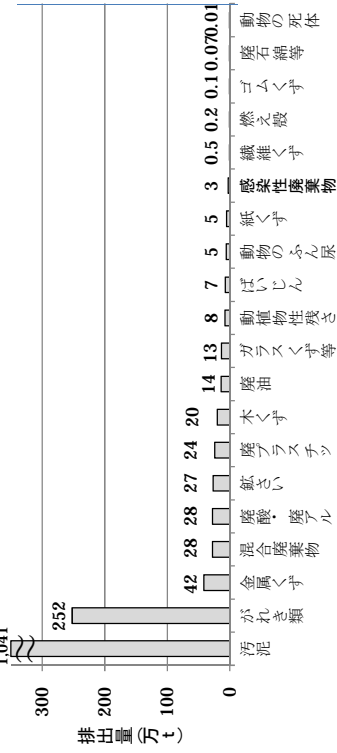
■ 排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量の推移

最終処分量は減少しているものの、近年、排出量は増加傾向、再生利用率は横ばいです。



■ 種類の排出量（平成26年度）

種類別には汚泥が最も多く約7割を占め、続いてがれき類、金属くずが多くなっています。



■ 種類の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成26年度）

産業廃棄物の種類によって処理比率は異なります。がれき類や金属くずは再生利用率が高く、水分を多く含む汚泥は減量化率（脱水した割合）が高くなっています。



前計画の目標達成状況

単位(万トン)

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H22実績	H27目標	H22実績	H22実績	H27目標	H27目標
排出量 (生活系)	346 (200)	318 (189)	1,450 (199)	1,518	1,565	1,565
再生利用量	42	62	457	482	551	551
再生利用率	12.2%	19.7%	31.5%	31.8%	35%	35%
最終処分量	50	35	47	38	49	49

○ 一般廃棄物

- 排出量は削減が進み、平成26年度に318万トンとなりましたが、目標の282万トンには達していません。
- 生活系ごみの排出量は、平成27年度の量として見込んでいた183万トンに近づきましたが、事業系ごみは、平成26年度の排出量が129万トンであり、見込んでいた99万トンより多い状況です。
- 再生利用率は、分別収集の取組み等により上昇したと推定されますが、平成27年度目標は下回る見込みです。
- 最終処分量は削減が進み、平成26年度に39万トンとなりました。このまま取組みが続くと、平成27年度は概ね目標である35万トンに近づくと推定されます。

○ 産業廃棄物

- 排出量の平成26年度実績は1,518万トンとなり、平成27年度目標の1,565万トンを達成しています。建設業等における排出抑制の取組みの進展等によるものと推定されます。
- 再生利用量は25万トン増加し、再生利用率は0.3%上昇しましたが、平成27年度目標は下回る見込みです。想定よりも、再生利用率の高いコンクリート塊の排出量が少なかったこと等によるものと推定されます。
- 最終処分量の平成26年度実績は38万トンとなり、平成27年度目標の49万トンを達成しています。汚泥を再生利用する取組みの進展等によるものと推定されます。

目標の立て方

一般廃棄物

○ 単純将来推計

(1) 排出量

- 平成32年度の生活系ごみ排出量は、平成22年度から平成26年度における排出量の実績や、将来推計人口を基に算出しました。
- 平成32年度の事業系ごみ排出量は、平成22年度から平成26年度における排出量の実績や、将来推計従業員数を基に算出しました。

(2) 再生利用量、最終処分量

- 排出量に対する再生利用量、最終処分量の割合については、平成26年度の実績と同一とし、排出量の将来推計値から算出しました。
- 集団回収量は、平成22年度から平成26年度における回収量の実績を基に算出しました。

○ 対策を見込んだ場合の将来推計

- 排出量、最終処分量、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、削減が進んでいることも踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標としました。
- 再生利用率は、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて設定しました。

対策の内容	推計の結果		
	排出量	再生利用量	最終処分量
生活系ごみ 手つかず食品の排出量を15%削減 資源化可能な紙ごみの分別 (燃えるごみに含まれる紙ごみの15%を資源ごみに分別し再生利用)	▲1.2万トン	—	▲0.2万トン
プラスチック製容器包装の分別 (プラスチック製容器包装の分別回収を再実施している市町村において、燃えるごみに含まれるプラスチック製容器包装の15%を資源ごみとして分別し再生利用)	—	3.6万トン	▲0.5万トン
資源化可能な紙ごみ分別 (事業系ごみに含まれる資源化可能な紙ごみの15%を資源として分別し再生利用)	▲3.2万トン	—	▲0.5万トン
産業廃棄物の混入の削減 (事業系ごみに混入している産業廃棄物の15%を産業廃棄物として処理)	▲2.8万トン	—	▲0.4万トン

○ 平成32年度目標

- 単純将来推計値に対策等を見込んだ場合の増減量を加えて、平成32年度の目標を設定しました。

項目	平成26年度実績	平成32年度推計		国の基本方針における平成32年度の目標
		単純将来	対策を見込んだ場合	
排出量	318万トン	286万トン	278万トン	約12%に削減する。 (平成24年度比)
生活系	189万トン	173万トン	172万トン	—
事業系	129万トン	113万トン	107万トン	—
1人1日当たりの生活系ごみ排出量**	461g/人・日	423g/人・日	403g/人・日	500g/人・日
再生利用量	44万トン	39万トン	44万トン	—
再生利用率	13.7%	13.6%	15.8%	約21% (平成24年度) から約27%に増加させる。
中間処理による減量	235万トン	212万トン	202万トン	—
最終処分量	39万トン	34万トン	32万トン	約14%削減する。 (平成24年度比)

* 集団回収量・資源ごみ排出量を除く。

産業廃棄物

○ 単純将来推計

(1) 排出量

- 平成32年度の排出量は、平成26年度実態調査から得られた業種別・種類別の排出原単位に、平成32年度における活動量指標値(推計)を乗じて算出しました。(上水道業、下水道業の排出量は、各事業者の計量量)
- 平成32年度における活動量指標値は、近年の推移を踏まえて設定しました。

(2) 再生利用量、最終処分量

- 産業廃棄物の処理方法や中間処理における残さ率等については、平成26年度の実績と同一とし、再生利用量や最終処分量等を推計しました。

将来予測に用いた活動量指標値

業種	活動量指標
建設業	元請完成工事高
製造業	製造品出荷額等
鉱業、情報通信業、運輸・郵便業、卸・小売業、飲食・宿泊業、生活関連・娯楽業、教育・学習業、医療・福祉業、他に分類されないサービス業	従業者数 (ただし病院は病床数)

○ 対策を見込んだ場合の将来推計

- 排出量、最終処分量の目標は平成26年度実績が平成27年度目標を達成していることを踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標としました。
- 再生利用率は、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて設定しました。

対策の内容	推計の結果		
	排出量	再生利用量	最終処分量
建設混合廃棄物の発生抑制 (建設混合廃棄物発生率を3.5%に抑制)	—	1.6万トン	▲1.8万トン
事業系一般廃棄物の混入削減 (事業系一般廃棄物へのプラスチック類の混入削減の対策に伴い、産業廃棄物の排出量等が増加)	2.8万トン	1.9万トン	0.2万トン

○ 平成32年度目標

- 単純将来推計値に対策等を見込んだ場合の増減量を加えて、平成32年度の目標を設定しました。

項目	平成26年度実績	平成32年度推計		国の基本方針における平成32年度の目標
		単純将来	対策を見込んだ場合	
排出量	1,518万トン	1,531万トン	1,534万トン	約3%増 (平成24年度比) に抑制する。
再生利用量	482万トン	491万トン	494万トン	—
再生利用率	31.8%	32.1%	32.2%	約55% (平成24年度) から約56%に増加させる。
中間処理による減量	998万トン	1,002万トン	1,003万トン	—
最終処分量	38万トン	39万トン	37万トン	約1%削減する。 (平成24年度比)

循環型社会推進計画について
(答申)

平成 28 年 3 月

大阪府環境審議会

目 次

はじめに	1
1 計画の対象とする範囲について	2
2 現計画の目標達成状況について	3
(1)一般廃棄物	3
(2)産業廃棄物	4
3 目指すべき循環型社会の将来像について	5
4 次期計画の目標の考え方について	8
5 新たな指標の考え方について	12
6 循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針について	15
(1)リデュースとリユースの推進	15
(2)リサイクルの推進	17
(3)リサイクルの質の確保と向上	18
(4)適正処理の確保	18
(5)災害発生時における廃棄物の適正処理への備え	20
(6)留意事項	21
◎ 関係資料	23
○ 廃棄物の発生・処理状況、社会の状況	
1 一般廃棄物（ごみ）	24
2 一般廃棄物（し尿）	47
3 産業廃棄物	49
○ 将来推計の概要	
1 一般廃棄物	58
2 産業廃棄物	61
○ 環境審議会関係	
1 大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会委員名簿	63
2 審議経過	64

はじめに

これまで大阪府では、平成 13 年度及び平成 18 年度に大阪府廃棄物処理計画を策定し、大量に発生する廃棄物の減量化・リサイクルや不適正処理対策などの対策に取り組んできた。

平成 23 年度には、「循環型社会の構築」を目指すものとして、平成 27 年度までを計画期間とした大阪府循環型社会推進計画（以下、「現計画」という。）を策定し、3R 等の取組みを推進している。

このたび、平成 27 年 6 月に、大阪府知事から新たな循環型社会推進計画（以下、「次期計画」という。）の策定に当たっての考え方について、本審議会に諮問されたことから、審議会に循環型社会推進計画部会を設置し、検討を進めてきた。

大阪府域における廃棄物の状況は、一般廃棄物は、現計画策定時に、1人1日当たりの排出量、再生利用率、最終処分量が全国ワースト1であったが、平成 24 年度には1人1日当たりの排出量が、平成 25 年度には再生利用率が全国ワースト1からそれぞれ脱却した。また、産業廃棄物は平成 26 年度実績で排出量、最終処分量について現計画の目標を達成している。

しかしながら、一般廃棄物は、排出量、再生利用率について現計画の目標を達成できない見込みであり、産業廃棄物は、再生利用率について目標を達成できない見込みであるなど、さらなる取組みが必要である。

このような状況や国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」を踏まえ、次期計画の目標の考え方、施策の基本方針、各主体の取組みの成果を実感できるような新たな指標の考え方等について5回にわたり部会で審議を行った。その報告を踏まえて本審議会でも審議した結果、ここに答申するものである。

1 計画の対象とする範囲について

現計画は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理」に加え、循環型社会形成推進基本法、大阪府循環型社会形成推進条例、大阪府環境基本条例や大阪 21 世紀の新環境総合計画等に基づく、いわゆる「循環型社会の構築」を見据えたものを対象の範囲としている。また、3Rと適正処理に関連する事項について広く捉えるとともに、「低炭素社会の構築」へ配慮することとしている。

次期計画は、現計画の対象とする範囲に加え、新たに、東日本大震災の教訓を踏まえて廃棄物処理法に規定された、非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する事項を盛り込んだものとすべきである。

2 現計画の目標達成状況について

現計画では、平成 27 年度の廃棄物の排出量、再生利用量、最終処分量等の目標が掲げられており、直近実績値である平成 26 年度と比較したものは以下のとおりである。

	一般廃棄物			産業廃棄物		
	H22 実績	H27 目標	H26 実績 (速報)	H22 実績	H27 目標	H26 実績
排出量*	346 万トン	282 万トン	318 万トン			
(生活系)	200 万トン	183 万トン	189 万トン	1,450 万トン	1,565 万トン	1,518 万トン
(事業系)	146 万トン	99 万トン	129 万トン			
再生利用量	42 万トン	62 万トン	44 万トン	457 万トン	551 万トン	482 万トン
再生利用率	12.2%	22.0%	13.7%	31.5%	35.0%	31.8%
最終処分量	50 万トン	35 万トン	39 万トン	47 万トン	49 万トン	38 万トン

* 集団回収量含む。

(1) 一般廃棄物

- ・排出量は削減が進み、平成 22 年度実績の 346 万トンから平成 26 年度実績は 318 万トンとなっている。現行の国の基本方針では「平成 19 年度に対し 5%削減」という目標であり、平成 19 年度実績の 407 万トンに対し平成 26 年度実績は約 22%削減になっており、目標を達成している。しかしながら、現計画における平成 27 年度目標の 282 万トンには達していない。
- ・生活系の排出量は、詰め替え商品の普及などの取組みの進展により削減し、平成 27 年度目標の 183 万トンに対し、平成 26 年度実績は 189 万トンとなっている。平成 22 年度から平成 26 年度まで毎年 3 万トン減少しており、このまま取組みが続くと、排出量の平成 27 年度目標のうち、生活系の排出量の 183 万トンに近いものになると考えられる。
- ・事業系の排出量は、併せ産廃の搬入禁止や展開検査の強化等により削減が進んだものの、平成 26 年度実績は 129 万トンであり、排出量の平成 27 年度目標のうち、事業系の排出量の 99 万トンより多くなっている。
- ・現計画策定後、新たに 2 市町がプラスチック製容器包装を分別収集するなど、分別収集の取組みの進展等により、平成 22 年度より再生利用量は増加し、再生利用率は上昇したが、平成 27 年度目標は下回る見込みである。
- ・最終処分量は削減が進み、平成 22 年度実績の 50 万トンから、平成 26 年度実績は 39 万トンとなっている。平成 22 年度から平成 26 年度まで毎年 3 万トン減少しており、このまま取組みが続くと平成 27 年度は概ね目標である 35 万トンに近いものになると考えられる。

(2) 産業廃棄物

- 排出量は、平成 26 年度実績が 1,518 万トンであり、平成 27 年度目標の 1,565 万トンに対して目標を達成している。これは、建設業等における排出抑制の取組みの進展が主な要因と考えられる。
- 再生利用量は、平成 26 年度実績が 482 万トンであり、平成 27 年度目標の 551 万トンを下回った。これは、再生利用率が高いコンクリート塊の排出量が目標設定時の想定より少なかったことが主な要因と考えられる。
- 再生利用率は、平成 26 年度実績が 31.8%であり、平成 27 年度目標の 35%を下回った。これは、想定よりも、建設汚泥の水分量が多かったことや、再生利用率が高いコンクリート塊の排出量が少なかったことが主な要因と考えられる。
- 最終処分量は、平成 26 年度実績が 38 万トンであり、平成 27 年度目標の 49 万トンに対して目標を達成している。これは、上水汚泥を園芸用土の原料に再生利用する取組みや、製造業での汚泥を再生利用する取組みの進展が主な要因と考えられる。

3 目指すべき循環型社会の将来像について

「大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月）」において、循環型社会の目指すべき将来像（長期的視点・概ね 2050 年の将来像）は、以下のように示されている。

概ね 2050 年の将来像（大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月））

資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

循環型社会の将来像（長期的視点）を目指して、「もの」の製造から廃棄に至る過程における生活様式、事業活動、適正処理の視点での社会の具体像についてイメージしたものは以下のとおりである。

◎ 生活様式

- ・ものの購入時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長期間使用できる製品のほか、再生資源を用いたリサイクル製品が優先的に購入されている。
- ・修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）による長期間使用や、フリーマーケット、リサイクルショップを活用したリユースの考え方が広く普及している。
- ・家庭での減量化などの排出抑制のほか、使用後のものの廃棄の際には、適切な分別排出によりリサイクルに積極的に協力している。
- ・リース、レンタルなどの利用により、ものを所有することから機能のみを所有するという考え方が広がっている。

◎ 事業活動

- ・原材料には、再生資源や再生可能な資源等が選択されている。
- ・製品の設計時には、ごみになりにくいもの、使用後のリサイクルが容易なもの、長寿命化への配慮が徹底されている。
- ・販売した製品の長期間使用をサポートするため、修理（リペア）や機能追加（グレードアップ）、改修の体制が整備されている。
- ・リース、レンタルに加え、拡大生産者責任の考え方に基づく、製造事業者による使用済み製品の回収、再生利用が広く普及している。
- ・循環資源にかかる情報の開示・データベース化により業種を越えた効率的なリサイクルシステムが整備されている。

◎ 適正処理

- ・ 経済活動で使用されたものは、様々なシステムにより、その多くが循環的な利用がされており、どうしてもリサイクルできないものだけが、最終的に廃棄物として処分されている。
- ・ 排出者による適正処理の徹底、関係機関による監視網の整備、土地所有者による自主管理の徹底、廃棄物処理業者の優良化などにより社会全体に不適正処理を許さない機運が熟成し、不法投棄や不適正保管は未然に防止されている。
- ・ 廃棄物の処理施設では、資源化施設が設置され、再使用、再生利用した後、素材としてリサイクルできないものは、焼却時に熱回収が行われている。

これらの循環型社会の将来像に至るまでの資源の流れと取組みの方向性のイメージを次頁にまとめた。図における線の太さがものの流れの「量」を表している。

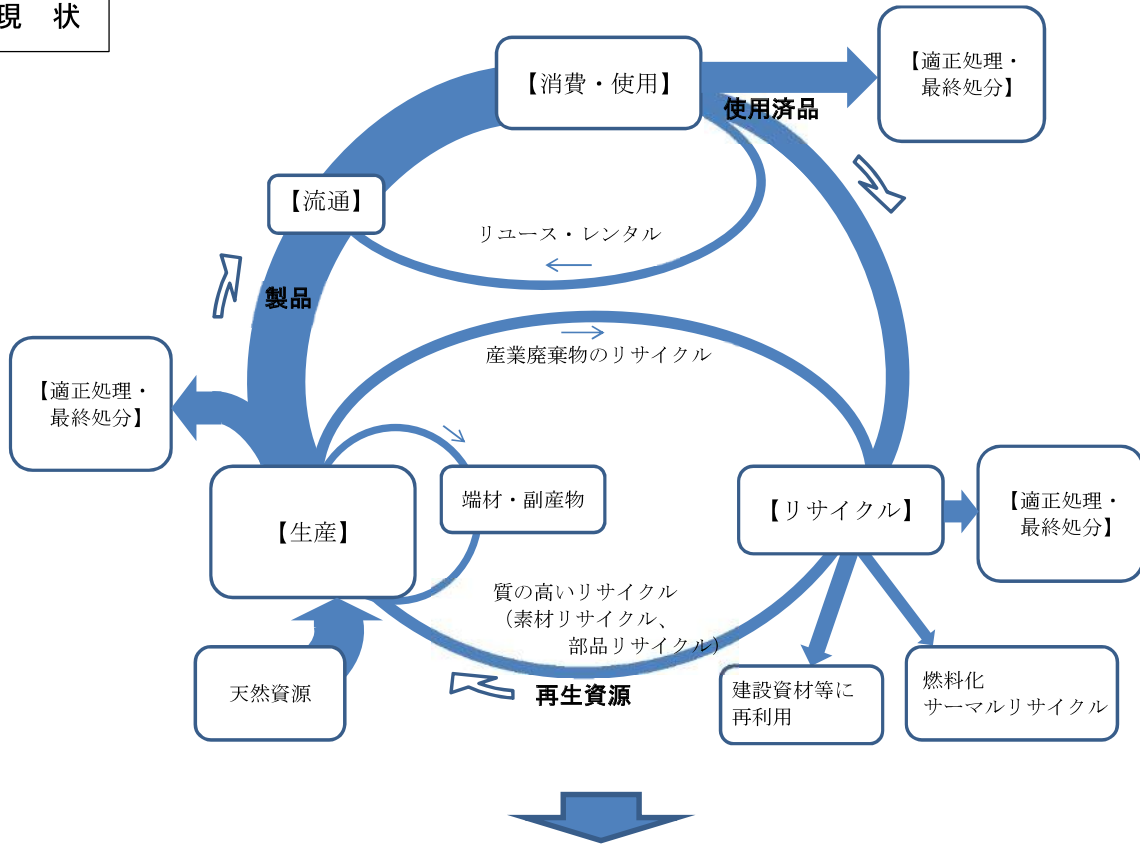
現状では、「生産」から「消費・使用」に至る量が多くなっており、「生産」段階で多くの天然資源が投入され、「消費・使用」後には多くの使用済み品が廃棄物として処理され、最終処分されている。

目指すべき将来像では、「消費・使用」に向かう製品の流れは、概ね現状の規模を維持しながら、「消費・使用」の後、廃棄物として処理・最終処分される量が限りなく少なくなることを目指すものである。

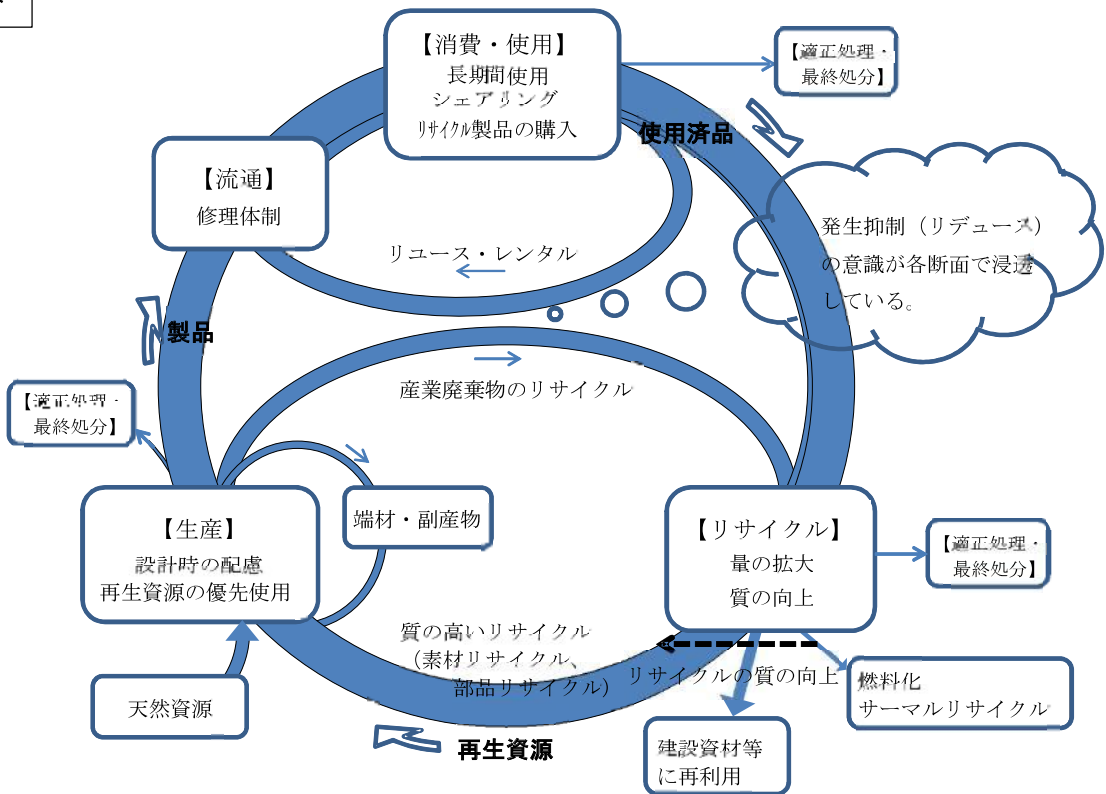
これは、発生抑制など3Rの取組みの進展により、外部からの天然資源の投入量を削減し、循環的な利用がされず処理・最終処分される量が最小化されることによって実現されるものである。また、その際「リサイクル」の段階では、素材へのリサイクルなど、より質の高いリサイクルが優先されている。

《循環型社会における資源循環の流れ》

現状



将来像



4 次期計画の目標の考え方について

次期計画の最終年度である平成 32 年度の目標は、目指すべき循環型社会の将来像の実現に向け、府民・事業者・市町村によるこれまでの取組み、現計画の目標達成状況や将来推計などを踏まえて設定すべきである。

また、次期計画の目標は、我が国全体としての目標を示している国の基本方針との整合性に配慮しつつも、府域の特性などを踏まえたものとすべきである。

◎ 国の基本方針（平成 32 年度目標）

	一般廃棄物	産業廃棄物
排出量	約 12%削減（平成 24 年度比）	約 3%増（平成 24 年度比）に抑制する。
再生利用率	約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加させる。	約 55%（平成 24 年度）から約 56%に増加させる。
最終処分量	約 14%削減（平成 24 年度比）	約 1%削減（平成 24 年度比）
1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量*	500 g	

* 集団回収量、資源ごみ等を除く

（1）一般廃棄物

排出量、最終処分量の目標は府民・事業者・市町村といった各主体のこれまでの取組みにより、排出量、最終処分量の削減が進んでいることも踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標とすべきである。

併せて、国の基本方針で新たに一般廃棄物の減量化の目標となった「1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量（集団回収量、資源ごみ等を除く）」について、国の基本方針との整合性に配慮し、次期計画の目標として設定するとともに、その目標は、国の基本方針の目標と同程度以上の削減とすべきである。

国の基本方針は、我が国全体の目標として、排出量に対する再生利用量の割合である再生利用率も、排出量や最終処分量とともに、一般廃棄物に関する目標としている。

しかしながら、事業者においてごみの排出を抑えた商品の製造や販売が進み、消費者が詰め替え商品や簡易包装等の商品を選択するといった「消費者・事業者等におけるリデュースの取組み」が進めば進むほど再生利用量は減少し再生利用率を上げることが難しい状況にある。

一般廃棄物の再生利用率の算出方法において、市町村が資源化にほぼ関与していない事業系ごみの排出状況や資源ごみの行政回収の比率により、再生利用率に差が生じることになる。

加えて、大阪府は事業所数が多い（1 km²当たり事業所数 府：235、神奈川県：134）、昼間人口が多い（府：928万人、神奈川県：825万人）、昼夜間人口比率が高い（府：104.7、神奈川県：91.2）といった特性がある。

また、現状のまま推移した場合の平成32年度の推計値（単純将来推計値）及び対策を見込んだ場合の推計値をこれまでの考え方で算出すると以下のとおりである。（詳細は、関係資料P58）

再生利用量や再生利用率の目標設定にあたっては、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて、十分に検討すべきである。

区 分	現計画		H32 推計				
	現計画 目標 (H27)	H26 実績 (速報)	単純将来	対策を見込んだ場合の推計値* ¹			
				15%削減	30%削減	45%削減	60%削減
排出量	282 万トン	318 万トン	286 万トン (▲ 16%)	278 万トン (▲ 18%)	271 万トン (▲ 20%)	264 万トン (▲ 22%)	257 万トン (▲ 25%)
生活系	183 万トン	189 万トン	173 万トン	172 万トン	170 万トン	169 万トン	168 万トン
事業系	99 万トン	129 万トン	113 万トン	107 万トン	101 万トン	95 万トン	89 万トン
1人1日当たりの 生活系ごみ排出量 (集団回収量・資源 ごみ排出量を除く)	—	461g/日・ 人	423g/日・ 人	403g/日・ 人	384g/日・ 人	365g/日・ 人	345g/日・ 人
再生利用量	62 万トン	44 万トン	39 万トン	44 万トン	49 万トン	54 万トン	59 万トン
再生利用率	22%	13.7%	13.6%	15.8%	18.0%	20.3%	22.8%
中間処理による 減量	184 万トン	235 万トン	212 万トン	202 万トン	192 万トン	181 万トン	171 万トン
最終処分量	35 万トン	39 万トン	34 万トン (▲ 28%)	32 万トン (▲ 31%)	31 万トン (▲ 35%)	29 万トン (▲ 38%)	27 万トン (▲ 42%)

() 内は、平成24年度に対する増減の割合である。

※ 1：生活系ごみについては手つかず食品の排出量、資源化可能な紙ごみ及びプラスチック製容器包装の混入、事業系ごみについては、プラスチック及び資源化可能な紙ごみの混入をそれぞれ15%、30%、45%、60%削減した場合の推計値

(2) 産業廃棄物

排出量、最終処分量の目標は、平成 26 年度実績が平成 27 年度目標を達成していることを踏まえ、国の基本方針の目標と同程度以上の削減を目標とすべきである。

国の基本方針は、我が国全体の目標として、排出量に対する再生利用量の割合である再生利用率も、排出量や最終処分量とともに、産業廃棄物に関する目標としている。

しかしながら、都道府県ごとに産業構造等が異なるため廃棄物の排出構成も異なっており、また、再生利用率は排出される産業廃棄物の種類によって異なる。

種類ごとの排出構成をみると、全国平均では、汚泥が約 4 割、がれき類、動物のふん尿がそれぞれ約 2 割となっているが、大阪府では、汚泥が約 7 割、がれき類が約 2 割、動物のふん尿は約 0.4%となっている。

汚泥は多くの水分を含んでおり、再生利用が可能な量は水分を除いた部分に限られるため、再生利用率は低い値になる。また、汚泥の排出量全体に占める割合が大きいことから、他の廃棄物の再生利用量が増加しても、再生利用率は上がりにくい構造にある。なお、再生利用率から水分の影響を除くため、排出量から減量化量（主に水分）を除いた再生利用率で表すと、約 93%となる。

加えて、動物のふん尿の再生利用率は高いが、大阪府の排出量全体に占める割合が小さいことも再生利用率が低い要因である。

また、現状のまま推移した場合の平成 32 年度の推計値（単純将来推計値）及び対策を見込んだ場合の推計値をこれまでの考え方で算出すると以下のとおりである。（詳細は、関係資料 P61）

再生利用量や再生利用率の目標設定にあたっては、再生利用率の算出方法、府域の特性、将来推計値等を踏まえて、十分に検討すべきである。

区 分	現計画		単純将来	H32 推計			
	現計画 目標 (H27)	H26 実績		建設混合廃棄物の発生抑制* ¹ 及び 事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入削減* ² の 対策を見込んだ場合の推計値			
				15%* ²	30%* ²	45%* ²	60%* ²
排出量	1,565 万トン	1,518 万トン	1,531 万トン (+0.9%)	1,534 万トン (+1.0%)	1,537 万トン (+1.2%)	1,539 万トン (+1.4%)	1,542 万トン (+1.6%)
再生利用量	551 万トン	482 万トン	491 万トン	494 万トン	496 万トン	498 万トン	500 万トン
再生利用率	35.0 %	31.8 %	32.1 % (+0.3%)	32.2 % (+0.4%)	32.3 % (+0.5%)	32.4 % (+0.6%)	32.4 % (+0.6%)
中間処理による減量化量	965 万トン	998 万トン	1,002 万トン	1,003 万トン	1,004 万トン	1,004 万トン	1,005 万トン
最終処分量	49 万トン	38.1 万トン	38.5 万トン (+1.1%)	36.9 万トン (▲ 3.1%)	37.1 万トン (▲ 2.7%)	37.2 万トン (▲ 2.3%)	37.4 万トン (▲ 1.9%)

() 内は平成 26 年度に対する増減の割合である。国の基本方針は直近で実態を把握している平成 24 年度を基準年度としているが、府では平成 26 年度に実態を把握しているため、平成 26 年度を基準年度としている。

※ 1：建設混合廃棄物発生抑制対策の見込みは、建設リサイクル推進計画（国土交通省）における平成 30 年度目標値に基づき推計した。

※ 2：事業系一般廃棄物に混入しているプラスチック類の 15%、30%、45%、60%が産業廃棄物として排出されるケースでそれぞれ推計した。（事業系一般廃棄物への混入削減対策による産業廃棄物の排出量等の増加）

(3) 大阪 21 世紀の新環境総合計画の目標について

大阪府循環型社会推進計画は大阪 21 世紀の新環境総合計画の資源循環分野の実行計画でもあるため、次期計画の目標設定については、両計画の整合性を確保すべきである。

- ・これまで、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年度施行）等に基づき、3R の取組みを推進してきたが、国は、平成 25 年 5 月に策定した第 3 次循環型社会推進基本計画で、リデュース、リユースの取組みがより進む社会経済システムの構築を目指すことを掲げた。
- ・排出量は主にリデュース、リユースの取組みの成果、再生利用率は主にリサイクルの取組みの成果を表すものである。

一般廃棄物の目標は、府民・事業者・市町村による 3R の取組み全体の成果を表すものとして、最終処分量で設定することが適当である。

- ・産業廃棄物は、平成 26 年度の最終処分量は 38 万トンであり、大阪 21 世紀の新環境総合計画の平成 32 年度目標である 48 万トン以下を既に達成していることから、産業廃棄物の目標を次期計画の目標に改めることが適当である。

◎ 大阪 21 世紀の新環境総合計画の 2020 年（平成 32 年）の目標

一般廃棄物	リサイクル率を倍増（2008 年度（11.5%）比）
産業廃棄物	リサイクル等の推進により、最終処分量を 48 万トン以下とする。

5 新たな指標の考え方について

現行の排出量、再生利用率、最終処分量といった目標には、一般廃棄物においては家庭から排出される生活系ごみと事業所から排出される事業系ごみを合わせた排出量で表していることや、産業廃棄物においては水分を多く含む汚泥の影響を受けること等の課題がある。

そのため、府民・事業者・市町村といった各主体が取組みの成果をより実感できるよう新たな指標を設定することが必要である。

今後、新たな指標を活用し、各主体の取り組み状況の推移を確認するだけでなく、プラスチック製容器包装の分別など、各主体の取り組みを促進していくことが必要である。

(1) 一般廃棄物

- ・新たな指標は、各主体が取組みの成果をより実感できるものであり、以下の推移を確認することが適当である。
 - a 「1人1日当たり生活系ごみ排出量（資源ごみ排出量を含む）」については、削減が進んでいるか。
 - b 「生活系ごみ分別排出率」、「主に行政のみで分別収集が行われている品目の再生利用率」については、分別排出・再生利用が進み、率が上がっているか。
 - c 「最終処分率」については、最終処分量が削減され、率が下がっているか。
- ・なお、事業系一般廃棄物については、事業所数、業種、規模の違いや昼夜間人口比率等の影響を受けるため、今後、さらに検討を進めていく必要がある。

ごみ 処理 段階	指標の考え方	新たな指標 ○：生活系ごみ ◎：生活系ごみ+事業系ごみ
発生	<ul style="list-style-type: none"> 生活系ごみと事業系ごみを分けて表す。 府民の実感に近く、現状を把握できるよう、生活系ごみ排出量を「1人1日当たり」で表す。 	○ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量（資源ごみ排出量を含む）
排出 ～ 収集	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による分別収集体制の整備及び府民への浸透の状況を表す。 府民による分別排出の状況を表す。 	○ 生活系ごみ分別排出率* ¹
処理	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による回収が中心となって回収、再生利用されている品目（ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装）の再生利用量に基づいて算出する。 新聞や段ボール等の古紙や缶等については、市町村による回収だけでなく、民間事業者による回収を含めて社会全体でのリサイクルのシステムが構築されていることを考慮する。 	◎ 主に行政により分別収集が行われている品目の再生利用率* ²
	<ul style="list-style-type: none"> 分別排出・分別収集や、市町村におけるごみ処理工程における減量の成果を考慮しながら、最終処分量削減の進捗を表す。 	◎ 最終処分率 (最終処分量/排出量)

※ 1：生活系ごみ分別排出率

$$= (\text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}) / (\text{生活系混合・可燃ごみ排出量} + \text{生活系資源ごみ排出量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

※ 2：主に行政により分別収集が行われている品目の再生利用率

$$= (\text{ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装の資源化量}) / \{ \text{生活系ごみ排出量} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量} - (\text{ガラス類、ペットボトル、プラスチック類、布類、紙製容器包装以外の品目の資源化量}) \} \times 100$$

(2) 産業廃棄物

・再生利用や最終処分を取組みをより実感できるものとするために、排出量から減量化量を除いた指標を用いて、状況を確認することが適当である。

a : 排出量から減量化量を除いた再生利用率

b : 排出量から減量化量を除いた最終処分率

ごみ 処理 段階	指標の考え方	新たな指標
処理	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥等に含まれる水分の影響等を除いて再生利用の状況を表す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量から減量化量を除いた再生利用率 (再生利用量) / (排出量 - 減量化量)
	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量の増減の影響を受けない指標で表す。 ・汚泥等に含まれる水分の影響等を除いて最終処分の状況を表す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出量から減量化量を除いた最終処分率 (最終処分量) / (排出量 - 減量化量)

6 循環型社会の構築に向けた現状と課題及び施策の基本方針について

次期計画期間中における施策の基本方針は以下のとおりである。

(1) リデュースとリユースの推進

① 現状と課題

- ・府民による廃棄物の排出削減や適正な分別排出、市町村による容器包装廃棄物の分別収集、生活系ごみの有料化、廃棄物減量等推進員との連携による普及・啓発などの取組みがなされている。

排出削減等の取組みにより、生活系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて少なくなっているが、組成調査によると、食品ロスを含めた厨芥類の占める割合が高い。

- ・生活系ごみの有料化に併せて、分別収集の品目や頻度を増やすことにより、生活系ごみの排出量が減少している市町村がある。

一方で、有料化を実施していないが、プラスチック製容器包装など分別収集の取組みにより、生活系ごみの排出量が減少している市町村もある。

- ・現行の目標値である排出量は生活系ごみだけでなく、事業系ごみを含めた総排出量となっており、現行の排出量だけでは、生活系ごみに関する取組みを十分に表せていない。
- ・市町村において排出事業者への周知や展開検査の強化などの取組みがなされているが、事業系ごみの1人1日当たりの排出量は全国と比べて多く、資源化可能な紙類や産業廃棄物であるプラスチック類が混入している。
- ・市町村において、衣類・食器等の交換会、掲示板による不用品の交換、フリーマーケット、おもちゃの病院など、リユースやリペアの取組みがなされている。
- ・3Rに関する府民の意識と行動に関する調査（平成27年8月実施）では、日頃から実施している3Rの取組みとして、約60%が「詰め替え商品の購入や適正な分別排出をしている」を回答し、「フリーマーケット等を利用している」は約12%の回答となっている。

- ・産業廃棄物の排出量は、平成7年度以降減少してきたが、平成26年度は平成22年度に比べ68万トン増加し、そのうち約3割が製造業で、残りの約7割が排出抑制の難しい上下水道業によるものであった。

- ・昭和40年代から50年代にかけて多数の建築物や土木構造物が建てられており、これらが更新時期を迎えることから、今後、解体廃棄物として多量に発生する可能性が指摘されている。

② 施策の基本方針

○ ごみを出さないライフスタイル

- ・発生抑制の取組みを進めるため、引き続き、ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計など、ごみの排出を抑えた商品の製造・販売

を基本とする事業活動を促進することが必要である。

併せて、消費者が詰め替え商品や簡易包装等の商品を選択することなど、ごみを出さないライフスタイルが定着するように努めることが必要である。

○ リユースの促進

- ・使用済みとなったものでも、再使用可能なものはフリーマーケットや交換会などを通じて、繰り返し使用されることを促進する必要がある。

○ 生活系ごみの排出抑制

- ・新たな指標を活用し、市町村、府民、事業者といった各主体が取組みの成果をより実感できるようにしていくとともに、食品ロスなど厨芥類の削減に向け、府民などへの働きかけが必要である。

○ 生活系ごみの有料化の推進

- ・平成 20 年度以降に生活系ごみの有料化を実施した府内市町では、有料化の導入直後、ごみの収集量が減少し、その後、概ね維持されている。
また、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」において、一般廃棄物処理を有料化することにより、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できるとされている。
- ・府内の有料化の状況や国の方針も踏まえ、引き続き、有料化の実施状況の把握や情報提供に努めていくとともに、今後は、市町村の取組み状況や府内外の先進的な取組み事例等の情報提供を行うことが必要である。
- ・また、生活系ごみの有料化の導入にあたっては、住民の理解を得ることに加え、有料化の導入後、いったん減少したごみの量が元に戻るリバウンド現象が起りにくい制度設計や排出削減の受け皿となる資源ごみの分別収集の拡充に配慮することが必要である。

○ 事業系ごみの排出抑制

- ・市町村に対し府内外の先進的な取組み事例の情報提供を行うことで、市町村による事業者への排出抑制の取組みを促進し、資源化可能な紙類や産業廃棄物の混入削減を進めることが必要である。

○ 産業廃棄物の排出抑制

- ・産業廃棄物を多量に排出する事業者について、引き続き、廃棄物の発生抑制の取組みを促進するなどの指導を進めることが必要である。
今後は、多量排出事業者以外の事業者に対しても、生産工程の見直しによる端材・副産物の発生抑制事例など、多量排出事業者等が実施している先進的な取組みに関する情報提供等、広く排出抑制の取組みを促進することが必要である。

○ 建築物等の長寿命化の促進

- ・府有建築物や土木構造物を引き続き適切に維持管理し、良質なストックとして長期間活用することが必要である。
- さらに、建築物においては、設計段階から長寿命化について配慮することも必要である。

(2) リサイクルの推進

① 現状と課題

- ・現計画策定後、新たに2市町がプラスチック製容器包装を分別収集するなど、分別収集の取組み等の進展により、再生利用率は平成22年度より上昇した。
- ・現行の再生利用率は紙類や缶の軽量化といった社会情勢の変化により再生利用量が影響を受けるだけでなく、市町村が関与せずに再生利用されるものについて考慮されておらず、現行の再生利用率だけでは、各主体の取組みを十分に表せていない。
- ・市町村によって、プラスチック製容器包装など分別収集の状況が異なる品目がある。
- ・産業廃棄物の再生利用率については、水分がほとんどを占める汚泥の割合が全国と比べて高く、その影響により、現行の再生利用率だけでは再生利用の進展を十分に表せていない。
- ・建設廃棄物のリサイクルは進展しているが、建設混合廃棄物の排出量は平成22年度から約3.4万トン増加しており、工事現場での分別を促進することにより、リサイクルをさらに進める余地がある。

② 施策の基本方針

○ 容器包装廃棄物などの分別収集の促進

- ・新たな指標を活用し、市町村、府民、事業者といった各主体が取組みの成果をより実感できるようにしていくことが必要である。
- ・府と市町村が情報交換を行っていくことで、より一層、市町村の取組みを促進することが必要である。
- ・引き続き、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等各種リサイクル法及び廃棄物処理法に基づき、適正にリサイクルしていくことが必要である。

○ 産業廃棄物のリサイクルの促進

- ・今後とも再生利用の取組みが後退しないよう、各主体の取組みの継続が必要である。
- ・今後は、資源ロスを少なくするために、リサイクルより上流側の、排出段階における分別などの取組みを促進する視点が必要である。
特に、建設混合廃棄物については、排出段階である工事現場における品目ごとの適切な分別によるリサイクルの促進が必要である。
- ・新たな指標を活用し、産業廃棄物の再生利用の状況を実感できるようにすることが必要である。

(3) リサイクルの質の確保と向上

① 現状と課題

- ・燃料化や埋立て用資材などへのリサイクルは一回限りであるが、素材として繰り返しリサイクルすることは質の高いリサイクルと言える。
- ・大阪府リサイクル製品認定制度について、平成 27 年度に改正され「より質の高いリサイクル」を促進するための「繰返しリサイクルされる製品」認定スキームが追加されたところである。平成 28 年 1 月時点で、全認定製品（261 製品）のうち、製品の使用済品を素材として使用することができるものとされているものは 30 製品程度あるが、新制度創設直後であり、本スキームにより認定された製品はない。
- ・建築物の解体等に伴い発生するコンクリート塊は、現在は主に道路路盤材用の再生砕石として再生利用されているが、今後、再生砕石の在庫が過多となる可能性が指摘されている。
- ・また、分別が不十分で多くの素材が混在していたり、汚れなどの不純物が付着している場合などは、質の高いリサイクルが困難な場合が多い。

② 施策の基本方針

○ 質の高いリサイクルの優先

- ・リサイクルの際には、省資源・資源循環のために質の高いリサイクルの優先を促進し、できる限り素材への再生利用が優先されるよう促していく必要がある。
その際にはリサイクルに必要なエネルギー量など環境保全の観点や経済的側面等も踏まえた実行可能性について考慮が必要である。
- ・大阪府リサイクル製品認定制度における「繰返しリサイクルされる製品」の認定について、スキームの周知を図り認定を進めるとともに、認定された製品の普及に努めることが必要である。
- ・現状はほとんどが道路路盤材用の再生砕石として利用されているコンクリート塊について、経済性や供給状況を踏まえながら、引き続きコンクリート原料としての用途へ拡大していく必要がある。
- ・産業廃棄物の排出事業者には、再生利用の状況や素材として利用するための適切な分別に関する情報提供等を行う必要がある。

(4) 適正処理の確保

① 現状と課題

- ・市町村や一部事務組合では、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を法令等に基づき適正に処理するとともに、ダイオキシン類の測定結果等や維持管理の状況の公表、府による一般廃棄物焼却施設の立入検査も実施されている。
- ・市町村や一部事務組合が設置している焼却炉には稼働年数が 25 年を超えているなど、老朽化が進んでいるものもある。

- ・産業廃棄物は、排出事業者責任に基づき適正な処理が必要であるが、産業廃棄物の不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの、依然として発生している。
- ・産業廃棄物処理業者に対しては、厳正な審査の上、許可を行うとともに、許可後も処理状況を定期的に確認している。
- ・また、優良産業廃棄物処理業者認定制度については、収集運搬業者、処分業者を対象として平成 23 年度に運用開始されたが、現状では全許可業者に占める認定業者の割合はそれぞれ約 1.5%、約 10%である。
- ・有害物質を含む廃棄物について、高度経済成長期に多量に建設された建築物等が、今後、更新時期を迎えることから、廃石綿や石綿含有建材の排出の増加が予想され、建物解体前の事前調査不足や不十分な分別など、粗雑な解体が行われると、石綿の飛散やがれき類への混入につながる恐れがある。
また、水俣条約の採択を受け、新たに水銀廃棄物の処理基準が廃棄物処理法に規定されたことから、今後一層の適正な回収、管理が必要となる。
P C B 廃棄物について、P C B 廃棄物保管事業者は、保管状況等を届出し、処理期限までに処理しなければならない。
- ・大阪府域は市街化区域で高度に土地利用が進んでいること、また、市街地の近郊部では、自然公園のほか砂防法や農業振興地域の整備に関する法律等により土地の自由使用を規制された地域が散在していることから、内陸部での新たな最終処分場の確保は困難な状況にある。
- ・近隣府県市町村等と協力して、大阪湾フェニックス事業を推進し、最終処分場を確保しているが、現在の処分場における廃棄物の受入は平成 39 年度に終了する予定である。現在、次期処分場の整備に向け関係者間で合意形成を図るよう協議・調整が進められている。

◎ 施策の基本方針

○ 一般廃棄物の適正処理

- ・引き続き、維持管理状況等の公表、立入検査等を実施することで、市町村や一部事務組合において一般廃棄物を適正に処理していくことが必要である。
- ・また、国の基本方針において「焼却施設については焼却が必要な一般廃棄物量を適正に焼却できるよう、広域的かつ計画的な整備を推進することとする」とされており、計画的に長寿命化対策や建替えを進めていくことで、今後とも一般廃棄物を適正に処理していくことが必要である。

○ 排出事業者等に対する指導・監視の徹底

- ・適正な処理費用の負担、契約締結、マニフェスト交付等に係る指導の徹底・周知啓発により、引き続き、排出事業者による適正処理を確保していくことが必要である。

- ・不適正処理事案に対する監視パトロールや土地所有者への土地管理の啓発などにより、引き続き、不適正処理の早期発見・是正が必要である。

○ 産業廃棄物処理業者の指導・育成

- ・産業廃棄物処理業者における適正処理を確保するため、引き続き立入検査等による指導を行うことが必要である。
- ・産業廃棄物処理業者の優良認定制度について、処理業者の認定取得への意識を高めるとともに、優良認定制度に関する排出事業者への情報提供が必要である。

○ 有害物質を含む廃棄物の適正処理

- ・有害物質を含む廃棄物は、廃棄物の種類に応じた処理が確実に実施されることが必要である。
- ・廃石綿や石綿含有建材、水銀廃棄物は、排出段階において適切に区分して排出されるよう、引き続き、事業者への指導を徹底していくことが必要である。
- ・PCB廃棄物については確実に保管・処理されるよう事業者への指導を徹底していくことが必要である。

○ 最終処分場の確保

- ・最終処分場は、適正処理の受皿として重要な施設である。3Rの取組みをさらに推進することにより最終処分量の削減を図り、既存の最終処分場をできるだけ長く使用するとともに、今後とも継続的・安定的な処理を行うために最終処分場を確保するという観点が必要である。
- ・大阪湾フェニックス事業の推進にあたっては、以上の考え方にたちながら、次期処分場整備の具体化に向けて取り組むことが重要である。
なお、フェニックス事業は大阪湾に処分場を整備するものであることから、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく埋立の基本方針に十分配慮することが必要である。

(5) 災害発生時における廃棄物の適正処理への備え

① 現状と課題

- ・市町村は域内の災害廃棄物処理の責任を有しているが、南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合には、膨大な量の災害廃棄物の発生により、市町村単位では処理できない事態が想定される。
- ・府内については市町村間の相互支援協定等が締結され、広域的な協力体制についても関西広域連合が防災・減災プランにおいて災害廃棄物処理を含めた広域連合内の相互支援を規定している。
- ・しかしながら、災害が発生した際に廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うためには、各主体が役割分担を明確にし、平時から災害時の対応について情報共有しておくなど、さらに密接に連携を図る必要がある。

◎ 施策の基本方針

○ 災害発生時における廃棄物の処理に関する備え

- ・災害発生時に、ごみ、し尿等廃棄物が適正に処理できるよう、仮置き場の確保等、災害を想定した具体的な対応について情報共有を図るなど市町村間の相互支援体制や広域的連携体制の拡充を図る必要がある。
- ・特に大規模災害発生時においては、国、都道府県、市町村、民間事業者が一丸となって取り組む必要があり、発災前から地域ブロック等での情報共有を図るなど、広域的な連携体制の充実を図るべきである。
- ・東日本大震災において多くの事例・教訓が得られており、大規模な災害で大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するためには、一次仮置き場など処理の早い段階からの分別と復興資材等としてできるだけ早い時期からの利活用を図る必要がある。
- ・また、これらの技術・ノウハウの蓄積に加え、災害廃棄物処理の技術や対策の伝承が重要であり、訓練、演習等により災害廃棄物への対応力のある人材の育成を図る必要がある。

(6) 留意事項

○ 普及啓発や情報提供、環境教育による自主的な取組みの促進

- ・府内市町村では、ホームページやスマートフォンアプリを活用した普及啓発や情報提供、環境副読本の配布や出前講座、施設見学など環境教育の取組みがなされている。NPOや民間企業では、出前講座、エコクッキング、施設見学など環境教育の取組みがなされている。府では、府内の排出量や最終処分量といった廃棄物の処理状況についてホームページなどで情報提供を行っている。
- ・今後は、普及啓発や環境教育の取組みなど、府民・事業者・市町村といった各主体の取組み状況に関する情報提供を行うことで、各主体による自主的な取組みを促進することが必要である。

○ 人口減少・高齢化の進展等によるごみ排出形態への影響

- ・大阪府人口ビジョン（素案）では、平成47年には平成27年に比べ、人口は約100万人減少、単独世帯数は約8万世帯増加と予測されている。
- ・世帯構成により、ごみの排出実態に違いが見られ、単独世帯や高齢者世帯は1人当たりのごみ排出量が多くなる傾向がある。
- ・長期的には人口減少や単独世帯数の増加が予測されており、今後、人口・世帯・年齢構成の動向と排出されるごみの動向の関係について把握していくことが必要である。

○ 低炭素社会、自然共生社会に向けた施策への配慮

- ・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクルの推進やプラスチック類の焼却量削減は二酸化炭素の排出削減につながるものであり、地球温暖化防止の観点からも積極的に推進

すべきである。

- また、廃棄物の焼却時の余熱を利用するごみ発電や廃熱利用は、地球温暖化対策として有効であり、引き続き推進すべきである。
- 最終処分場の設置にあたっては、動植物等に影響を与えることも考えられることから、計画段階において、自然環境保全に十分配慮することが必要である。
- このようなことから、循環型社会の構築に向けては、引き続き、低炭素社会や自然共生社会に配慮することが必要である。

○ 大阪府の率先行動

- 大阪府においては、府庁内のウェブページに掲示板を設置することで、机・椅子等の物品や文房具などの消耗品のリユースに取り組んでいる。
併せて、排出抑制やリサイクルの推進のため、両面コピー等によるコピー用紙の使用抑制や紙ごみ、缶、びん、ペットボトル等の分別にも取り組んでいる。
- 大阪府は、自身が大きな事業体であり、引き続き、3Rに自ら率先して取り組むことで、府民や事業者と協力して循環型社会の構築を進めていくことが必要である。

○ 計画の進行管理

- 計画の策定後、その着実な推進を図るために、施策の実施状況について毎年把握、公表するなど、計画の進行管理を行うことが必要である。

大阪 21 世紀の新環境総合計画（概要）

■計画の位置づけ

豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づき策定するもの。また、大阪府の 2025 年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示すもの。

◆大阪府の環境を取り巻く課題

地球温暖化の防止

世界の温室効果ガスの排出量は、工業化以降、人の活動により増加しており、このまま放置すると、世界の気候システムに多くの変化を引き起こされる可能性がある」と報告されている。人口と産業が集積している大阪からは、温室効果ガスが多く排出されている。

資源の循環的利用

わたしたちの暮らしを支えている鉱物・石油などの天然資源は有限である。人口の集中する大阪では、多くの資源が消費されており、家庭や事業場から出る廃棄物は、リサイクルや減量化された後、大阪湾に設けられた処分場等に最終処分されているが、その容量には限界がある。

生物多様性の保全

人の活動の影響等により、多くの生き物が絶滅の危機に瀕しており、生物多様性の保全が課題となっている。大阪では都市化の進展等によって良好な生息環境が損なわれ、人と自然のつながりも希薄になっている。

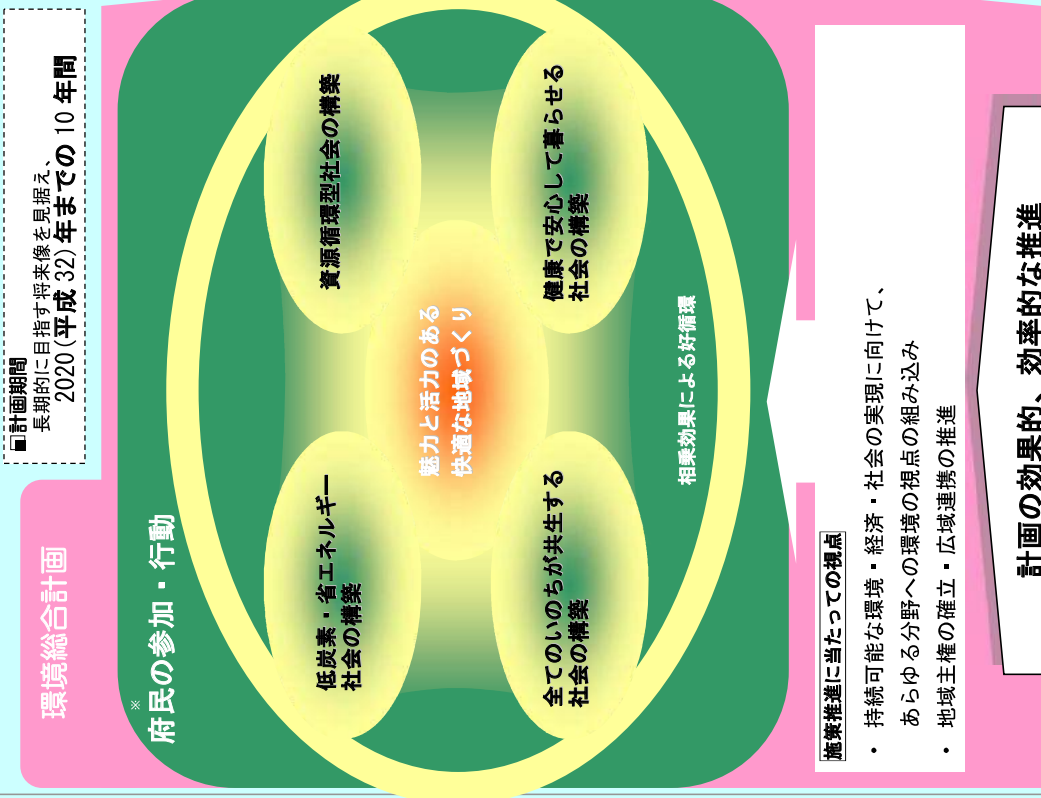
健康的な暮らしの確保

大気環境や水環境は改善が進んでいるが、光化学オキシダントや大阪湾の水質など、環境保全目標の達成が困難な項目もある。また、事業活動や日常生活の中で、様々な化学物質が製造され、使用されており、環境や人への影響が懸念されるものもある。

魅力と活力ある快適な地域づくり

大阪は、多くの人が住み、働き、訪れる地域であるが、ヒートアイランド現象、騒音・振動等の都市特有の問題や、「雑然としている」などマイナスイメージがある。

◆計画の全体構成（施策展開のイメージ）と将来像



目指すべき将来像

* 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

分野ごとの長期的将来像 (概ね 2050 年頃)

低炭素・省エネルギー
建物の高断熱化や機器の省エネ・省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が多く普及しているなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。

資源循環
資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

全てのいのちが共生
生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。

健康で安心して暮らせる
環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸しやすくなる大気となっている。人の健康が保全されることにも豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

魅力と活力ある快適な地域

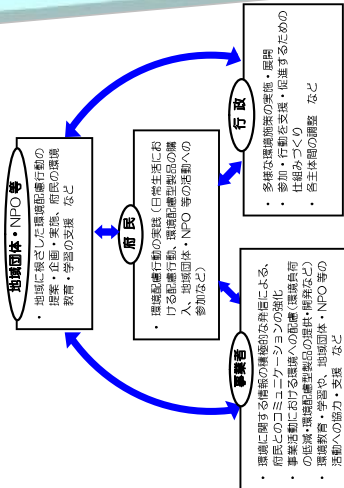
ヒートアイランド現象が緩和されるなど、快適な生活環境が確保された、みどりが多く、豊かな水辺や歴史・文化が活かされた、「暮らしやすい」「働きやすい」「訪れたい」都市となっている。

* 「府民」とは大阪府に住む人だけでなく大阪府に関わる全ての人を指す。

分野ごとの目標と施策の取組方針

市民の参加・行動

将来イメージ



- 市民、地域団体・NPO、事業者、行政等の各主体が積極的に参加し、自ら行動する社会
- 各主体が相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されている社会

施策の方向

- あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組み、環境問題への気付きの促進と環境配慮行動の拡大に向けた取組を進める。
- 効果的な情報発信
- 環境教育・学習の推進
- 行動を支える仕組みの充実

施策推進に当たっての視点

- あらゆる分野への環境の視座の組み込み（都市構造、金融・産業など）
- 地域主権・広域連携の推進（広域連携・関西広域連合での取組み推進、市町村への権限移譲の推進など）

2020年度目標（市民に分かりやすく、進捗状況が確認し易い）

- 温室効果ガス排出量を2005年度比で7%削減する**
 - 電気の排出係数は関西電力（株）の2012年度値（0.514kg-CO₂/kWh）を用いて設定
- 資源の循環をさらに促進**
 - 一般廃棄物 最終処分量を32万トン以下とする。
 - 産業廃棄物 最終処分量を37万トン以下とする。
 - リサイクル社会を実現するための市民行動を拡大**
 - リサイクル製品を購入している市民の割合を倍増する。
 - 資源物を分別している市民の割合を概ね100%にする。
- 生物多様性の市民認知度を70%以上に**
- 生物多様性の損失を止める行動を拡大**
 - 活動する市民を倍増する。
 - 保安林、鳥獣保護区等の地域指定を新たに約2000ha拡大する。

低炭素・省エネルギー

資源循環

全てのいのちが共生

健康で安心して暮らせる

魅力と活力ある
快適な地域

施策の方向

- あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた物果的な取組を促進し、低炭素・省エネルギー社会の構築を目指す。**
 - 家庭・業務・業務・運輸・交通の低炭素化に向けた取組の推進
 - 再生エネルギー等の普及
 - 森林整備によるCO₂吸収の促進
 - 気候変動の影響への適応、ヒートアイランド対策の推進
- 生産・流通・消費、再生・処理、最終処分における資源の循環に向けた取組を促進**
 - 再生原料・再生可能資源の利用促進
 - 廃棄物排出量の削減
 - リサイクル率の向上
 - 最終処分量の削減
 - 廃棄物の適正処理の徹底
- 生物多様性についての市民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進**
 - 生物多様性の重要性の理解促進
 - 生物多様性に配慮した行動促進
 - 府民と連携したモニタリング体制の構築
 - 生物多様性保全に資する地域指定の拡大
 - エコロジカルネットワークの構築推進
- 自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進**
 - 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進
 - 微小粒子状物質(PM2.5)の現状把握と対策の検討・実施
 - 揮発性有機化合物(VOC)の排出削減
 - 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底
- 流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進**
 - 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進
 - 健全な水循環の保全・再生
 - 大阪湾の環境改善対策の推進
- 環境リスクの高い化学物質の排出削減や、予防的取組の推進、様々な主体の環境リスクについての理解促進**
 - 環境リスクの高い化学物質の排出削減
 - 化学物質に関するリスコミュニケーションの推進
 - 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

「快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたい」都市を目指す。

- みどり豊かな自然環境の保全・再生 みどりの風を感じるネットワークの形成
- 魅力ある景観の形成、歴史的・文化的環境の形成
- 騒音・振動の防止、ヒートアイランド対策

施策の効率的・効果的推進

- 複数年分の成果を評価するサイクルを追加
- 可能な限り得られた効果を数値化
- 評価資料の市民への公表及び意見募集

次期環境総合計画の策定にあたっての基本的事項に関する検討状況について（環境総合計画部会）

令和元年度第2回
大阪府環境審議会資料
(資料 7)

部会の開催状況等

- 薄色塗りつぶしは、部会
- 2019年
 - 第1回 (8/16) 世界及び大阪を取りまく状況についての認識の共有
 - 第2回 (10/28) 次期計画の検討にあたっての論点整理
 - 第3回 (11/21) 部会報告の骨子案についての議論
 - 本日 (12/23) 環境審議会に、部会の検討状況についての報告
 - 第4回 (未定) 部会報告案についての議論
 - 2020年春頃 環境審議会に、部会報告案についての報告、審議会における審議を経て答申案の決定
 - 2021年3月 次期環境総合計画策定
- 大阪府において、次期計画策定の作業

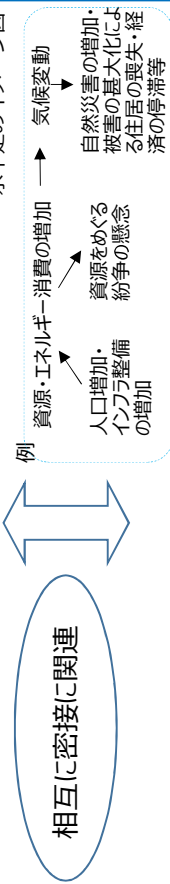
部会委員 (50音順)

- 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構 首席研究員
 ◎石井 美 大阪府立大学 学長顧問
 さおり 特定非営利活動法人インクルージョンプログラムラボラトリ 事務局長
 有津子 大阪大学 大学院教授
 賀上 佳則 大阪市立大学 大学院教授
 ◎近藤 明香 大阪大学 大学院教授
 阪 智 関西学院大学 教授
 澤村 美賀 公益社団法人全国消費者生活相談員協会 関西支部 部長
 中島 宏 公益社団法人関西経済連合会 経済調査部 部長
 三輪 信哉 大阪学院大学 教授 国際学部 教授

世界及び大阪を取りまく状況

環境・社会・経済は相互に密接に関連

環境
 【世界】 気候変動影響、森林伐採、水不足、海洋汚染、生物多様性低下など地球規模の環境問題が深刻化
 【大阪】 資源・エネルギーの多量消費、ヒートアイランド現象・・・



社会・経済

【世界】 人口増加、新興国の経済成長、インフラ整備増加、貧困※、不平等の増加※、自然災害による住居の喪失・経済の停滞※、紛争※、気候変動は、その原因とされる温室効果ガス排出が少ない国・地域においても、水不足・収穫不足・自然災害による住居の喪失、経済の停滞などの悪影響を引き起こしている。このように、現在、原因の寄与の割合に比べて著しく大きい負担を強いられる不公正・不公平が存在する。
 また、悪影響は社会的弱者ほど大きく受けるといわれており、リスクに対処することが貧困や不平等の増加防止につながる。

【大阪】 人口減少、社会保障費の増加・インフラ更新等による財政運営への圧迫・・・

持続可能な社会に向けた取組み

2015年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連総会で採択された。アジェンダでは、「環境保護」・「社会的包摂」・「経済成長」の3つの要素を調和させることが重要とされている。
 ※ 貧困と飢餓に終止符を打ち、すべての人間が、尊厳と平等の下に、そして健康な環境の下に、その持っている潜在能力を発揮することができる社会のこと。アジェンダの中核を成す持続可能な開発目標 (SDGs)



世界との相互依存・相互影響

経済のグローバル化やインターネットの普及により、世界との相互依存・相互影響は高まっている。特に、大阪を含め我が国は資源の輸入依存度が高いため、資源の供給源の社会的安定が必要不可欠。経済規模と2025年大阪・関西万博の開催地であることにより、大阪の世界への影響は小さくない。

施策の基本的な方向性

- 環境だけに着目した施策ではなく、環境施策を通じて社会・経済にも視野を広げた、**環境・社会・経済の統合的向上**に資する施策を展開
- 府域だけでなく、世界全体の健全な環境と安定した社会が必要不可欠であることを踏まえ、**長期的かつ世界的な視野をもつ**
- 労働人口減少や財政制約を踏まえ、これまで以上にシステムの効率化・合理化を推進

健全で恵み豊かな環境

将来にわたって健全で恵み豊かな環境を享受できるようにする
 ▶ 環境基準や環境保全目標の達成などを目標として、これまでの施策を継承
 ▶ これまで以上に地球規模の環境問題に取り組み
 ▶ 情報通信技術などを活用して、効率化・合理化を推進

公正で公平、あらゆる人が活躍できる社会

食料や水の供給・気候の安定など自然からの恵みを手にする機会が平等であるようにする
 ▶ 入札や調達制度・消費活動・事業活動（金融含む）を通じて、環境負荷の程度に応じた負担を負うようにする
 ▶ 社会全体を良くする取組みが報われるようにする
環境リスクに対して予防的な措置を講じるとともに、適応する
 ▶ 府民啓発、環境リスク評価のための基礎データの提供

持続的でバフンスの良いい経済成長

経済活動あたりの環境負荷を低減させる
 ▶ 製品設計や製法の改善での環境負荷低減をリサイクルよりも重視する
 ▶ 環境技術の振興、先端技術を活用
 ▶ クリーン調達などを促進

世界的視野をもって、世界へ良い影響を及ぼすような取引を促進する施策を展開

その他

- 府民・民間団体・事業者・その他関係機関と連携し、持続可能な社会に向けた取組みを促進
- 計画期間：2021年度～2030年度までの10年間
- 個別分野の計画・制度との関係
 - ▶ 分野横断的かつ環境・社会・経済の統合的な「将来像」と「施策の基本的な方向性」を提示
 - ▶ その基本的な方向性によって、個別分野の計画・制度において、具体的な目標・施策を設定
- 中間見直し
 - ▶ 2025年頃を目途に「施策の基本的な方向性」が各分野の計画・制度にどのように反映されたのかについてチェック

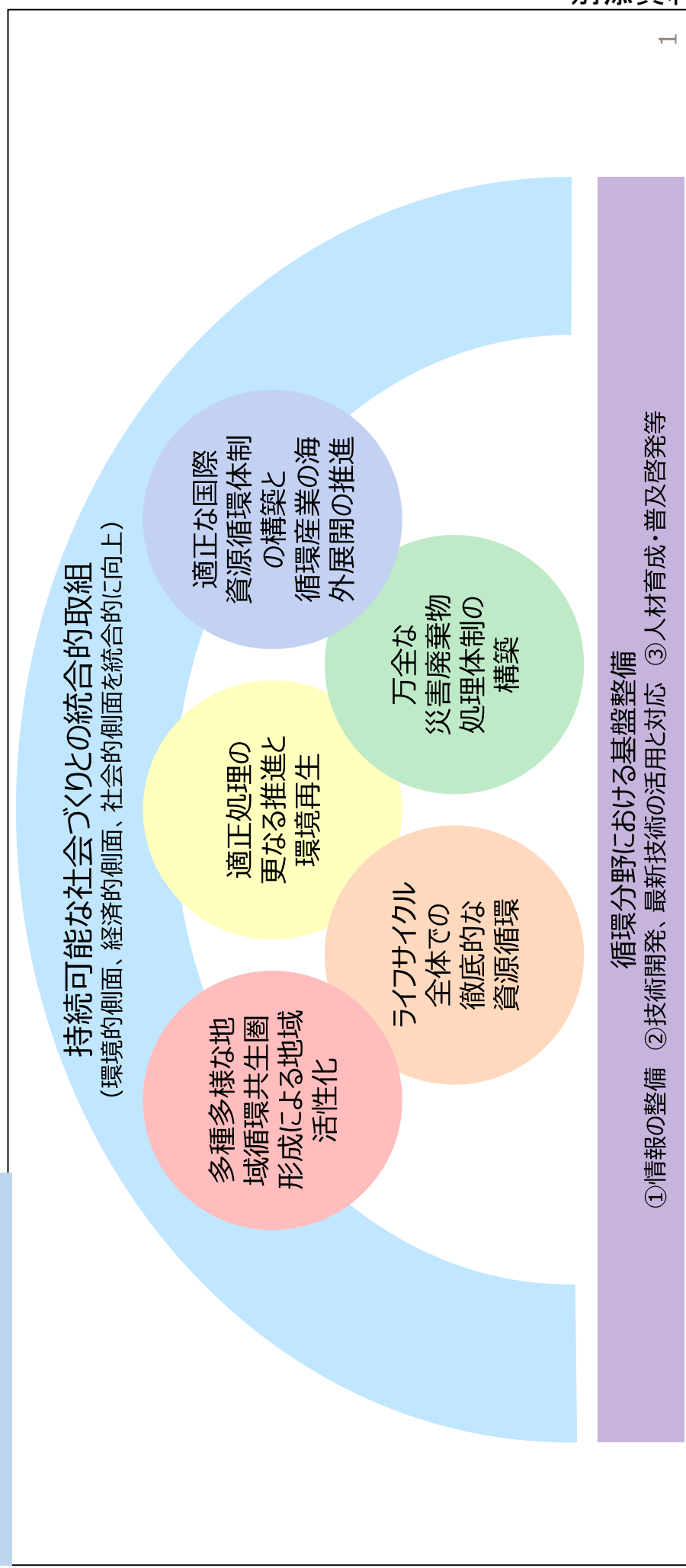
委員名	2030年の目標	2050年の将来像
石井部会長	SDGsの達成に向けて、分野横断的かつ環境・社会・経済の統合的向上が主流化され、推進されている社会	府民がつくる暮らしやすい持続可能な環境・エネルギー先進都市
近藤部会長代理	SDGsの理念のもとに、環境と経済が調和するいのち輝く社会	世界に繋がる大阪府民ひとりひとりがつくる、環境と経済が調和するいのち輝く社会
阪委員	環境・社会・経済の統合的価値※創造（or向上） ※個別計画でKPIを設定する	環境・社会・経済の統合的価値※創造（or向上） ※個別計画でKPIを設定する
秋元委員	いのち輝く未来社会のデザインとその社会実装に向けて	府民がつくる、今、将来を生きる府民とつながる、世界のための持続可能な社会
岩屋委員	府民、民間団体、事業者、教育・研究機関行政の共働（パートナーシップ）を促進し、環境課題の解決をとおして、持続可能な社会の実現に向けた公益性の高い活動を増やす	大阪から世界へ 府民ひとりひとりがつくる、人と環境と経済が調和する持続可能な社会
中島委員	環境と経済成長の両立の目途が立っている状況	環境と経済成長が連動している社会
三輪委員	持続可能な未来の基礎を創造し拓く 環境先進都市・大阪府	世界の人々・環境との繋がりを自覚し、世界に寄与する環境先進都市・大阪府

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

循環型社会形成推進基本計画（循環計画）とは

- 循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるもの
- 平成30年（2018年）6月19日に第四次循環計画を閣議決定

第四次循環計画の構成



第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

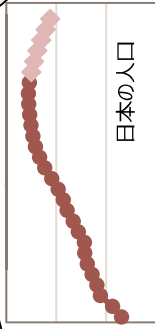
今後懸念される課題と近年の対応

不確実性を増す
世界
国際協定の進展



出典: 国際連合広報センター

人口減少・
少子高齢化
地域の衰退



出典: 国立社会保障・人口問題研究所

日本経済の停滞
Society 5.0



出典: 内閣府

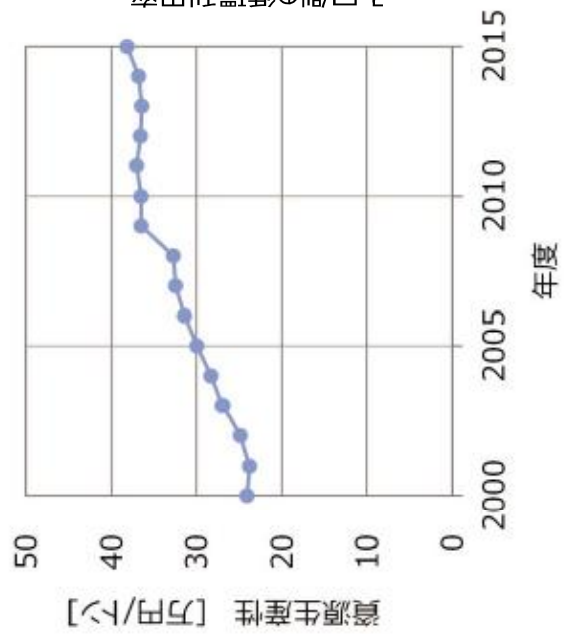
循環型社会

近年の状況

- ・2000年から大きく進展したものの
資源生産性等は近年横ばい

循環分野の課題

- ・原発事故により放出された放射性物質による
環境汚染からの再生と復興
- ・大規模災害の頻発と対策の遅れ
- ・国民の意識の変化 (もの豊かさ→心の豊かさ)
- ・資源循環及び適正処理の担い手の確保

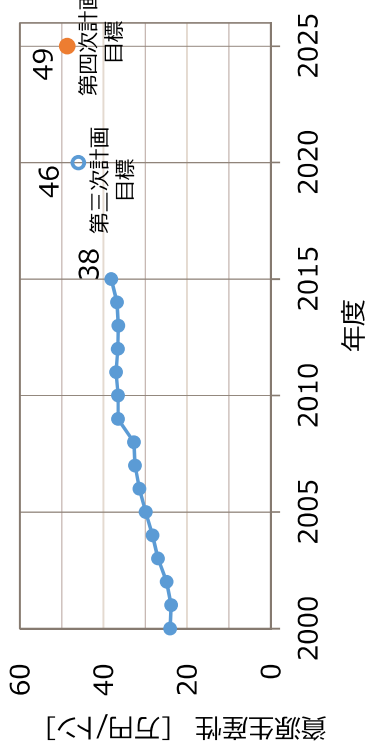


循環型社会の全体像に関する指標、目標

資源生産性 = GDP/天然資源等投入量

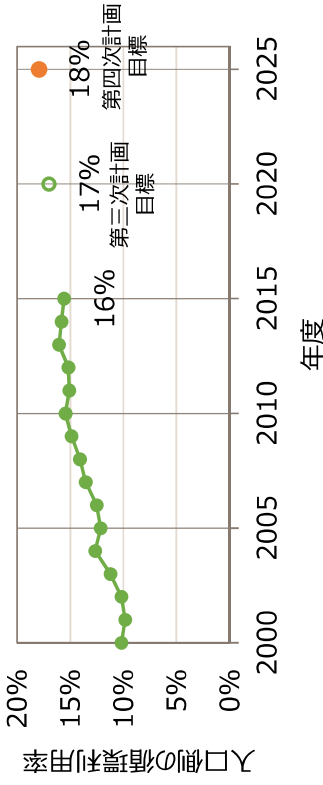
2025年度目標：約49万円/トン（2000年度の約2倍）

- 各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや人々の生活がいかに物を有効に使っているかなどより少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標
- 国の計画で採用したのは日本が最初



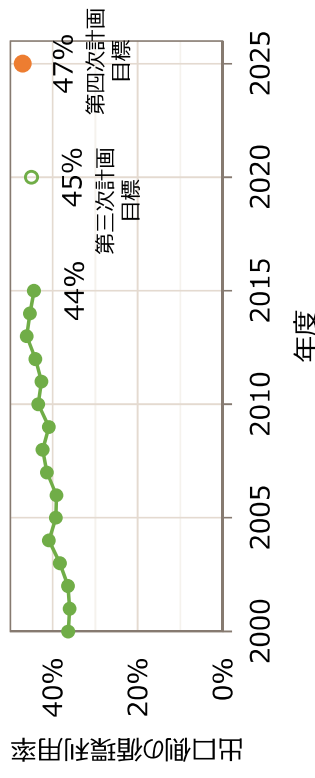
入口側の循環利用率 = 循環利用率 / (天然資源等投入量 + 循環利用率)

2025年度目標：約18%（2000年度の約1.8倍）



出口側の循環利用率 = 循環利用率/廃棄物等発生量

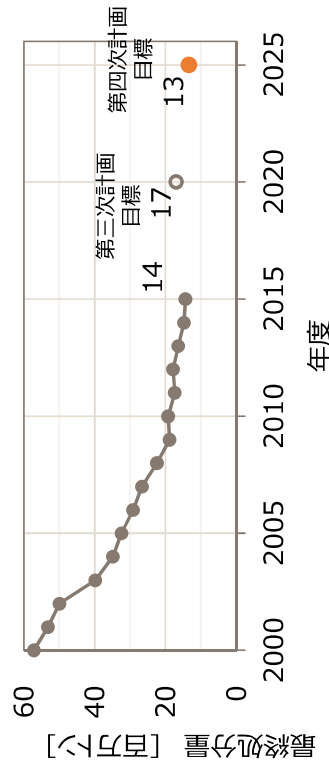
2025年度目標：約47%（2000年度の約1.3倍）



最終処分量

2025年度目標：約13百万トン（2000年度から約77%減）

- [一般廃棄物] 2025年度に約3百万トン（2000年度から約70%減）
- [産業廃棄物] 2025年度に約10百万トン（2000年度から約77%減）



持続可能な社会づくりとの統合的取組

将来像

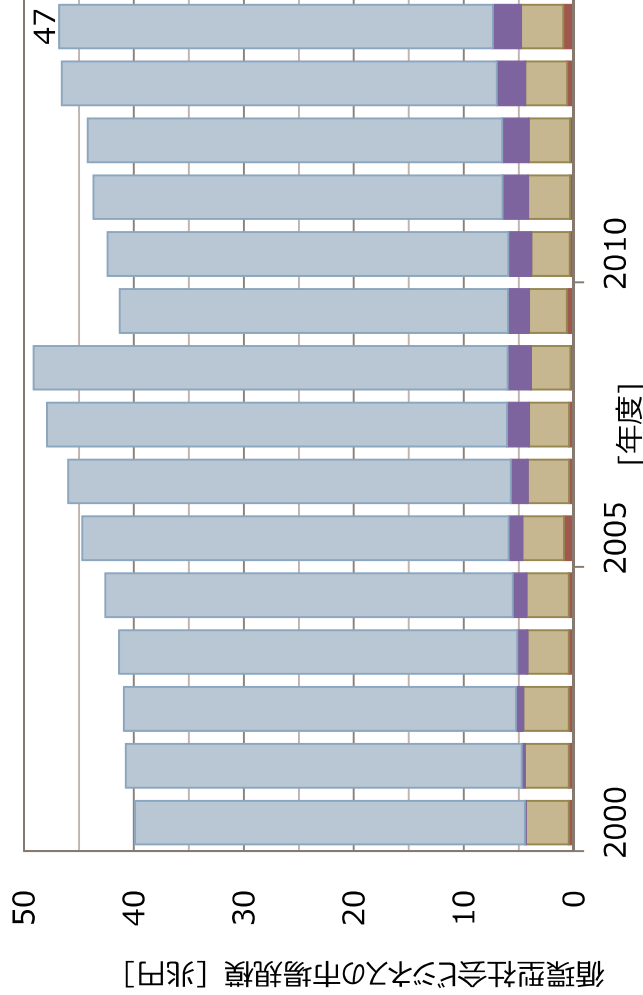
- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上

取組の進展に関する指標、目標

循環型社会ビジネスの市場規模

2025年度目標：2000年度の約2倍

- 持続可能な農林水産業
- クリーンエネルギー利用
- 廃棄物処理、リサイクル
- 長寿命化
- 資源、機器の有効利用



出典：環境省「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について」より作成

家庭系・事業系食品ロス量

2030年度目標：

家庭系食品ロス量は2000年度の半減

[年度]	2000	2012	2013	2014	2015
家庭系食品ロス量 [万t]	433	312	302	282	289

注：暫定値であり、今後精査する予定
出典：環境省

事業系食品ロス量

今後、食品リサイクル法の基本方針で目標を設定

持続可能な社会づくりとの統合的取組

国の取組

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進
- シエアリング等の 2 R ビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



出典：国際連合広報センター

多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

将来像

- ✓ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等
- ✓ 災害に強い地域でコンパクトで強靱なまちづくり

取組の進展に関する指標、目標

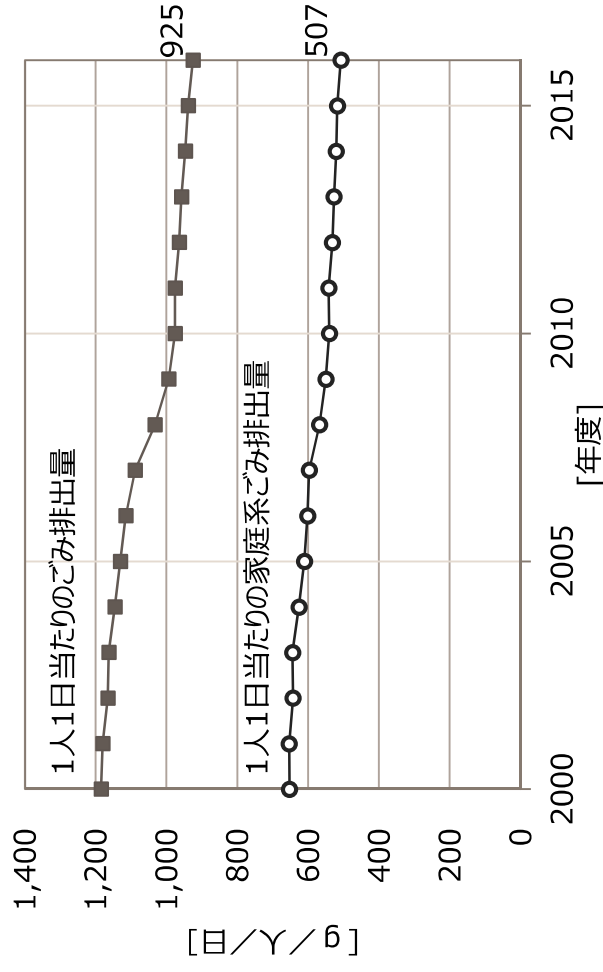
1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

2025年度目標：

[1人1日当たりのごみ排出量] 約850 g / 人 / 日

[1人1日当たりの家庭系ごみ排出量] 約440 g / 人 / 日

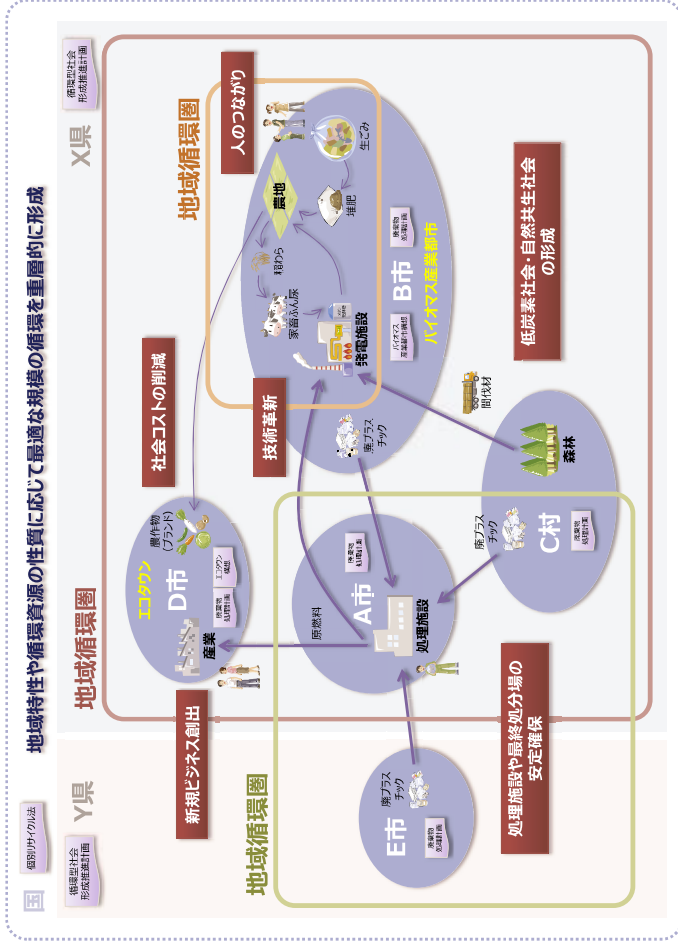


出典：環境省「日本の廃棄物処理」より作成

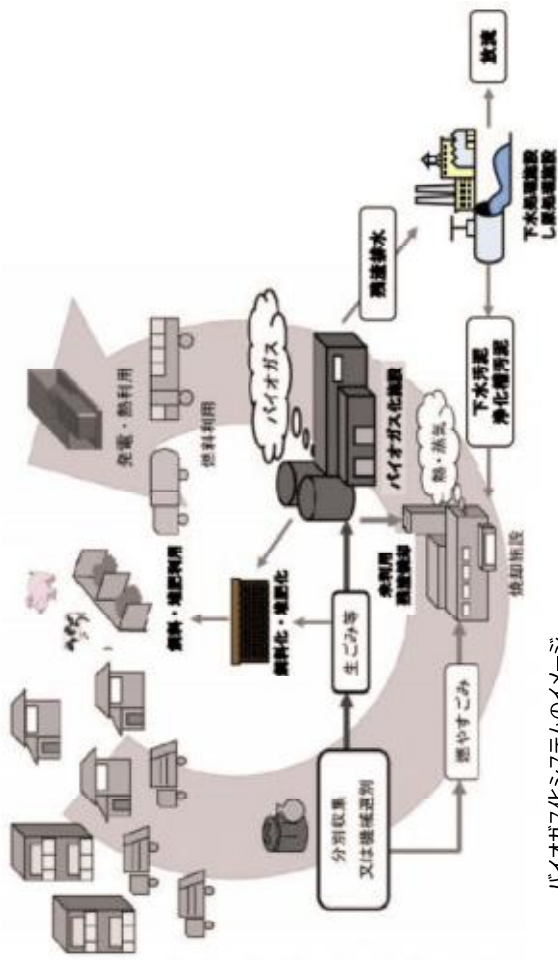
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化

国の取組

- 地域循環共生圏の形成に向けた施策
 - ・ 課題の掘り起こし
 - ・ 優れた事例の周知
 - ・ 実現可能性調査の支援
 - ・ 専門家による助言等
 - ・ テーマ別ガイドブック作成
- バイオマスの地域内での利活用
 - ・ 肥料や飼料、高付加価値製品の生産
 - ・ 再生可能エネルギーへの変換
 - ・ 混合消化・利用によるエネルギー回収（下水汚泥＋食品廃棄物）



出典：環境省「地域循環圏形成の手引き」



バイオガス化システムのイメージ
出典：環境省「廃棄物系バイオマス利活用導入マニュアル」

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

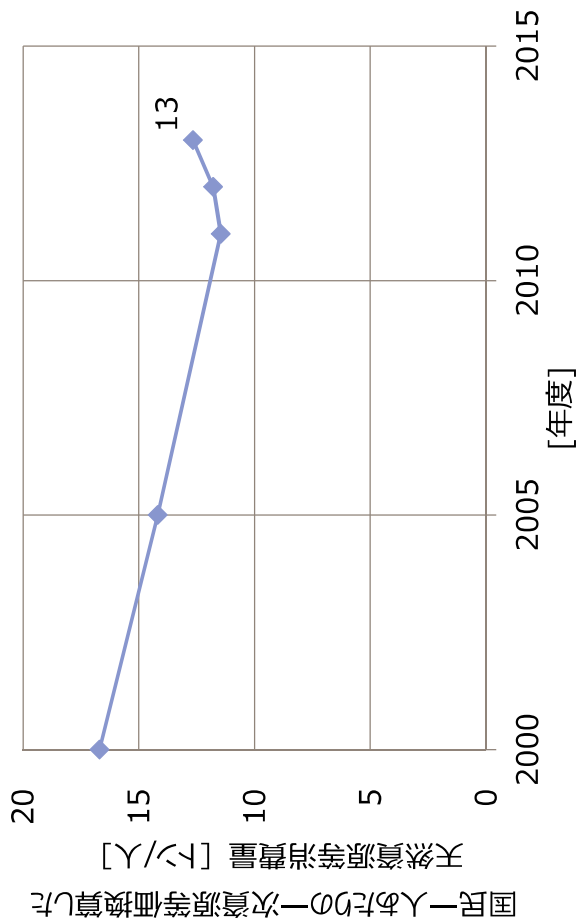
将来像

- ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル※全体で徹底的な資源循環を行う

※経済社会の物質フローについて、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指す

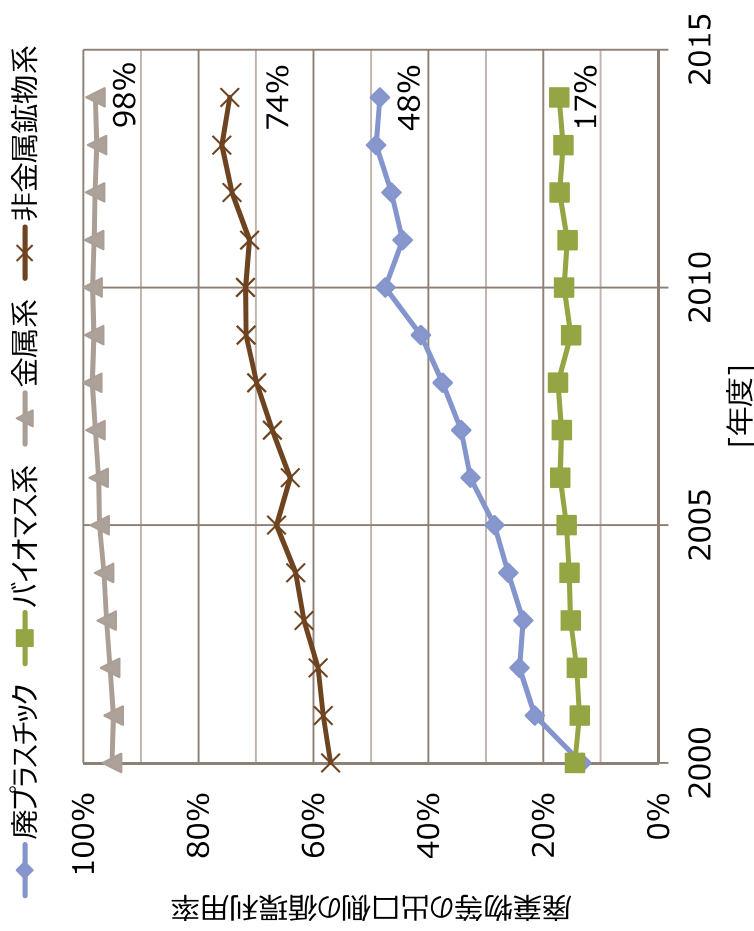
取組の進展に関する指標、目標

国民1人当たりの一次資源等価換算した 天然資源等消費量



出典：環境省「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第3回点検結果について」より作成

廃棄物等種類別の出口側の循環利用率



出典：環境省「廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用率実態調査報告書（廃棄物等循環利用率実態調査編）」より作成

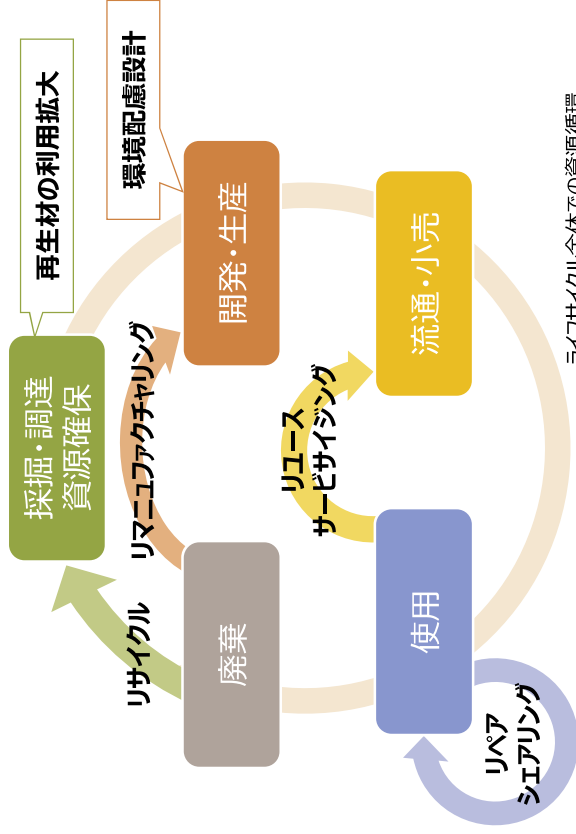
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

国の取組

○開発設計段階での省資源化等の普及促進

- ・ 再生材の利用拡大
- ・ 3Dモデリング等
- ・ 環境配慮設計

○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価



○素材別の取組

【プラスチック】

- ・ 「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進



出典：環境省

【バイオマス】

- ・ 食品ロス削減の国民運動
- ・ 食品廃棄物等の不適正処理対策と食品リサイクルの取組



出典：環境省「すぐたべくん」

【金属】

- ・ 「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を生かし、小型家電の回収・再資源化を促進

【土石・建設材料】

- ・ 建築物の強靱化、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制



メダルプロジェクト関連イベント
出典：環境省

【その他の製品等】

- ・ 必要に応じ、太陽光発電設備の義務的リサイクル制度の活用を検討
- ・ おむつリサイクルの促進

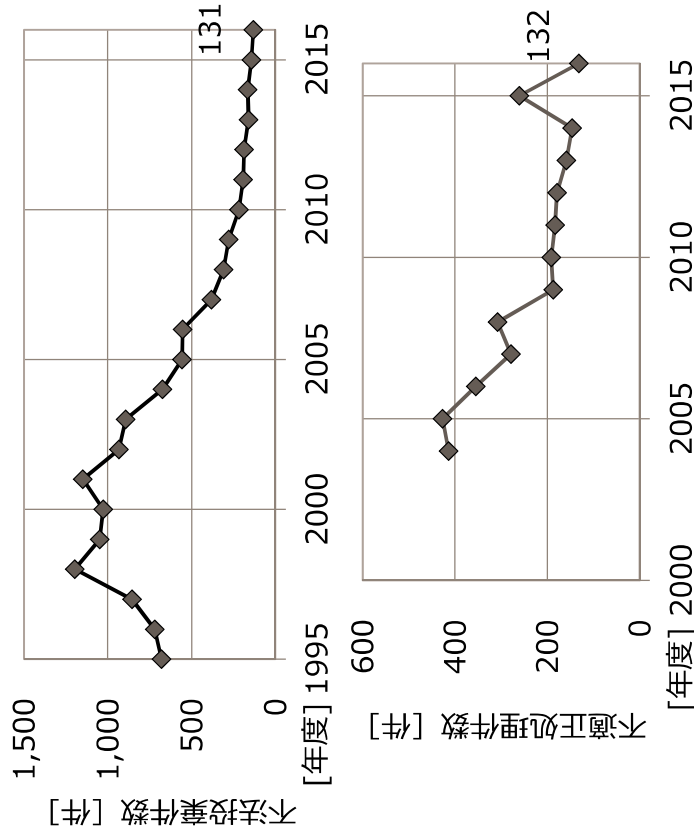
適正処理の更なる推進と環境再生

- ✓ 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会
- ✓ 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会
- ✓ 東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生

将来像

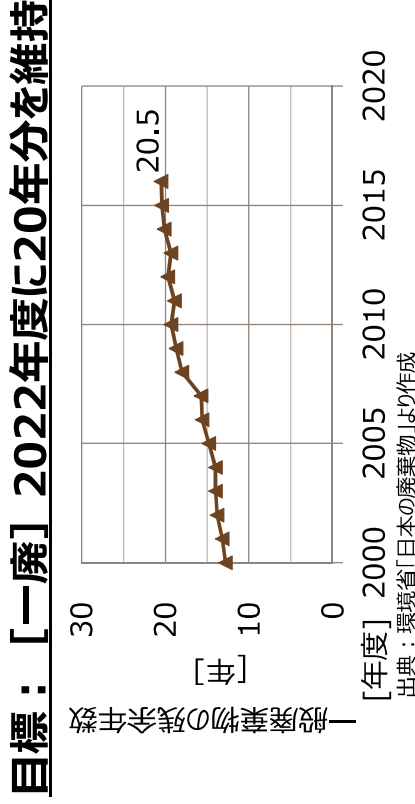
取組の進展に関する指標、目標

不法投棄、不適正処理の発生件数



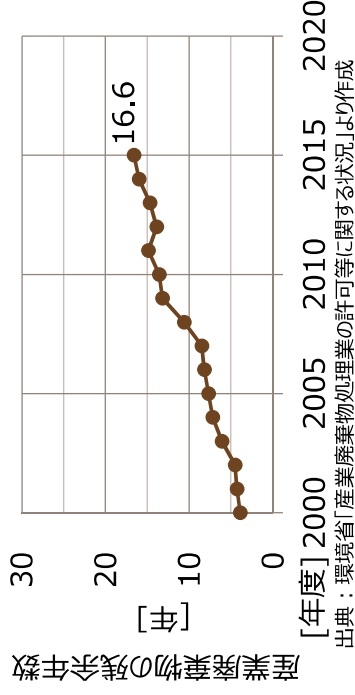
注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄/不適正処理のうち、1件当たりの投棄量/不適正処理量が10t以上の事業（ただし特別管理廃棄物を含む事業はすべて）が集計対象
 注2：硫酸ビッチは本調査の対象から除外し、別途とりとめ。
 注3：フロン回収事業は本調査の対象から除外。
 出典：環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況」より作成

最終処分場の残余年数



目標：【一廃】2022年度に20年分を維持

目標：【産廃】2020年度に10年分程度



目標：【産廃】2020年度に10年分程度

適正処理の更なる推進と環境再生

国の取組

【適正処理】

- 安定的・効率的な処理体制の整備
- 廃棄物処理システムの地球温暖化対策・災害対策の強化
- 地域での新たな価値創出に資する廃棄物処理施設の整備
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 電子マニフェスト義務付け拡大
- 循環分野における環境産業全体の健全化、振興

【環境再生】

- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 空き家対策、空き店舗対策



重機やボランテアによる海洋ごみの回収処理活動
出典：環境省



地域の防災拠点、エネルギーセンターとなる廃棄物処理施設
出典：環境省



橋葉町の仮置場内破碎選別設備
出典：環境省



橋葉町の仮設焼却施設
出典：環境省

【東日本大震災からの環境再生】

- 放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理、除去土壌等の減容・再生利用などの着実な実施
- 被災地の未来志向の復興創生

万全な災害廃棄物処理体制の構築

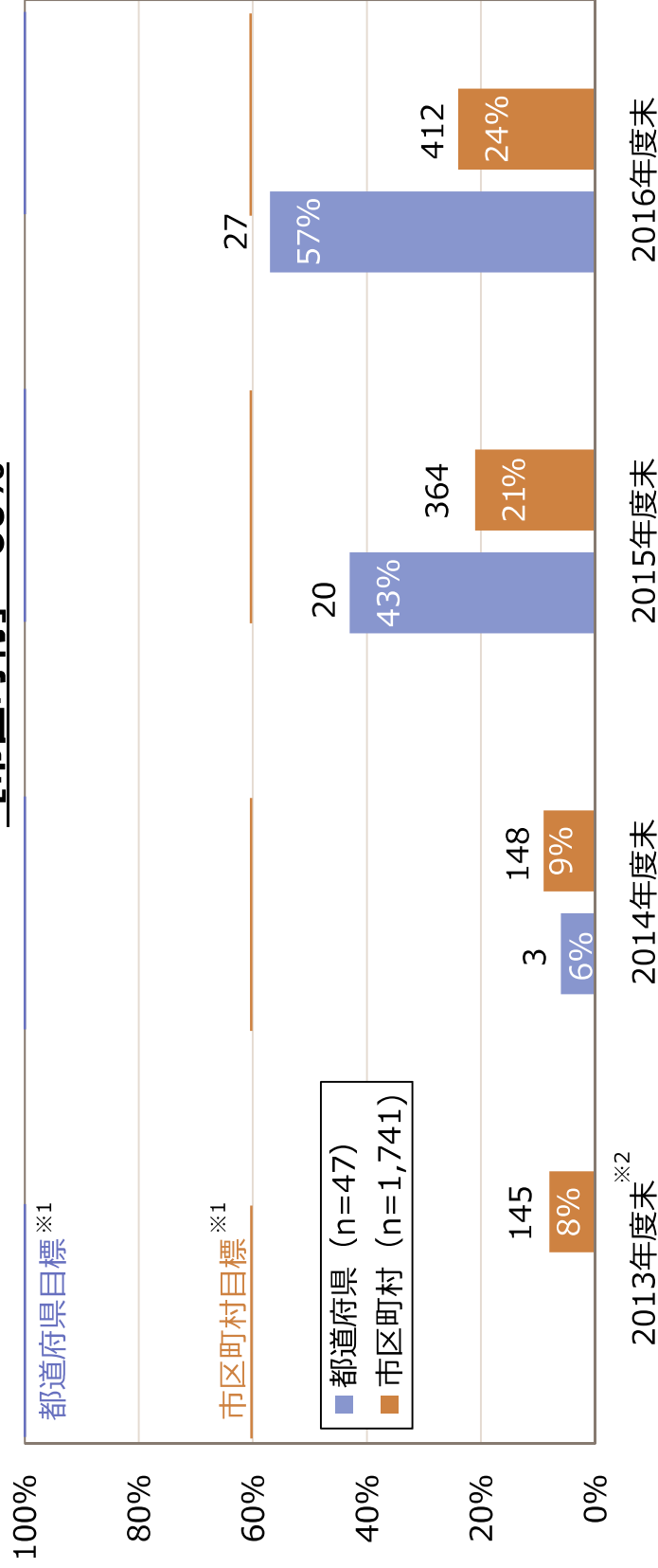
将来像

- ✓ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

取組の進展に関する指標、目標

都道府県、市区町村の災害廃棄物処理計画策定率

2025年度目標：[都道府県] 100%
[市区町村] 60%



※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定） 出典：環境省
 ※2 2013年度以前は市区町村の策定率のみ調査を実施

万全な災害廃棄物処理体制の構築

国の取組

【自治体レベル】

- 災害廃棄物処理計画の策定
 - ・ 事業継続等の観点も含めた計画の点検・見直しのモデル事業等の支援
- 国民に対して自治体等が協力を得られるよう情報発信、コミュニケーションの場の設置を支援



一次仮置場で分別指導する環境省現地支援チーム
出典：環境省

【地域レベル】

- 地域ブロック協議会の運営、行動計画の見直し
- 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催等

【全国レベル】

- 災害廃棄物処理実績を蓄積、情報プラットフォームを整備・運営
- 災害廃棄物処理の円滑化・高効率化
 - ・ IT、人工衛星等の最新技術の活用
- D.Waste-Netの体制強化、平時の取組の充実
- 災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備



自治体管理の仮置場に分別されて適正に管理されている災害廃棄物
出典：環境省

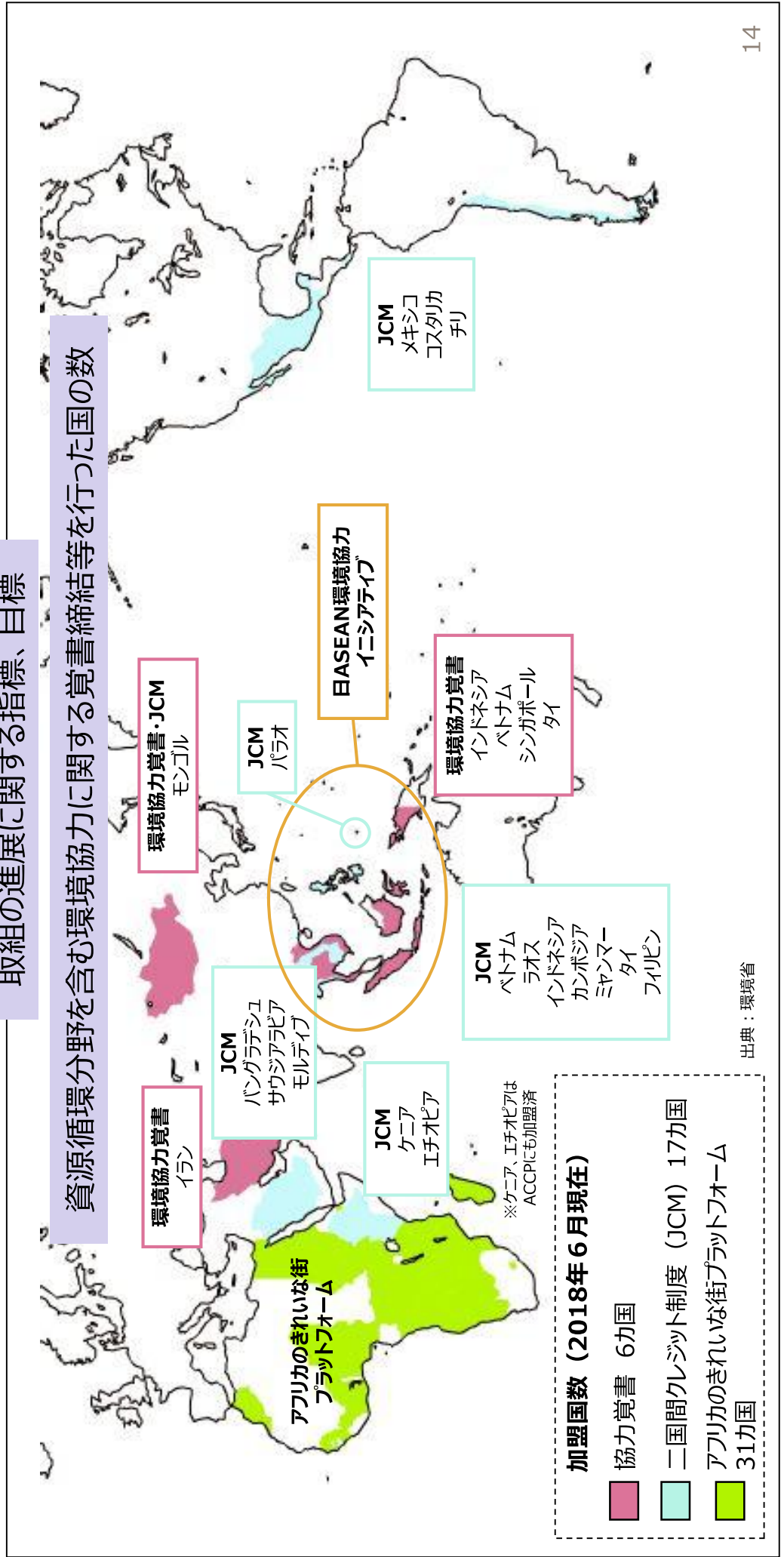
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

将来像

- ✓ 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

取組の進展に関する指標、目標

資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数



適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

国の取組

【国際資源循環体制の構築】

- 2016年「富山物質循環フレームワーク」等に基づき、資源効率性の向上や3Rの推進
- 「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の活動に協力、知見の共有
- 国内外で発生した二次資源について日本の環境先進技術を活かしつつリサイクルを適正に推進（バーゼルの改正等）



ショップバックされた雑品スクラップ
出典：環境省

【循環産業の海外展開】

- 「もったいない精神」を海外に紹介、モノを大切にする意識の向上
- 我が国の質の高い環境インフラについて、制度・システム・技術等をパッケージとして海外展開
- 日本の災害廃棄物対策ノウハウの提供、JICA等と連携した被災国支援スキーム



国際展開によりヤンゴンで稼働中の廃棄物処理施設
出典：環境省

循環分野における基盤整備

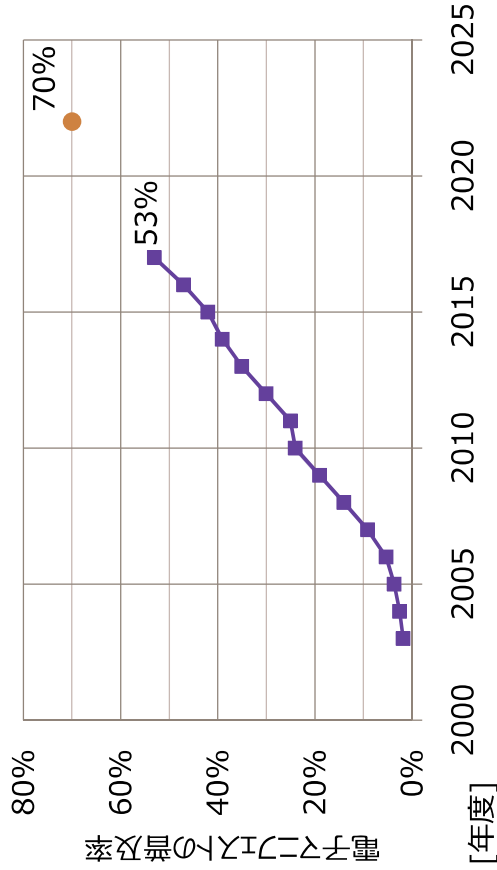
将来像

- ✓ 情報基盤が整備・更新され、必要な技術の開発が継続的に行われ、人材が育成され、多様な主体が高い意識を持って、行動する社会

取組の進展に関する指標、目標

電子マネーの普及率

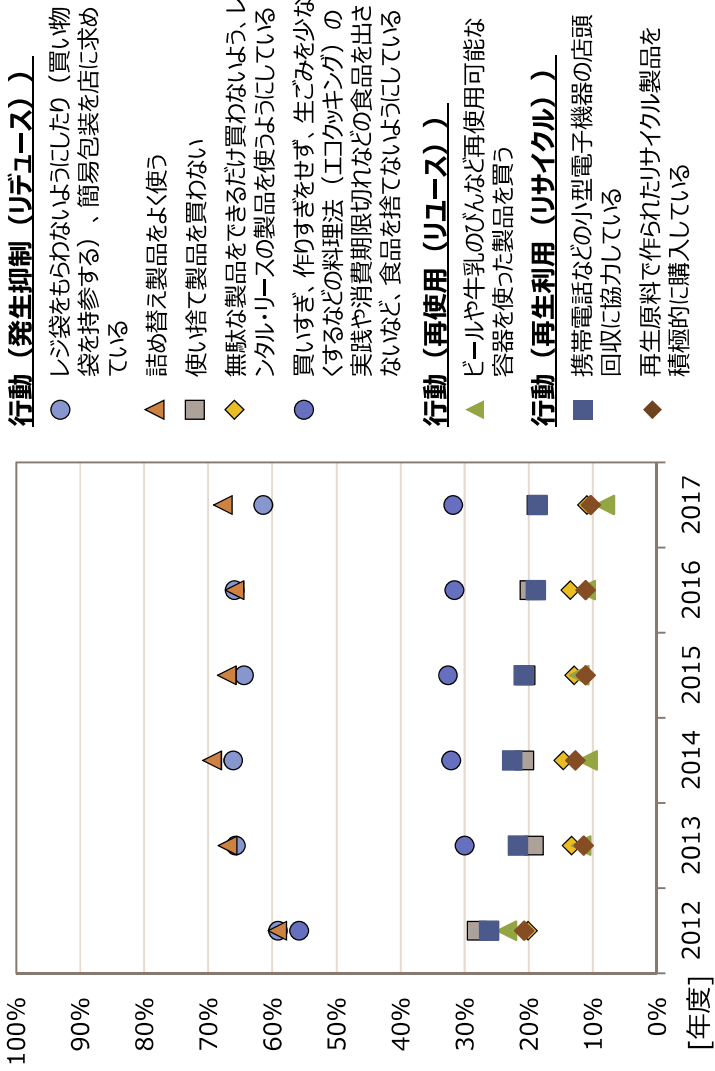
2022年度目標：70%



出典：（公財）日本産業廃棄物処理振興センター「電子マネー登録件数・電子化率」より作成

具体的な3R行動の実施率

2025年度目標：2012年度の世論調査から約20%上昇



注：2012年度世論調査の値は、設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問と比較
 出典：環境省「循環型社会形成に向けた意識・行動調査」より作成

循環分野における基盤整備

国の取組

【情報整備】

- 各主体の取組の成果を評価する手法、分かりやすく示す指標
- 各種手続等の廃棄物に関する情報の電子化、電子マネーフロントを含む情報の活用



電子マネーフロントシステムの機能強化・利便性の向上
出典：環境省

【技術開発等】

- 廃棄物収集の効率化や高度選別技術の普及促進
 - ・ IoTとデータ分析技術の組み合わせ、ロボット、AI等を駆使
- 世界に先駆けた革新的低炭素化技術の研究開発
 - ・ バイオマスからの化成品等の製造等



光学センサーによる樹脂
素材の選別
出典：環境省

【人材育成、普及啓発等】

- Re-Styleキャンペーンを通じて、若年層を中心にサブカルチャー等と連携した意識醸成、行動喚起
- 多数の企業が参加した消費者キャンペーン



Re-Style
Re-style website
出典：環境省

循環型社会形成のための指標の構成

- 循環型社会の全体像を把握し、その向上を図るための物質フロー指標、数値目標を設定
- 各主体の取組の進展度合いを的確に計測・評価し、更なる取組を促していくため、中長期的な方向性の項目別に指標を定め、可能な範囲で数値目標を設定

位置づけ

指標の種類

循環型社会の全体像に関する指標

- 経済社会におけるものの流れ全体を把握し、その向上を図る
- 物質フローの3つの断面である「入口」、「循環」、「出口」それぞれについて、資源生産性、循環利用率、最終処分量を設定

循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標

- 項目別物質フロー指標 各主体の取組の進展による物質フローの改善等の状況を捉える
- 項目別取組指標 各主体の取組の進展そのものを捉える

取組の進展に関する指標の例

持続可能な社会づくりとの統合的取組	● 循環型社会ビジネスの市場規模 ● 家庭系・事業系食品ロス量
多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化	● 1人1日当たりのごみ排出量 ● 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	● 国民1人当たりの一次資源等価換算した天然資源等消費量
適正処理の更なる推進と環境再生	● 廃棄物等種類別の出口側の循環利用率 ● 不法投棄、不適正処理の発事件数
万全な災害廃棄物処理体制の構築	● 一般廃棄物、産業廃棄物最終処分場の残余年数 ● 災害廃棄物処理計画の策定率
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進	● 資源循環分野を含む環境協力に関する覚書締結等を行った国の数
循環分野における基盤整備	● 電子マネーの普及率 ● 具体的な3R行動の実施率

※下線は第四次循環計画において新たに定めた指標

- ◆位置付け：廃棄物処理法に基づく法定計画であり、東京都環境基本計画に基づく個別分野の計画
- ◆期間：2016年度から2020年度までの5年間（2050年を見据えた2030年のビジョンを示す）

第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題

1 資源利用の現状と課題

- ・世界の資源消費量の増加により、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少など環境影響が増大
- ・国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つに「持続可能な消費・生産」
- ・東京は大消費地であるだけでなく、企業の本社機能の約5割が集積

2 廃棄物処理の現状と課題

- ・事業系廃棄物や建設廃棄物などの資源化に課題
- ・廃棄物の最終処分量は2000年度比で大きく減少

3 今後の東京が直面する課題

- ・超高齢化・人口減社会の到来に伴い、ごみの分別や排出の困難等の懸念
- ・今後想定される首都直下地震等に対し、事前に処理体制を準備する必要

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿

「世界一の環境都市・東京」の実現のために、ライフサイクル全体を視野に入れた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指していくことが重要

（1）持続可能な資源利用への転換

一 地球規模の環境負荷等の低減にむけて、先進国の大都市としての責任を果たす一

- ・資源ロス削減と循環的利用の推進により資源利用が使い捨て型から循環型に転換
- ・ストックの価値が重視され、ものを長く大切にすることが実現
- ・低炭素・自然共生・循環型の製品等の選択を通じライフサイクル全体の環境負荷を低減
- ・再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、資源の循環的利用が大きく前進

（2）良好な都市環境の次世代への継承

一 最適化された資源循環・廃棄物処理を目指す一

- ・最終処分場の延命化
- ・廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分における適正処理の実施
- ・環境負荷と社会的費用を考慮した最適な資源循環と廃棄物処理システムの確立
- ・超高齢化社会でも人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスの提供
- ・災害発生時、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の実施

2 多様な主体との連携

- 先進的な企業等、静脈ビジネス、都民・NGO/NPO、区市町村、九都府市等、国、海外諸都市など多様な主体との連携が不可欠

第3章 計画目標と指標

計画目標 1 資源ロスの削減

計画目標 2 「持続可能な調達」の普及

計画目標 3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- ・一般廃棄物の再生利用率
2020年度 27% 2030年度 37%
- ・最終処分量（一般廃棄物・産業廃棄物計）
2020年度 2012年度比14%削減 2030年度 2012年度比25%削減

計画目標 4 適正かつ効率的な処理の推進

計画目標 5 災害廃棄物の処理体制

第4章 主要な施策

施策 1 資源ロスの削減

- ・食品ロス問題に取り組む企業やNGO/NPO等と連携し、家庭や店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費するなどの取組を推進
- ・使い捨て型ライフスタイルの見直し（リユース容器、レジ袋対策等）

など

施策 2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進

- ・建設工事におけるエコマテリアルの普及促進（持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート、建設泥土改良土の利用促進等）
- ・「持続可能な調達」を中小企業を含め広く都内の事業活動に普及

施策 3 廃棄物の循環的利用の更なる促進（高度化・効率化）

- ・区市町村と連携した事業系廃棄物のリサイクル（3R）のルールづくり
- ・都市鉱山の活用（小型家電のリサイクル）
- ・焼却灰のリサイクル促進等による最終処分場の更なる延命化
- ・リサイクル・廃棄物処理システムの最適化に向けた制度の合理化等

など

施策 4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

- ・区市町村への技術的支援の強化
- ・遺品整理、在宅医療廃棄物等、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討
- ・海ごみ対策、ごみの散乱防止・街の美化（主要繁華街で美化活動を推進）
- ・古紙持ち去りの根絶に向け、区市町村を支援
- ・廃家電等の違法処理を防止するため、不用品回収業者等への指導・健全なリサイクル事業者の育成

など

施策 5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

- ・優良な処理業者が市場で優位に立てるよう、第三者評価制度を普及促進、排出事業者に周知
- ・スパーエコタウン事業に関する情報発信

など

施策 6 災害廃棄物対策

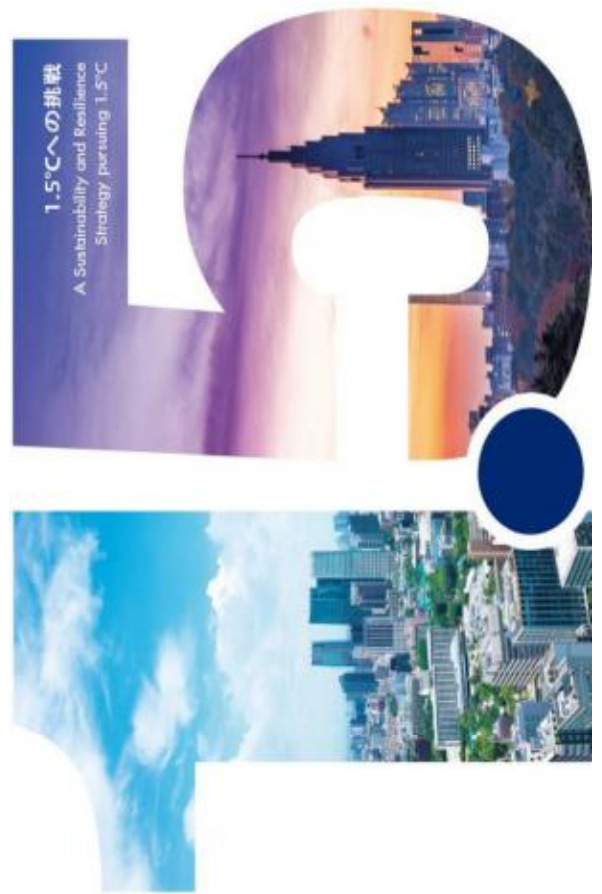
- ・首都直下地震等に備え、東京都災害廃棄物処理計画を2016年度に策定

Zero Emission Tokyo

未来を切り拓き・輝きつづける都市を
実現する脱炭素戦略

ゼロエミッション東京戦略

ゼロエミッション東京戦略の概要



一 気候変動を巡る動向 - 気候危機 と 気候変動対策の パラダイムシフト

- CO₂ 排出量の増加に伴い、異常気象などの気候変動影響が地球規模で増大。世界・日本、そして東京も気候危機に直面
- 世界が「低炭素」から「脱炭素」へとシフトする中、東京も大都市の責務と持続可能な成長のため、社会全体を「脱炭素化」へと大胆かつ速やかに転換していくことが不可欠 - 気候変動対策の歴史的転換点 “paradigm shift” -

世界平均気温の上昇と身近な生活に及ぶ気候変動の危機

- 世界の平均気温の推移 -



- 世界と日本の主な気象災害による影響 -

アメリカ州 (2017.8)	ハリケーン (カトリーナ)	死者 237人 被害額 1兆1,580億円	豪雨 西日本 (2018.7)
アメリカ州 (2018.8)	山火事	経済損失 1,250億ドル (1.3兆6,875億円)	台風 全国 (2019.10)
ヒマラヤ周辺	氷河の融解	焼失面積 18万5千ha以上 (東京23区の約3倍)	住宅被害 9万棟以上 全国 (2018年)
世界人口の20%以上に影響		救急搬送 9万5千人以上	

⚠️ 今後は、温暖化対策をしなければならぬ

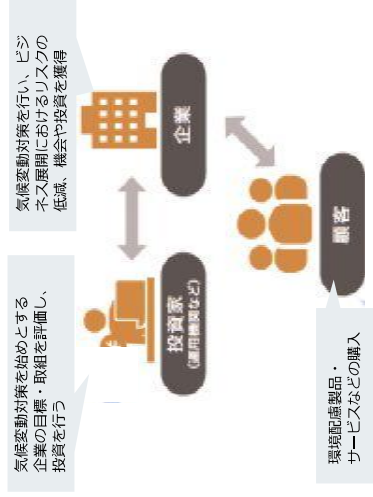
2100年には世界全体で
年間GDP 約12% 損失

(参考)2078年世界のGDPは、約9,279兆円
※2078年時点のGDP(2019年時点のGDPを100%と仮定)は、約9,279兆円(約1,000兆円)に減少する可能性がある。これは、温暖化による農業・漁業・観光・不動産などの被害によるものである。

パリ協定を契機に国に先駆け動き出す非国家アクター

- パリ協定 -

世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に保つこと、1.5°Cに抑える努力を追求することに合意



- 動き出す都市・経済 -

2050年CO₂ 排出実質ゼロを目指す

- ✓ 都市：398 ✓ 投資家：16
- ✓ 企業：786 ※ 2019.12.11 COP25で公表

IPCC 「1.5°C特別報告書」

- 1.5°C目標「2050年CO₂ 排出実質ゼロ」の追求へ -

- ✓ 世界の平均気温は、産業革命前と比べ既に約1°C上昇、現在のペースで温室効果ガスを排出すると早ければ2030年頃に1.5°C上昇
- ✓ 気候変動のリスクは、2°C上昇に比べ、1.5°C上昇の方がより低い
- ✓ 1.5°Cに抑えるためには、2050年頃にCO₂ 排出を実質ゼロにする必要
- ✓ 1.5°Cに抑えることは、貧困撲滅や人々の不平等をなくすなど「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に相乗効果

1.5°C上昇の歩み	2°C上昇の歩み
14% 少なくとも5年に1回 深刻な気候変動を伴う 世界人口	37%
100年に一度 海面上昇の量	10年に一度
26~77cm 2100年までの 海面上昇	1.5°Cに比べさらに 10cm高い
150が 海面上昇の被害	300が1
70~90% サンゴ礁の消失	99%以上

世界が気候危機に直面する今、東京もエネルギー・資源の利用に大きな影響力を持つ責務として、**気温上昇を1.5°Cに抑える**ことを追求し、**2050年までに「ゼロエミッション東京」を実現**することで、世界の「CO₂排出実質ゼロ」に貢献していく

ゼロエミッション東京戦略の策定

— ゼロエミッション東京の実現に向けたビジョンと具体的な取組・ロードマップ —

気候危機行動宣言

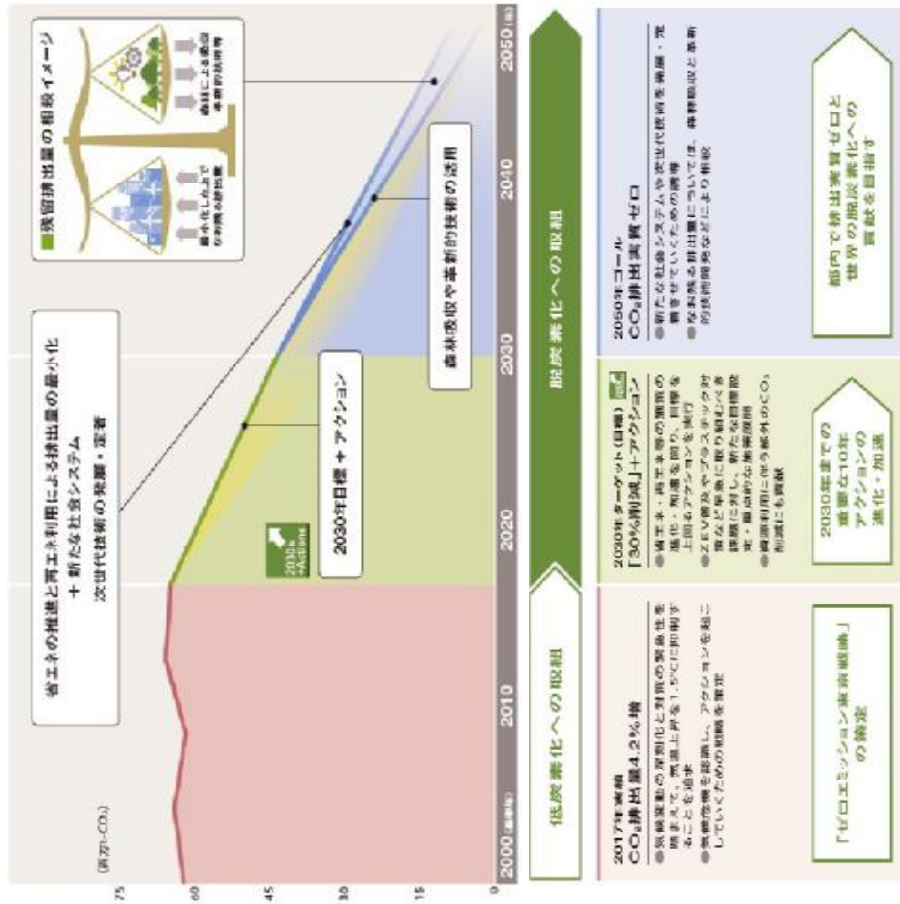
今、直面している気候危機を強く認識し、具体的な戦略をもつて、実効性のある対策を講じるとともに、全ての都民に共感と協働を呼びかけ、共に、気候危機に立ち向かう行動を進めていく

KEY POINTS 戦略の3つの視点

- ✓ 気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開
- ✓ 資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外のCO₂削減にも貢献
- ✓ 省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化



CO₂排出量削減に向けた2050年までの道筋



都が目指すCO₂排出量の削減範囲と排出最小化イメージ

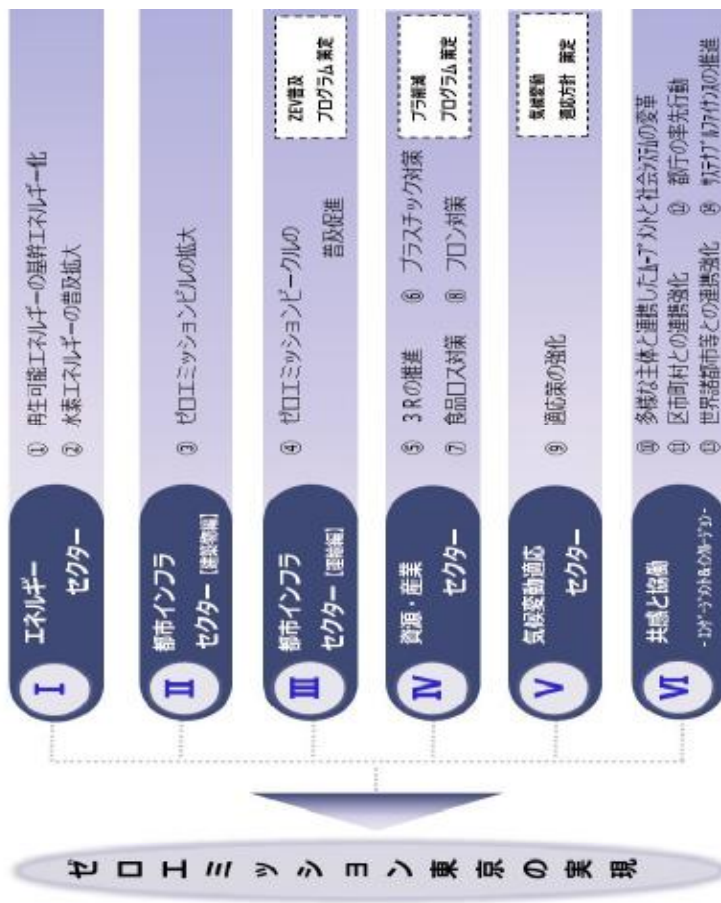


ゼロエミッション東京戦略の政策体系

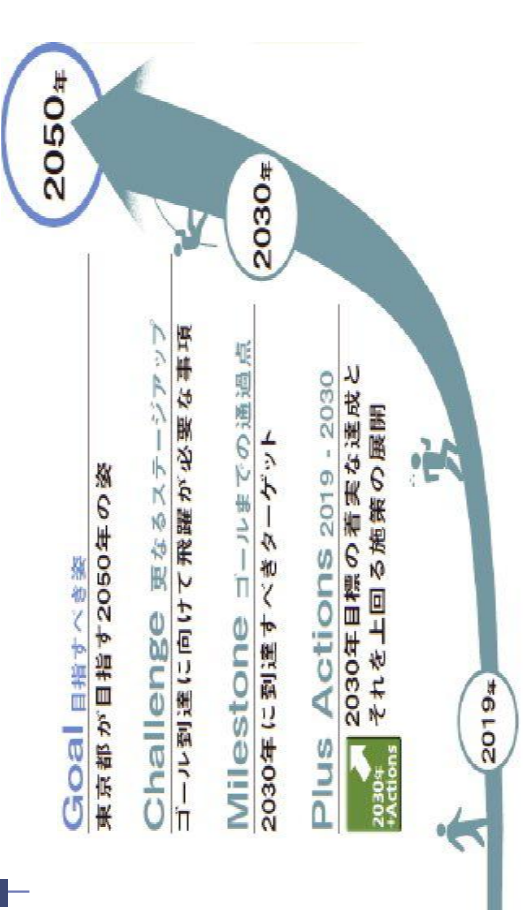
- 都の特性を踏まえ特に重点的に取り組むべき分野を選定し、**6分野・14政策**に体系化
- 各政策の2050年に目指すべき姿（ゴール）と2030年に到達すべき目標（ターゲット）、その目標を上回るよう進化・加速する具体的取組「**2030年目標+アクション**」、2030年以降の飛躍的なステップアップに必要なシステム・イノベーションを提示

具体的な取組を進める6つの分野（セクター）

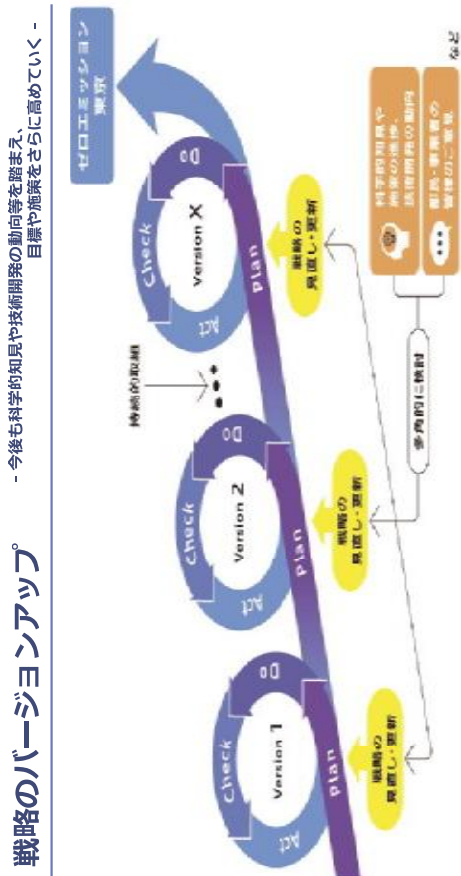
* 重点的な対策が必要な分野は、個別計画・プログラムを策定



各政策のロードマップ



戦略のバージョンアップ



各政策で設定するゴール・マイルストーンと主なアクション < 戦略Ⅰ～Ⅲ >



- Actions -





2030年目標 + アクション

- Milestone -

2030年に向けた主要目標

- Goal -

2050年の目指すべき姿

<p>再生可能エネルギーの 基幹エネルギー化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 使用エネルギーが 100%脱炭素化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都有施設使用電力 再エネ100%化 ■ 太陽光発電設備導入量 130万kW ■ 再エネ電力利用割合 30% ■ エネルギー消費量 38%削減 (2000年比) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内産卒FIT電力を都有施設で活用する 「とちよう電力プラン」の推進 ■ 太陽光パネルや蓄電池への導入補助等 により、自家消費を推進 ■ 企業・行政の調達規模を活用した新規 設備導入にも繋がる電力契約構築 ■ 家庭等での再エネ電気のグループ購入 を推進するビジネスモデルの構築
<p>水素エネルギーの 普及拡大</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再エネ由来CO₂フリー水素 を、脱炭素社会実現の柱に 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭用燃料電池 100万台 ■ 業務・産業用燃料電池 3万kW ■ ゼロエミッションバス 300台以上 ■ 乗用車新車販売ZEV割合 50% ■ 水素ステーション 150か所 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 家庭・業務・産業用燃料電池の普及・ 定着支援 ■ 再エネ水素活用設備の導入支援や福島 県産CO₂フリー水素の活用 ■ Tokyoスイーン推進チーム等、官民連携 によるムーブメント醸成
<p>ゼロエミッション ビルの拡大</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内全ての建物が ゼロエミッションビルに 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガス排出量 30%削減 (2000年比) ■ エネルギー消費量 38%削減 (2000年比) ■ 再エネ電力利用割合 30% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ キャップ&トレードや建築物環境計画書 制度等によるゼロエミ事業所の拡大 ■ 「東京ゼロエミ住宅」の全面的な普及 に向けた導入支援 ■ 省エネ家電等への買替促進 ■ AI・IoTを活用したエネマネ等の推進
<p>ZEV普及プログラム 策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都内を走る自動車は 全てZEV化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 乗用車新車販売ZEV割合 50% ■ ゼロエミッションバス 300台以上 ■ 小型路線バス新車販売 原則ZEV化 ■ ZEVインフラ整備 (急速充電器 1,000基、 水素ステーション 150か所) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人・企業等へのZEV購入支援やバス等 大型車ZEV化に向けた導入支援 ■ ZEVインフラ確保に向けた整備支援や 充電器設置を促す仕組みの新設等 ■ 官民連携推進チーム等を活用した機運 醸成や開発促進
<p>ゼロエミッション ビークルの 普及促進</p> 			

各政策で設定するゴール・マイルストーンと主なアクション < 戦略Ⅳ～ >



- Actions -

2030年目標 + アクション

- Milestone -

2030年に向けた主要目標

- Goal -

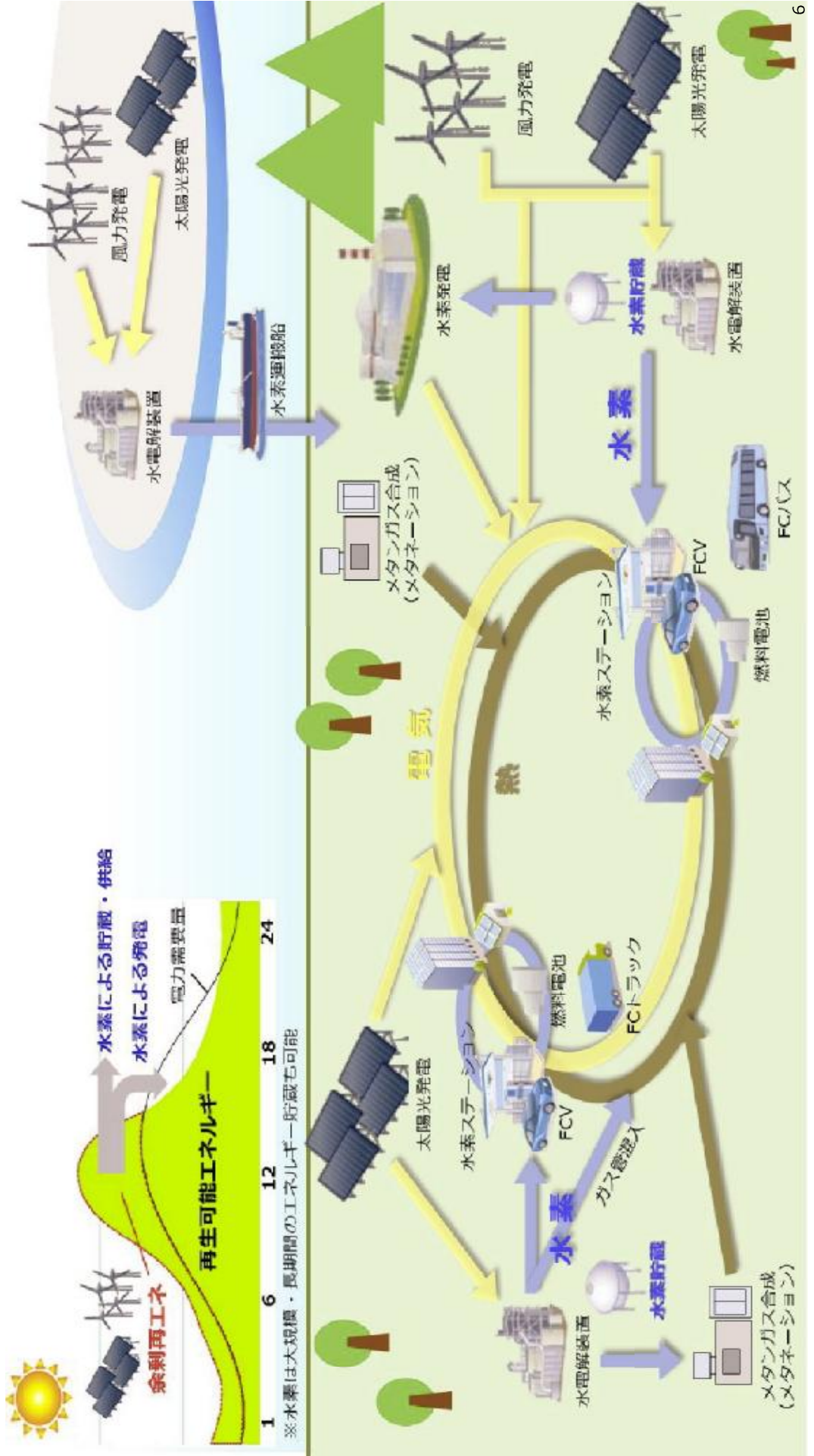
2050年の目指すべき姿

<p>3Rの推進</p> 	<p>■ 持続可能な資源利用が定着</p>	<p>■ 環境配慮設計の促進等による資源消費量の削減</p> <p>■ リサイクルレートの構築等による再生資源の循環的な利用促進</p> <p>■ 全ての調達のグリーン化</p>	<p>■ 環境配慮設計の促進等による資源消費量の削減</p> <p>■ リサイクルレートの構築等による再生資源の循環的な利用促進</p> <p>■ 全ての調達のグリーン化</p>
<p>プラ削減プログラム 策定</p> <p>プラスチック対策</p> 	<p>■ CO₂実質ゼロのプラスチック利用が実現</p>	<p>■ フンウェイプラスチック 累積25%削減 (国全体の目標)</p> <p>■ 家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量 40%削減 (2017年度比)</p>	<p>■ 水平リサイクルなど、先進的な企業と連携したイノベーションの創出</p> <p>■ ペットボトルのボトル to ボトル推進</p> <p>■ 区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進</p> <p>■ TOKYO海ごみゼロアクション</p>
<p>食品ロス対策</p> 	<p>■ 食品ロス発生量 実質ゼロ</p>	<p>■ 食品ロス発生量 50%削減 (2000年度比)</p>	<p>■ 食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減</p> <p>■ 売り切り情報を入力できるアプリ等を活用した消費行動の転換</p> <p>■ AI・ICT等を活用した先駆的取組の促進</p>
<p>フロン対策</p> 	<p>■ フロン排出量ゼロ</p>	<p>■ 代替フロン(HFCs)排出量 35%削減 (2014年度比)</p>	<p>■ ノンフロン機器等の導入支援</p> <p>■ 国への報告が必要なフロン大量排出事業者への全件立入による指導強化</p> <p>■ 業務用機器設置の解体現場への全件指導等による廃棄時フロン回収の徹底</p>
<p>気候変動適応方針 策定</p> <p>適応策の強化</p> 	<p>■ 気候変動の影響によるリスクを最小化</p>	<p>■ 気候変動の影響を受けるあらゆる分野で、気候変動による将来の影響を考慮した取組がされている</p>	<p>■ 調節池の整備や災害リスクの発信など、ハード・ソフトで災害対策を強化</p> <p>■ 暑さを軽減する都市緑化等、予防策・対処策の更なる強化</p> <p>■ 地域気候変動適応センターの設置</p>

再エネ由来CO₂フリー水素を脱炭素社会実現の柱に

ー 再エネ大量導入を水素で支える ー

- ゼロエミッション東京の実現には、化石燃料から脱炭素エネルギーへの転換が不可欠。戦略では、再エネの基幹電源化に加え、**再エネ由来CO₂フリー水素を本格活用**し、脱炭素社会実現の柱にしていく
- 水素は、大量・長期間のエネルギー貯蔵ができ、**再エネ電力の大量導入時の調整力**や、**熱エネルギーの脱炭素化**に向け重要なカギとなる。2050年に向け、様々な分野でのCO₂フリー水素の活用を目指す



都道府県における一般廃棄物の目標に関する状況（平成29年度実績）

	◎排出量		◎再生利用率		◎最終処分量		○1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (資源ごみ排出量・ 集団回収量を除く)	
	都道府県	トン	都道府県	%	都道府県	トン	都道府県	g/人・日
1	鳥取県	218,890	鳥取県	31.2	佐賀県	9,811	長野県	410
2	島根県	238,971	山口県	30.8	高知県	11,446	京都府	417
3	高知県	252,378	岡山県	29.6	鳥取県	14,406	広島県	442
4	徳島県	261,858	三重県	27.2	島根県	20,271	大阪府	446
5	佐賀県	270,437	埼玉県	24.9	三重県	22,004	北海道	453
6	福井県	283,318	神奈川県	24.4	山口県	24,162	神奈川県	453
7	山梨県	296,717	北海道	24.3	山梨県	24,186	香川県	456
8	香川県	315,422	富山県	24.1	福井県	27,344	熊本県	470
9	和歌山県	336,430	熊本県	23.4	徳島県	28,163	鳥取県	471
10	秋田県	364,954	茨城県	22.8	沖縄県	28,297	沖縄県	480
11	山形県	371,222	千葉県	22.3	大分県	28,403	新潟県	489
12	宮崎県	387,986	島根県	22.3	岡山県	29,209	滋賀県	491
13	大分県	399,535	新潟県	22.2	香川県	31,241	東京都	495
14	石川県	406,653	東京都	21.9	秋田県	32,899	兵庫県	499
15	富山県	407,705	愛知県	21.7	富山県	38,273	岩手県	502
16	岩手県	426,270	広島県	21.3	岩手県	40,788	岡山県	505
17	滋賀県	429,912	長野県	21.2	山形県	41,541	奈良県	511
18	奈良県	455,203	福岡県	21.0	和歌山県	42,196	大分県	513
19	愛媛県	459,789	佐賀県	20.8	長崎県	43,534	宮崎県	513
20	沖縄県	465,179	高知県	20.7	宮崎県	43,930	千葉県	513
21	青森県	479,621	大分県	20.6	滋賀県	44,173	石川県	517
22	長崎県	479,920	香川県	19.3	愛媛県	44,536	愛知県	517
23	山口県	501,767	滋賀県	18.7	石川県	46,889	静岡県	518
24	鹿児島県	554,215	岐阜県	18.6	岐阜県	49,840	埼玉県	521
25	熊本県	601,975	岩手県	18.4	奈良県	49,950	岐阜県	522
26	三重県	629,772	静岡県	18.1	青森県	51,432	山口県	524
27	長野県	630,254	福井県	18.0	長野県	56,904	山形県	525
28	岐阜県	654,293	愛媛県	17.9	栃木県	58,574	福岡県	526
29	栃木県	667,980	宮崎県	17.1	静岡県	59,169	鹿児島県	528
30	岡山県	694,655	兵庫県	16.9	鹿児島県	61,112	宮城県	534
31	群馬県	717,256	徳島県	16.8	熊本県	63,747	佐賀県	535
32	福島県	737,242	奈良県	16.3	福島県	66,724	富山県	537
33	京都府	805,416	栃木県	16.3	新潟県	70,346	長崎県	542
34	宮城県	840,570	宮城県	16.0	群馬県	71,326	島根県	543
35	新潟県	846,608	山梨県	15.9	茨城県	84,391	愛媛県	549
36	広島県	926,811	京都府	15.9	宮城県	94,881	栃木県	551
37	茨城県	1,061,143	鹿児島県	15.7	埼玉県	99,772	秋田県	554
38	静岡県	1,200,491	秋田県	15.5	京都府	103,213	三重県	564
39	福岡県	1,785,375	沖縄県	15.3	広島県	110,984	福井県	571
40	北海道	1,873,027	群馬県	15.1	千葉県	147,326	徳島県	574
41	兵庫県	1,911,647	青森県	15.0	福岡県	180,425	山梨県	580
42	千葉県	2,074,990	長崎県	15.0	愛知県	200,150	高知県	582
43	埼玉県	2,304,264	山形県	14.7	兵庫県	209,893	青森県	583
44	愛知県	2,522,256	石川県	14.4	神奈川県	241,943	和歌山県	592
45	神奈川県	2,873,102	大阪府	13.4	北海道	316,264	茨城県	611
46	大阪府	3,053,759	福島県	13.3	東京都	342,131	福島県	626
47	東京都	4,417,184	和歌山県	12.4	大阪府	350,837	群馬県	636
	全国総量	42,894,421	全国平均	20.2	全国総量	3,859,036	全国平均	505

主要都道府県の廃棄物処理計画

都道府県	策定時期	計画期間	目標年度
北海道	2015.3	2015-2019	2019
宮城県	2016.3	2016-2020	2020
茨城県	2016.3	2016-2020	2020
千葉県	2016.3	2016-2020	2020
東京都	2016.3	2016-2020	2030
神奈川県	2017.3	2012-2021	2021
愛知県	2017.3	2017-2021	2021
大阪府	2016.6	2016-2020	2020
兵庫県	2018.8	2018-2025	2025(2020に中間目標)
福岡県	2016.3	2016-2020	2020

市町村の一般廃棄物処理基本計画

市町村	始期	終期	計画期間	見直し
大阪市	2016	2025	10年	2019
堺市	2016	2025	10年	2020
岸和田市	2018	2028	11年	2023
豊中市	2018	2027	10年	2022
池田市	2010	2020	11年	2020
吹田市	2011	2020	10年	2020
泉大津市	2016	2030	15年	2020
高槻市	2016	2025	10年	2020
貝塚市	2018	2028	11年	2023
守口市	2017	2026	10年	2021
枚方市	2016	2025	10年	2020
茨木市	2016	2025	10年	2021
八尾市	2012	2020	9年	2020
泉佐野市	2018	2029	12年	2022
富田林市	2016	2031	16年	2020
寝屋川市	2011	2020	10年	2020
河内長野市	2011	2020	10年	2020
松原市	2014	2023	10年	2023
大東市	2011	2020	10年	2020
和泉市	2016	2030	15年	2020
箕面市	2018	2027	10年	2022
柏原市	2009	2019	11年	2019
羽曳野市	2014	2028	15年	2019
門真市	2010	2019	10年	2019
摂津市	2011	2020	10年	2020
高石市	2016	2030	15年	2020
藤井寺市	2014	2028	15年	2019
東大阪市	2016	2025	10年	2020
泉南市	2011	2021	11年	2021
四條畷市	2008	2017	10年	2019
交野市	2008	2017	10年	2019
大阪狭山市	2014	2028	15年	2023
阪南市	2011	2021	11年	2021
島本町	2015	2029	15年	2019
豊能町	2017	2031	15年	2021
能勢町	2017	2026	10年	2019
忠岡町	2012	2026	15年	2021
熊取町	2014	2023	10年	2023
田尻町	2018	2029	12年	2023
岬町	2018	2025	8年	未定
太子町	未策定			2020※
河南町	2011	2020	10年	2020
千早赤阪村	2015	2024	10年	2019

※策定予定年度

注) 西暦表示は年度を表す。

背景

令和元年5月31日

- ◆ 廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題
- ◆ 我が国は国内で適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施。一方、世界で2番目の1人当たりの容器包装廃棄量、アジア各国での輸入規制等の課題

重点戦略

基本原則：「3R + Renewable」

- リデュース等**
 - ワンウェイプラスチックの使用削減(レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」)
 - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
- リサイクル**
 - プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル
 - 漁具等の陸域回収徹底
 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化
 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築
 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
- 再生材
バイオプラ**
 - 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援）
 - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等）
 - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い
 - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

- ＜リデュース＞
 - ① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ＜リユース・リサイクル＞
 - ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
 - ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
 - ④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用
- ＜再生利用・バイオマスプラスチック＞
 - ⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**
 - ⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した

- 海洋プラスチック対策**
 - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理
 - 海岸漂着物等の回収処理
 - 海洋ごみ実態把握(モニタリング手法の高度化)
- 国際展開**
 - 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開）
 - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）

国際展開

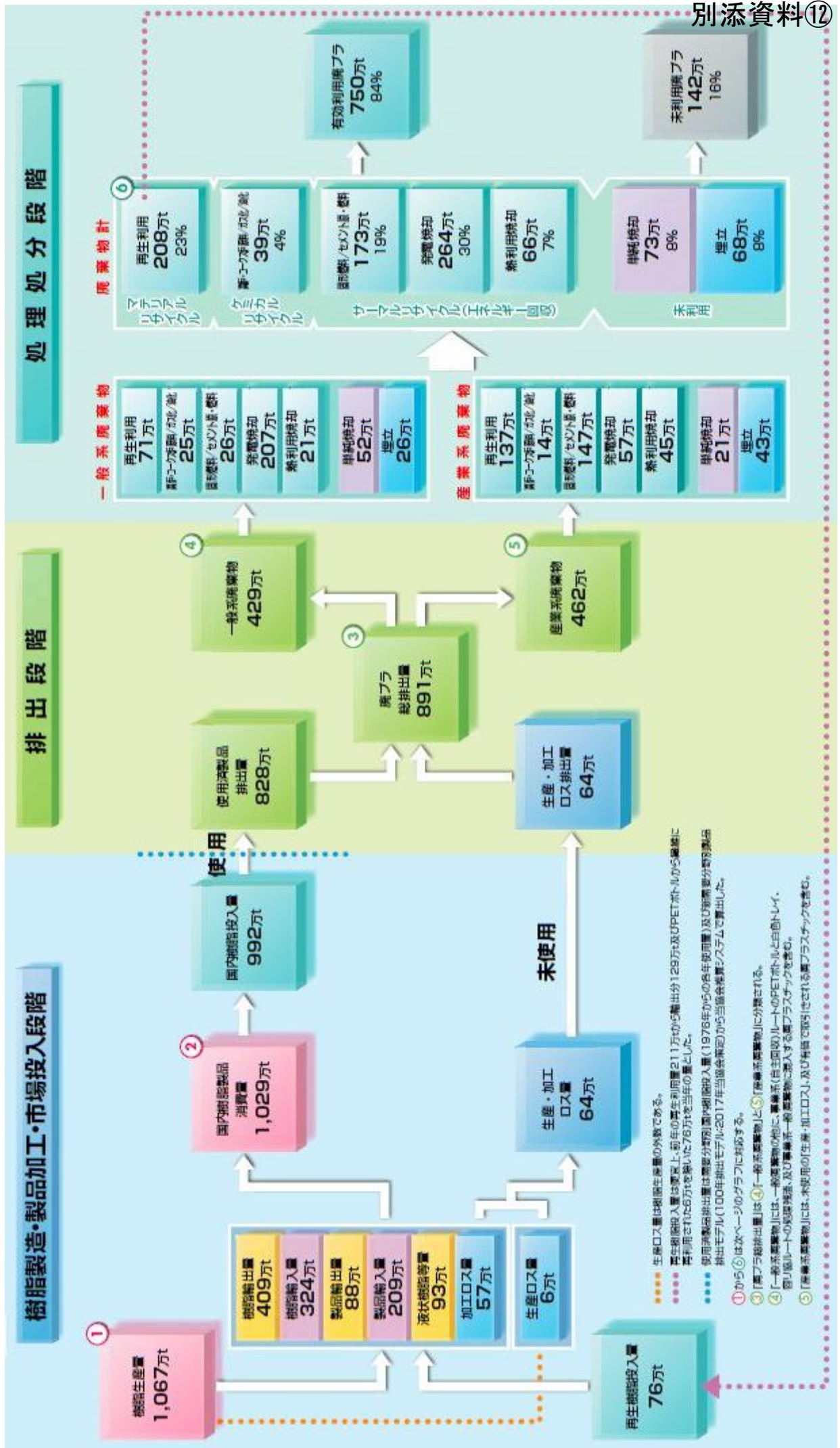
- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築）
- 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション）
- 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策）
- 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）

- 資源循環関連産業の振興
- 情報基盤（ESG投資、イシカル消費）
- 海外展開基盤

基盤整備

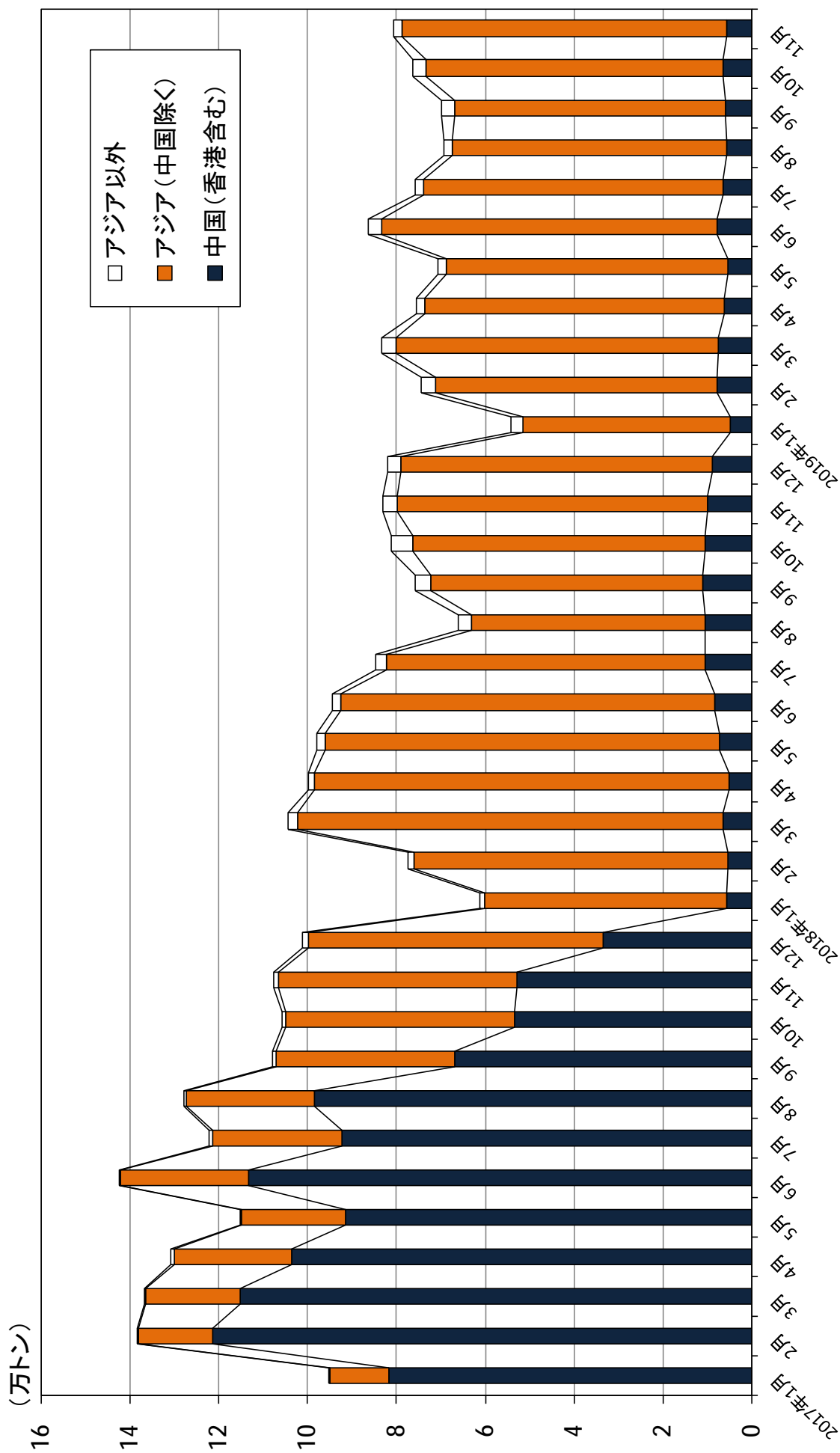
- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

日本のプラスチックマテリアルフロー図 (2018年)

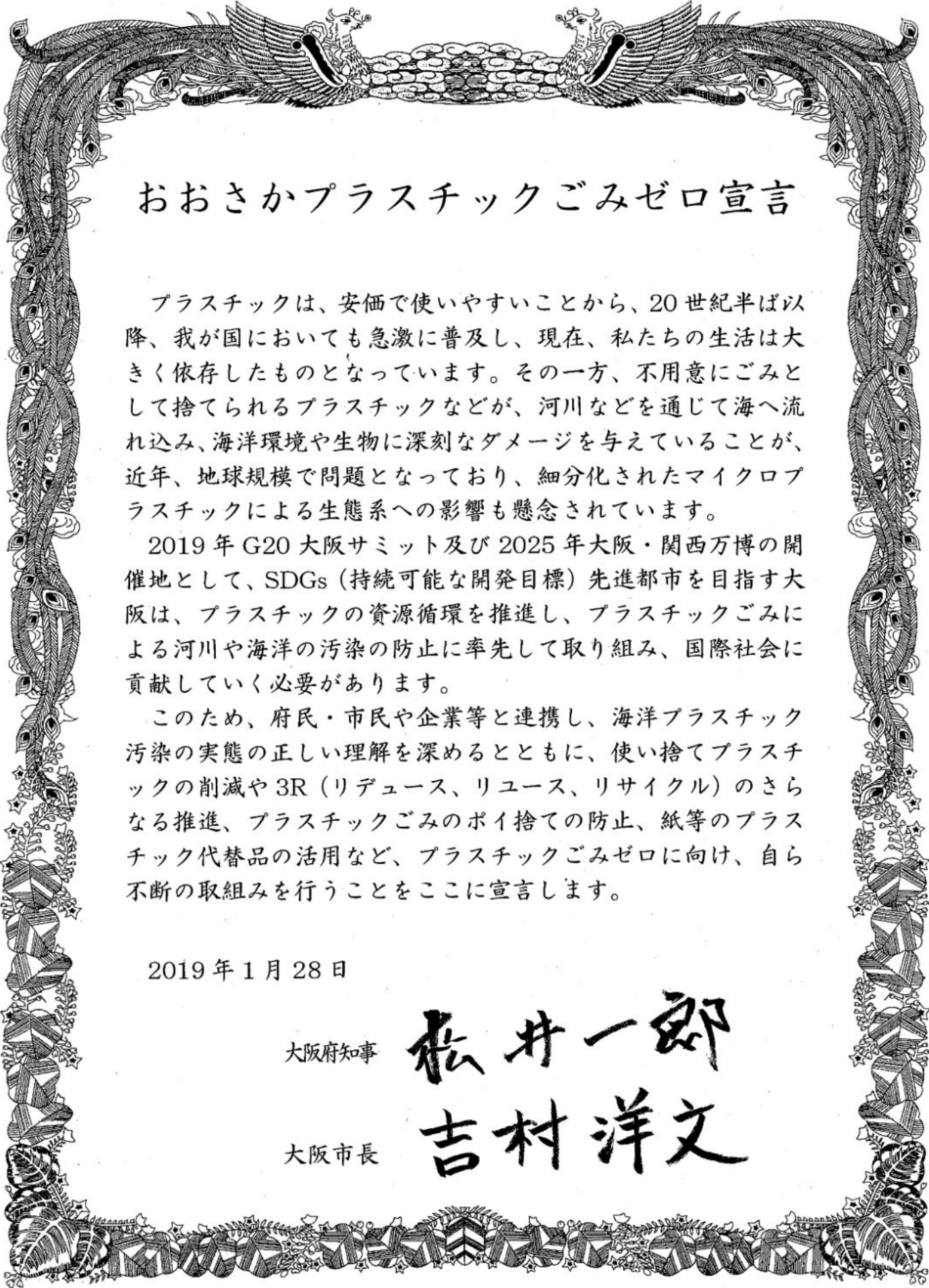


(出典)「プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図」
(2019年12月、一般社団法人プラスチック循環利用協会)

日本のプラスチックくずの輸出量



財務省貿易統計より作成【プラスチックのくず(品目コード: 3195)】



おおさかプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、安価で使いやすいことから、20世紀半ば以降、我が国においても急激に普及し、現在、私たちの生活は大きく依存したものとなっています。その一方、不用意にごみとして捨てられるプラスチックなどが、河川などを通じて海へ流れ込み、海洋環境や生物に深刻なダメージを与えていることが、近年、地球規模で問題となっており、細分化されたマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されています。

2019年G20大阪サミット及び2025年大阪・関西万博の開催地として、SDGs（持続可能な開発目標）先進都市を目指す大阪は、プラスチックの資源循環を推進し、プラスチックごみによる河川や海洋の汚染の防止に率先して取り組み、国際社会に貢献していく必要があります。

このため、府民・市民や企業等と連携し、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を深めるとともに、使い捨てプラスチックの削減や3R（リデュース、リユース、リサイクル）のさらなる推進、プラスチックごみのポイ捨ての防止、紙等のプラスチック代替品の活用など、プラスチックごみゼロに向け、自ら不断の取り組みを行うことをここに宣言します。

2019年1月28日

大阪府知事

松井一郎

大阪市長

吉村洋文

おおさかプラスチックごみゼロ宣言に係る大阪府・大阪市による実施内容

大阪府及び大阪市は、プラスチックごみゼロを目指し、以下に掲げる具体的な行動を実施します。

大阪府市共通

- ・ 庁舎、関連施設における使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の一層の推進
- ・ 職員による使い捨てプラスチック使用削減及びプラスチックごみの適正処理の取組みの徹底
- ・ 環境イベント、HP、チラシなどによる府民・市民への意識啓発
- ・ 河川や海岸、道路、公園等の清掃活動の推進

大 阪 府

- ・ 各市町村への宣言実施の依頼及びプラスチックごみの削減に係る調整
- ・ 経済、業界団体その他関係団体への宣言実施の依頼
- ・ 大阪湾のマイクロプラスチックの実態調査の実施
- ・ プラスチックごみに係る3R及び適正処理の推進（事業者の新たなプラスチック対策を推進するための体制整備等）

大 阪 市

- ・ エコバッグを常に携帯する運動の推進（大阪エコバッグ運動）
- ・ 地域、事業者との連携による新たなペットボトル回収・リサイクルシステムの構築（みんなで取り組むペットボトル循環プロジェクト）
- ・ 国連環境計画（UNEP）、国際環境技術センター（IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組みを世界に発信
- ・ 友好都市（上海市）と廃棄物分野の都市間協力による3Rと適正処理の確保

※ 大阪市としてのプラスチックごみ削減目標は、国の「プラスチック資源循環戦略」の策定等を踏まえて、2019年度当初に策定する。

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015年9月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
- ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記

➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第2条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第3条～第7条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第8条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第9条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける

基本方針等（第11条～第13条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第14条～第19条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
 - ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第20条～第25条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

（出典）消費者庁HP

- 令和元年5月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立。10月施行。
- 法第11条に基づき、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を策定するもの。
- 都道府県及び市町村は、この基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定(努力義務)。

I 食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向

1 食品ロスを取り巻く現状と削減推進の意義

- ・ 世界の食料廃棄量は、年間13億トンと推計。
- ・ 我が国は、食料の多くを輸入に依存(食料自給率(カロリーベース):37%(平成30年度))。
- ・ まだ食べることができる食品については、できる限り食品として活用することが重要。
- ・ 地方公共団体の財政支出や家計負担の軽減、CO₂排出量の削減等も期待。

2 我が国の食品ロスの現状

- ・ 食品ロス量は、年間643万トン(平成28年度)。このうち、事業系は352万トン、家庭系は291万トンと推計。

3 基本的な方向

- ・ 国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。
- ・ 多様な主体が連携し、国民運動として推進。

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

1 求められる役割と行動

消費者、農林漁業者、食品関連事業者、国・地方公共団体等の主体別に求められる役割と行動。例えば、

【消費者】食品ロスの削減の必要性等について理解を深め、日々の生活から排出される食品ロスの抑制に努めること。

具体的には、買い物物の前に家にある食材をチェックし、使いきれぬ分だけ購入。食品の適切な保存。家・外食店での食べきり。外食で料理が残った場合は自己責任で持ち帰り。食べきり協力店等、積極的な取組を行っている事業者の利用。

【農林漁業者・食品関連事業者】事業活動を通じた食品ロスの発生抑制に努めること。

具体的には、規格外農産物の有効活用。納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長等の商慣習の見直し。季節商品の予約販売等需要に応じた販売。外食店での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」骨子案②

2 基本的施策

- ・ 国においては、以下に取り組み、食品の生産から加工、流通、消費に至る一連の過程において、削減の取組を強力に推進。
- ・ 地方公共団体においては、以下を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進。

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ・ 消費者への食品ロスに係る正しい知識の普及。
- ・ 食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資料を活用し、家庭における削減のため具体的な取組を推進。
- ・ 「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」による外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発を一層推進。
- ・ 食品ロス削減月間(10月)に社会的な機運を高める取組を実施。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

- ・ 商慣習の見直しなど食品の生産、製造、販売等の各段階における食品ロス削減のための取組を推進。
- ・ 小盛りメニューの導入など外食産業における食品ロス削減事例や、持ち帰りの留意事項等を普及。
- ・ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化等を通じて食品ロス削減を推進。

(3) 表彰

- ・ 取組の重要性が国民に広く認知されるよう、国において表彰制度を創設。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ・ 食品ロスの発生量の推計、発生要因の分析を実施。
- ・ 効果的な削減方法等に関する調査・研究を実施。

(5) 情報の収集及び提供

- ・ 先進的な取組や優良事例を収集し、広く国民に提供。若者による積極的な取組に配慮。

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ・ 食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングやフードドライブを含めた関係者相互の連携のための取組等を支援。
- ・ フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知。
- ・ 食品の提供等に伴う責任の在り方に関する諸外国の事例調査。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」骨子案③

Ⅲ その他食品ロスの削減に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画の意義

- ・ 国の施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要。
- ・ 地方公共団体は、積極的に推進計画を策定することが望まれるもの。

(2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項

- ・ 地方行政として推進していくためには、関係する部局間で、認識を共有し、関連施策の連携を深めることなどが重要。
- ・ 食品ロスの発生実態や削減に向けた取組の現状、課題を把握し、その結果に基づき、推進計画を策定。
- ・ 地方公共団体におけるSDGsの推進や地方創生の取組、廃棄物処理計画の中に食品ロスの削減の取組を位置づけることも一法。
- ・ 推進計画の策定後は、定期的に取組を検証し、効果が上がるよう推進することが重要。

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

- ・ 国は、地方公共団体が推進計画の策定に伴って生じる負担が軽減されるよう必要な支援を実施。

2 関連する施策との連携

- ・ 関連施策（「循環型社会形成推進基本法」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」「食育推進基本法」など）との連携のため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要。

3 食品ロスの削減目標等

- ・ 「第四次循環型社会形成推進基本計画」における家庭系食品ロスや「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」における事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに2000年度比で食品ロス量をそれぞれ半減）の達成を目指し、総合的に取組を推進。

4 実施状況の点検と基本方針の見直し

- ・ 施策の実施状況について、適切に点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて施策を見直し。
- ・ 社会経済情勢や施策の実施状況等を踏まえて、法施行後おおむね5年を目途に基本方針の見直しについて検討。

大阪府と市町村における食品ロス削減の取り組み

施策	大阪府における施策の実施状況	市町村における施策の実施状況						
<p>生活系ごみの排出抑制の促進</p>	<p>○シンポジウム『みんな考えてる食品ロス削減 ～食の都・大阪でおいしく食べきろう～』の開催 (H30. 2. 6)</p> <p>○キャンペーン『食の都・大阪でおいしく食べきろう』により、小売や外食での売切り促進等食品ロス削減につながる取組を啓発 (H30. 2)</p> <p>○消費者向けの食品ロス削減啓発事例集を作成 (H30. 3) し、市町村職員向け講習会を実施</p> <p>○各種イベントで食品ロス削減を啓発</p> <table border="1" data-bbox="549 1509 620 1861"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント実施数</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>○府民対象の講習会で期限表示制度について説明</p> <p>○ホームページ「食品ロスの削減について」で食品ロス削減を啓発</p> <p>○10月の3R推進月間に合わせ、小売業者等と連携して『環境にやさしい買い物キャンペーン』を実施。マイバツグの特参や量り売り・ばら売りの活用促進を啓発するポスターを作成・配布 (H29年度：480店舗参加) (再掲)</p> <p>○適宜、市町村に情報提供</p>	年度	H28	H29	イベント実施数	3	3	<p>食品ロスに関する啓発活動を複数市町村で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、ハンドブック、ちらし、絵本等の作成 ・エコキッキング事業 ・フードドライブの実施 (大阪市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、松原市) ・フードバンク、再生資源セミナーの開催 (堺市、豊中市、吹田市) ・アンケート・意識調査の実施 (大阪市) ・フードバンクの実施 (泉大津市) ・冷蔵庫の収納術講座 (大阪市) ・H29年7月より、本市独自の取り組みとして「食べのこサンデー」運動を開始 (枚方市) ・3010運動を啓発するコースターの作成及び配布 (寝屋川市) ・「台所ごみ水切り」、「マイバツグ、マイボトル・マイカップ特参」、「手付かず食品削減」等のキャンペーンを実施 (枚方市) <p>○食品ロス量を把握できるとの組成調査を実施 (大阪市、堺市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市)</p> <p>○「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の会員に複数市町村が参加</p> <p>など</p>
年度	H28	H29						
イベント実施数	3	3						

(出典)『循環型社会の構築に向けた施策』の実施状況 (平成29年度) より一部抜粋